矯正図書館

刑政

第四十八卷　十二月號　第十二號

昭和十年を送る（卷頭言）	正木亮	2
小原司法大臣訓示		6
岩松行刑局長指示事項		10
犯罪教育學と意志の問題（一）	吉益脩夫	17
中世における武家刑法の基本主義	細川亀市	27
第十一回國際かんごく會議	グライスパツハ	37
雜報		47

財團法人　刑務協會發行

矯正図書館

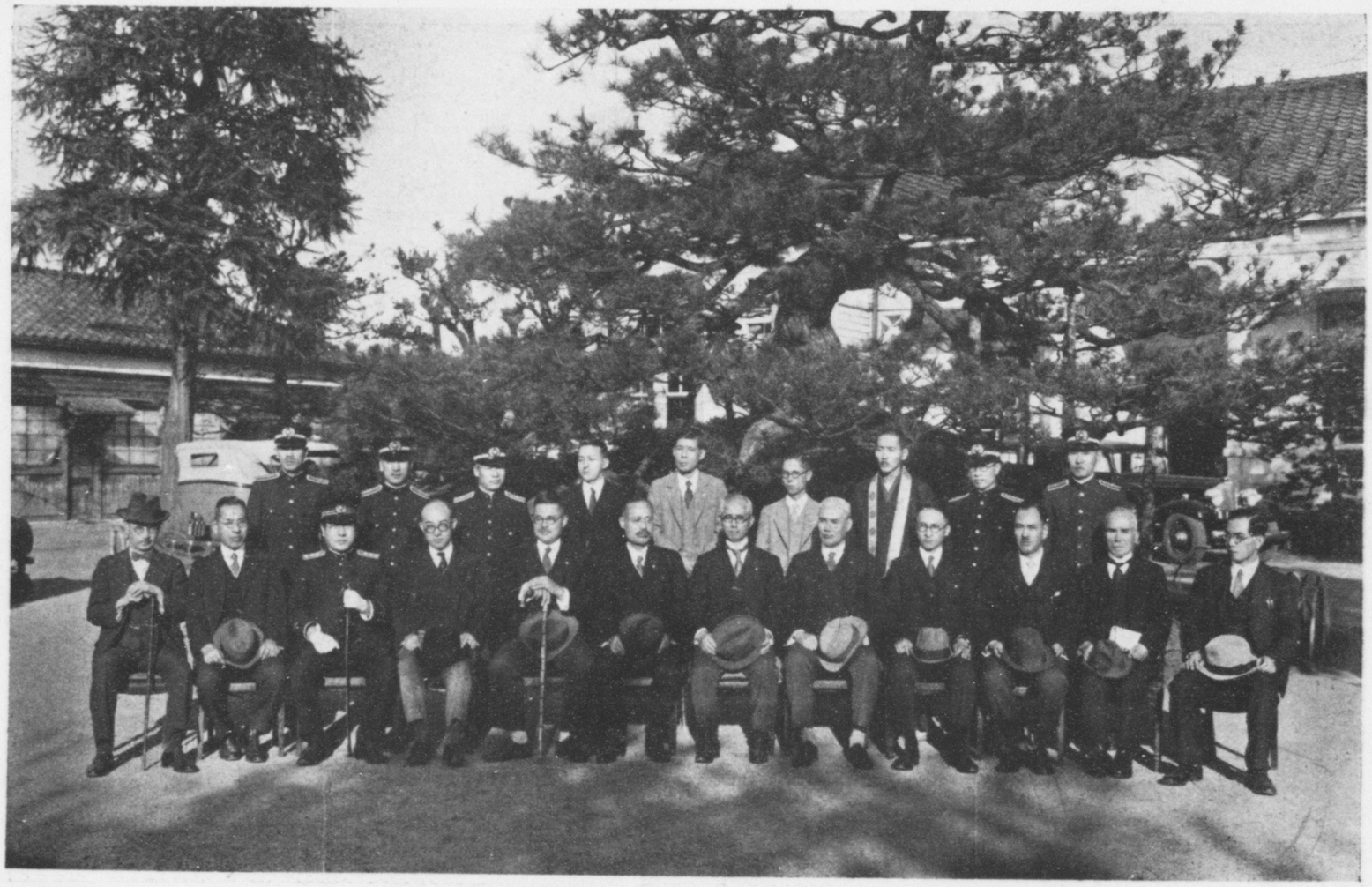

小原司法大臣金澤刑務所巡視記念

刑政第48巻第12号

矯正図書館

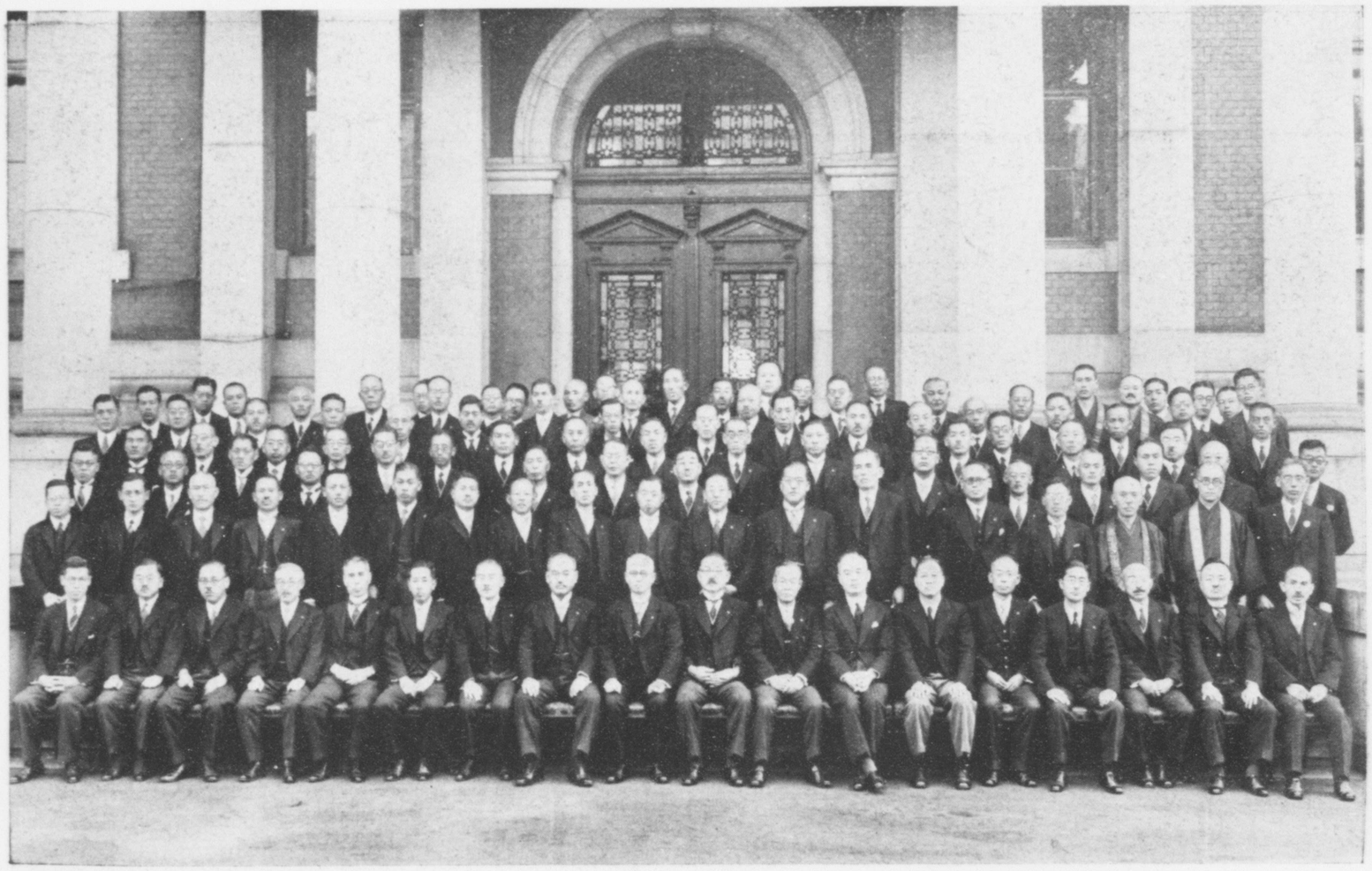

昭和十年度全國刑務所長會同記念

第八回全國刑務所武道大會劍道部優勝者

刑政第48巻第12号

矯正図書館

刑政

第四十八卷

十二月號

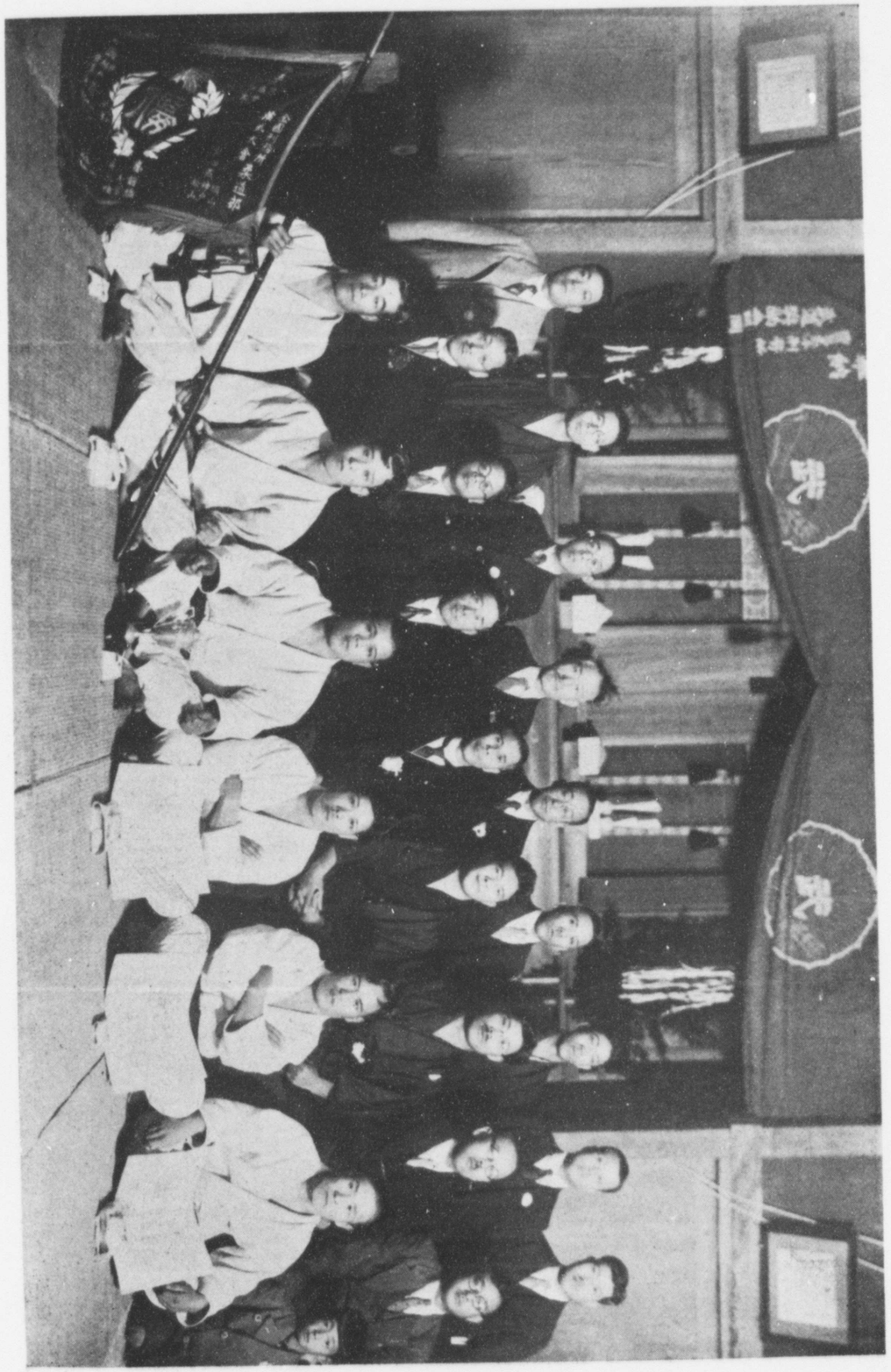

者勝優部道柔會大道武所務刑國全回八第

矯正図書館

昭和十年を送る

昭和十年も亦いろいろな意味に於てあしあとを遺した。對内問題としてわたくしは玆に五つのものをあげる。未決勾留の問題、刑務作業の問題、少年敎化の問題、刑務官の心機一轉の問題及び刑務官の責任分野の問題がそれである。

第一の問題は歳の初に於て帝國議會の一角より烽火があげられた。見やうによつては被告人の鬪爭手段とも見えるし、又刑務官としてはよし革手錠を用ゐようともそれが法律に基く以上毫末も介意する必要がないのではあるが、しかし他面に於て罪未だ定かならざる者に對して未決處遇を既決化することの不滿、被告人の生活に對する家族の暗黑、それらが如何にこの問題の勢を助けて居るかを忘れてはならないのである。刑務官としては被告人に對してその罪證を確保する以外に自由を與へよといふ世の要望に耳をかたむける以外に解決の方法のない未決勾留制度の改正問題が司法制度調査會にかけられたのは實に此の歳であつたのである。

第二に作業收入年額實に八百二十餘萬圓なりと錄された歳も亦昭和十年の春であつた。この莫大なる收入額は既往に於ては嘗て見ざるところ、それだけに囚人もよく働き役人も一生懸命であつたことを物語るものといへよう。同時に、行刑當局が何故にかかる收入額の增加に雀躍するかに付て瞥見を拂つて置かう。わたくしは嘗てギリン敎授の新刊紹介に際して行刑の自給自足主義の必要なる所以を說いた。自給自足を目標として囚人を働かすことは倫理的に見ても妥當であり敎育的にみても必要であるとなした。窮局すれば自給自足は人を獨立獨行せしめる所以であるとなしたのである。その理想がこの八百二十餘萬圓の作業收入によつて將に實現に近からんとしつつある點に於て當局が喜び、昭和十年の足跡として數へあげる價値が見出されるのである。

第三に、昭和十年には浦賀の繫留艦武藏を大和に代へ、快天丸を新造して少年敎化の方法に清新の氣を與へた。ことは一少年刑務所の出來ごとであるが、しかし、之を海外の少年感化制度に比較考量するときそこに偉大なる理想のかなたの潛めることを忘れてはならない。かの十九世紀に於けるイギリスのマリーン協會の試みた海員養成の制度、近くはイタリヤに於けるチビタ夫人の感化制度に比し些の遜色を見出し得ない。海國に於ける海の感化！　之こそ當局が國勢を基本として感化方針を確立せんとする意圖のあらはれであると見ればその結果たるや大きい。

第四に、行刑當局が刑務官吏の心機一轉の方法を劃策し玆に課長制度を復活せしめたことを特筆すべきである。課長制度は皮想に觀察すれば單に刑務官吏をして空名を追はしめんとするかに見える。しかし、之を實質的に見れば今日の如く複雜化したる行刑を統制し、動もすれば沈滯し易き士氣を奮起せしめるが爲めに、そこに要望されるものは身を以て範をたれ得るところの指導者でなくてはならないのである。かやうな意味に於て定められた課長その人の責任や重く且大なることはいふまであるまい。

第五に、課長の責任に關聯してわたくしは玆に刑務官の責任に付て一言しよう。曩に、不幸にして橫濱刑務所より三名の受刑者が逃走した。この逃走事故は犯人が第一級者でありしだけに、又三名が籠殼の下に潛入した丈けに世の騷ぎは筆舌に盡せぬものがあつた。さうして、諸新聞は橫濱刑務所長の責任を問ふべく進退伺の提出を以てしたのである。しかし、かやうな場合に於ける刑務官の責任はかの手續書の提出によつて表示せらるるものであることに付ては何人も疑はない。しかし、世人はかやうな法律上の責任表

示の方法のみで決して滿足しなかつたのである。法律上の責任の中に道德的の責任の包含せられて居ることは當然ながら、吾人は刑務官の衷情よりわき出る純乎たる責任觀念卽ち進退伺なるものが往々にして世上にあらはるるものであることを知るが、今次の新聞紙は世の要望として之を求めたのであつた。東横濱刑務所長は又進んでこの種の責任を進退伺の名の下に提出せられ以て刑務官の道德的責任の强きものなることを表示して罪を待たれたのである。幸にして進退伺は却下せられたが、しかし、わたくしは東君のこの責任表示方法が少くとも刑務官の責任觀念向上に役立つことあることを信じ君の衷情の切なりしことに對し同情禁じ能はぬものがあるのである。

海外に於ける刑事問題としては先づ第一にベルリンに於ける第十一回國際刑法並監獄會議があつてそこに我國よりも委員を參列せしめたことであつたが、この會議の趨勢が極端なるナチス思想を避けて中道を選んだことは冷靜に批判する者にとりては一つの安堵であつた。

今年の六月十七日より二十日まで第十一回の國際刑事警察委員會がコペンハーゲンに於て開催され、同月十三日より十五日まで同所に於て第二回通貨僞造防止會議が開催されたのは犯罪防止研究への今年に於ける一つのあしあとであつた。

かくして今年も上下一致の努力によつて暮れゆくのである。

昭和十年十一月十七日夜

正木亮

正木書記官の御榮轉

昭和十年十一月、正木書記官を東京控訴院檢事に送る。

顧れば、氏が大正十年七月、司法省監獄局事務囑託として、はじめて身を行刑界に投ぜられて以來、星霜早くも玆に十有五。その大正十三年二月、司法書記官と成られてからだけでも、既に十二年の歲月は流れてゐる。十五年といへば一昔以上である。その間には行刑局長の椅子にも五代の變遷があつた。しかも氏は終始一貫、よくそれら歷代局長を輔けて、一意我が國行刑の整備改善のために、全幅の努力を傾注せられ來つたのである。殊に、滿洲事變を轉期とせる我が刑務作業の飛躍的發展の如き、或は假釋放審査規程乃至は行刑累進處遇令の制定の如き、今日、我が國行刑制度が、殆んど理想的形態を整へるに至つた功績の一半は、實に之を氏に負ふと云ふも、決して過當の言ではないのである。

いま、その功成り、勞酬いられて、この御榮轉を聞く。我等は衷心慶賀の念に堪へないと共に、又、その我が行刑界に遺されたる足跡の餘りにも大なるを憶ふ時、そぞろに惜別の情禁じ難きものあるを覺ゆるのである。

併乍ら、幸ひにして、我等は、今回、氏が更めて當協會參與の職に就かるゝと共に、引續き本誌編輯の勞を執らるゝことの快諾を得たことを以て滿足せねばならぬ。本誌が過去十有餘年に亙つて氏の手鹽にかけられ、我が國行刑學の進展に少からぬ貢獻をなせることについては、今更玆にお太鼓を叩くまでもないところ、我等は本誌が、今後とも氏の熱血の筆を得て、一層內容を整備すると共に、新思潮の趨勢と理解ある批判とを、讀者諸賢に傳へるであらうことを信じて疑はない。

謹みて御榮轉を祝し、前途の御多幸を祈りたてまつる。

小原司法大臣訓示

（昭和十年十一月二一日　刑務所長會同に於ける）

今回各位を召集して、行刑事務の刷新向上に關し、所懐の一端を披瀝するの機會を得ましたことは、私の欣幸とするところであります。

一、各位も既に御承知の如く、本年八月十八日より同月二十四日に至る一週間、ドイツ國ベルリンに於て第十一回國際刑法竝監獄會議が開催せられ、我國よりも委員を參列せしめたのでありますが、此の會議に於て取扱はれた問題中、特に各位の留意を要するものは受刑者處遇の寛大化の點であります。此の問題は動もすれば陷り易き刑務官の弱點を指摘し、受刑者に對する處遇上の迎合が其の改過遷善に資せざるのみならず、反て障害を爲すものなることを戒めたる點に、各位の考慮に値するものがあると考へるのであります。

二、惟ふに我國の行刑は、昨年一月一日を以て一新期を劃して以來、各位の不斷の努力により、好成績を擧げて居りますが中には動もすれば行刑累進處遇令に於て許されて居る受刑者の生活條件を極度に引上げ爲に受刑者をして容易に最上級の處遇に浴することを得せしめ、眞の責任觀念の養成向上を期待する能はざらしめる向がないでもないやうであります。斯くては國際會議に於て問題となりたる如く、我行刑累進處遇令も亦、所期の目的を歪曲せらることになるのでありますから、各位は此の點を十分に考慮せられ、受刑者をして累進處遇が生活の安易法なるかの如き誤解を抱かしめないやうにせられたいのであります。

三、受刑者の人格陶冶には先づ、其の責任を自覺せしむることより始めなければなりませぬ。累進處遇令が此處に重點を置いて居ることは、既に各位御承知の通りであります。然し乍ら受刑者をして其の責任を自覺し、且漸次其の觀念を向上するやうに仕向けるには、法規所定の處遇を爲し、敎化其の他之が指導誘掖の方法を盡し、因て以て受刑者各自の精進努力を促すことの必要なるは勿論でありますが、又各位を初め各位の部下が、身を以て範を垂れ實踐躬行彼等をして之に倣はしむることに由りて、初めて完璧を期することが出來るのであります。然るに刑務官中一人でも其の職を汚し、同僚の指彈を受け、社會の嘲笑を買ふが如き者を出しましたならば、其の事實は直に受刑者に反影し、之が敎化上に甚しき障礙を與へ、延ては累進處遇令の精神を根底より覆すこととなりますから、各位は常に此の點に留意して部下を戒飭し、職務執行の適正を期すると同時に、綱紀の肅正維持に努められんことを切望する次第であります。

四、刑務作業は昭和九年度に於ても益々進展致しまして、其の調定高は昭和八年度に超ゆること實に四十三萬圓、總計八百二十三萬餘圓の多きに達しました。斯く逐年調定高の增嵩致しますことは、各位の作業經營方法が其の當を得たると、各位の間斷なき努力の賜物であることは勿論でありますが、同時に受刑者をして熱心誠實に就業せしめられた結果に他ならないのでありまして、此の事はやがて受刑者敎化に尠からざる好結果をもたらしつつあることを確信するものであります。惟ふに受刑者の社會復歸に最も必要なことは誘惑を克服する意思と、勞働に對する意慾思念と、之に耐ゆる體軀とを與ふることであります。而して之を與ふるには嚴格なる規律に服せしめ、適正なる保健の道を講じ、敎化を施行すると同時に適當なる作業を科し其の技に修熟せしむる傍、倦怠の隙を生ずることなく、刻苦勉勵の習性を植付くるやうにしなければなりませぬ。各位は刑務作業の終局の目的實に玆に存することに

思を致し、之が施設經營に付遺漏なきを期せられんことを切望致します。

五、未決勾留者は近時益々增加し、殊に社會各層の人が拘禁せらるるに至りたる結果、世人の拘置監に對する關心は昔日の比に非ざるものがあるのであります。此の情勢に鑑みまして本年七月設置せられたる司法制度調査會に於て、未決勾留制度の改正に關する調査を進むることとなつたのであります。各位に於かれましても進んで改正に關する意見又は資料を提出せられ、同會をして有效なる結果を得しむるやう助力を願ひたいのであります。

六、昭和八年度に於て執行命令を發したる罰金、科料は總額約一千百萬圓に達し、同年度に於ける勞役場留置執行額は五十三萬餘圓にして、其の人員一萬二千人の多數に上り、而も此等留置者に對する處遇に付ては、從來確たる方針が定まつて居らなかつた爲、果して刑政の目的が遂行せられて居るか否かに付、憂慮すべき點があるのであります故に、各位は此の際特に深甚なる考慮を拂ひ、此の點に關する刑政の確立を試みられんことを切望する次第であります。

七、思想犯人に對する敎化改善は、其の後益々良好なる成績を擧げ、其の假釋放の如きも、昭和九年は前年よりも增加して、實に百四十九名の多きに達したのであります。而して其の所內動靜に付ても、昔日の如く絕食を以て當局に對峙し、或は情願を以て抗爭するが如きは全く杜絕するに至りました。之全く思想犯人處遇に對する苦き經驗の結果、相當考慮を拂ひたる賜物に他ならないのであります。幸にして我國に於ける共產主義運動は、近時漸次衰退を來し、從て行刑の對象も亦受刑者に集中さるるに至りましたから、各位は從來の經驗を利用して受刑者全部を善導して轉向せしめなければならないのであります。尤も昭和三年以來中絕されて居りました國際共產黨大會が、本年七月下旬より八月上旬に至る間にモスコーに於て、其の第七回の大會を開催致しました結果、其の影響は自然我

國に波及するの情勢に見受けられるのでありますから、各位は全力を傾倒して、受刑中の此の種犯人が釋放後に於て、再び運動に參加しないやうに善導の實を擧げられんことを切望するのであります。

八、近時受刑者の增加と、刑務作業の進展に伴ひ、受刑者の移送は一層擴大せられ、其の範圍は殆んど無制限になつたと云つても過言ではないのであります。而して斯かる移送は、釋放者の歸住地、旅費、及び四圍の情況等を參酌して極めて愼重に行ふに非ざれば、或は犯人を無緣の地方に移し、或は釋放者をして、家を捨てしめるの結果を惹起致しまして、其の社會復歸を妨ぐることとなる虞がありますから、各位は向後受刑者の移送に付ては一層注意せられ、止むなく移送する場合がありましたときは、其の釋放直前までには成るべく原刑務所又は歸住地附近の刑務所に送還して家に還るの機會を與へ、以て釋放者保護の一端に便せられんことを希ふ次第であります。

岩松行刑局長指示事項

（昭和十年十一月二日 刑務所長會同に於ける）

一　今回各位の御會同に際し私は行刑當局より總括的に見た過去一年の行刑成績を申上げ、且之に基き所見の一端を披瀝して各位の御考慮を煩はし度いと存ずる次第であります。勿論、箇々の點に付きましては私の申上ぐるところと各位の御經驗とに相反する點があるかと思ひますが、只今も申しました如く私の申上ぐるところは總括的な判斷でありますからその點は特に豫め御諒解を願つて置きます。

二　我國の過去一年の行刑成績は之をその以前の一年に比較致しますと大略良好であるといひ得ませう。先づ刑務費の支出決算額から申上げますと昭和八年度が九百三十六萬七千九百一圓であつたのに對し、昭和九年度は九百七十一萬三千八百六十五圓、差引三十四萬五千九百六十四圓の增加であります。これに對して刑務所作業收入は昭和八年度が七百七十九萬六千九百三十八圓十三錢であつたのに對し、昭和九年度は八百三十二萬三千九百十四圓十九錢、差引五十二萬六千九百七十六圓六錢の增加であります。その就業費に對する回收率は昭和八年の十四割五分弱に比し昭和九年は一割四分增の十五割九分弱といふ好成績を擧げたのであります。之によつて見るに最近の行刑が如何に受刑者を勤勉力行に馴れしむるやうに指導しつつあるかを肯定することが出來るのであります。殊に企劃の最も困難にして製品檢査の嚴正を以て知らるる軍需品製作に至りましてはその聲價漸く高まり昭和八年度に二百六十二萬三千三百五十二圓でありましたのに對して、昭和九年度には二百八十四萬三千五百二十六圓となつたのであります。之を以てしても今日の刑務作業が熱心誠實に營まれつつあることを申上げることが出來ると思ふのであります。

三　從つて受刑者の成績も一段と向上致しまして、その最後の目標である假釋放の數は昭和八年九月より同九年八月に至る間に於て四千五百七十八人でありましたのに對し、昭和九年九月より同十年八月に至る一年は四千四百三十三人でありまして前年度が恩赦と云ふ特種の事情の爲一時大量の假釋放者を出し其の數激增したるに比し僅に百四十五人減に止つたのであります。殊に治安維持法違反者の假釋放は昭和八年中に四十人でありましたものが、昭和九年中には實に百四十九人、更に本年一月より九月末日の九箇月間には昨年一箇年の總數よりも增加して實に百五十三人、滿期釋放者を含む全釋放者の六十五パーセントが假釋放せられ得る狀態に至りましたことは國家の爲に甚だ慶賀すべきことであると存ずる次第であります。又假釋放者の取消數に付て見まするにその許可人員數が前年とさしたる差がないのに拘らず、取消數は著しく減少致しまして昭和八年九月より九年八月の一年間に四十四人の多きに達して居たものが昭和九年九月より本年八月までの一年間は二十五人卽ち十九人の減少になつて居ります。之は要するに、各位が假釋放審査に付て極めて愼重なる態度を把持された結果であると存ずる次第であります。

四　かやうに、刑務作業及假釋放を通じて見たる行刑狀態は頻る良好であるのでありますが戒護方面より觀察するときは決して樂觀を許されないのであります。例へば、その事故調に基いて申上げますと昭和八年九月より九年八月までの一年間に逃走事故は未遂八件、同既遂十二件、自殺二十五件、傷害七件、放火一件、其の他の事故十三件を合せて六十六件であつたのに對して、昭和九年九月より十年八月までの一年間には逃走未遂二件、同既遂十九件、自殺三十五件、傷害七件、放火二件、その他の事故十三件を合せて七十八件、卽ち十二件の事故增加に相成りましたのみならず、その逃走事件の中には刑務官吏が犯人より制縛を受け逃走されたと云ふ樣な事件又は其の他の事故

中には數十回に亘り外部よりの盜難に遭遇しながら如何とも爲すことが出來なかつたと云ふ未曾有の事件すらあつたのであります。戒護は私が申すまでもなく行刑の生命線であるのであります。その生命線がこのやうに不成績になりましては他の事務がいかによくても決して安堵すべき時と存ずるのであります。

五　戒護成績の下落はその原因は幾多數へることが出來ませう。或は吏員の手不足、或は設備の不完全等に由來する點が多々あるでありませうが、しかし、何といつても職員の緊張の程度が影響すること大であるといふことは之を否定することが出來ないのであります。就中、吏員が收容者に制縛を受けたり或は就業中の受刑者を放置して戒護の部署を離るるやうなことを致しましては行刑の生命線たる戒護は最早終りであるといつても過言ではないと存ずるのであります。故に、各位は最近の事故增加に鑑みて今後は大に綱紀を張り以てこの不成績を恢復するやう部下の指導に力を致されんことを切望して止まない次第であります。

六　次に累進處遇の運用に付て一言致して置き度いと存じます。累進處遇は御承知の如く四級に區分して上級に至るに從ひ處遇が緩和されることになつて居るのであります。殊にその第一級者の如きは極めて寬大なる處遇を受け得ることになつて居るのでありますが、その責任を自覺する點に於て將又勤勉力行の點に於て眞に第一級の處遇に値する者が此の處遇に浴して居れば結構でありますが萬一其の處遇に値しない者が誤つて其の級に編入さるる樣なことがありましたらば、斯る者に對し此の寬大なる處遇を與ふることは場合によりては社會生活との權衡を失し、本人に贅澤な惡慣習をつくることになりまして法律の精神は歪曲せらるることになるのであります。近來各所に行つて居らるる第一級者の處遇を見るに其の集團散歩にしろ、自辨食の內容にしろ、之を彼等の入所前の生活に比して刑務所生活の方が寧ろ優つては居ないかと思はるる向がないでもないのであります。又或刑務所では第一級に屬する人員が其の全收容者の二十パーセントを占めて居る狀態であります。是等は果して進級その他の方法につき過誤なきや否疑なしとしません。假に過誤なしと致しましても、收容者の二割が第一級者と云ふことでは第一級者の有難味は單に處遇上に於て緩和されたと云ふ丈で收容者を喜ばすことは出來ても眞に責任觀念とか勤勉力行の慣習とかを植付くると云ふ敎化上の價値は骨抜きになつたと云つても過言ではないと信じます。何卒各位は此の點につき今一層御考慮を拂はれて收容者をして第一級の處遇を受くることは容易なことではない。其の責任觀念に於て將又、勤勉力行の實蹟に於て眞に社會復歸の適格性を得たるものでなければ其の處遇に浴することが出來ぬと云ふ感じを抱かしむることによりて、累進處遇の敎化的意義を發揮する樣御努力を願ひ度いのであります。最近當局が自辨品許可、集團散歩及遊戲、競技等の許可に對して嚴重なる査定を致して居りますのは其の意全く玆に存するのであります。

七　次に行刑敎化の點に付て一言申上げます。行刑敎化に關しては近來行刑累進處遇令の運用に伴ひ、その事務的方面が著しく煩多になつた爲に敎誨師各位が相當多忙を極め困難を感じて居られるやに拜承致すのであります。しかし、繁雜を來しましたのは獨り行刑敎化の事務のみに限りません。社會百般の事象複雜となつた結果國家の何れの方面の事務も激增、且、繁雜の度を加へ來つたのでありまして、其の局に當ります者は皆擧つて努力一番之が處理を致して居る狀況でありますから、敎誨師各位におかれても困難なる事務に直面しても之にひるむことなく、勇躍して之に當る熱と意氣とが必要と存じます。行刑敎化の根本義としては我國體の精華を知得せしめ、信仰の念を增長せしむることにあるのでありますが、その根源も結局敎誨師の熱誠と人格とに由來するのでありますから、各位はその意味に於て敎誨師の指導に特に力を致され度いのであります。

八　次に、行刑衞生に付ては昨年も申上げました如く、刑務所は集團生活でありまして、一度處置を誤るに於ては傳

染病が蔓延して終熄に困難を感ずる場合が尠くないのであります。故に、此の種の疾病が起りましたときはたとひそれが輕度でありましても、又、差當り續發の虞れがないと考へられる場合でも速に當局に報告して機宜の處置を講ぜられる必要があるのであります。然るに、最近の事例に見ましても一時を糊塗して竟に大事に至らしむるが如きことを惹起致しましたのは甚だ遺憾に存ずる次第でありますが、今後は十分此の點に御注意の上行刑衞生の完全を期するやう御配慮を願ひ度い次第であります。

九　最後に、人事問題に付て御考慮を御願ひ致し度いと存じます。御承知の如く、行刑は人と人との關係であると申しまし位改過遷善の衝に當る刑務職員の選定配置には絶大なる努力を拂はれねばならぬことは今更申すまでもないことであります。殊に、刑務所の幹部の命免異動を取扱ひまする當局への御報告に付ては一層入念に正直に感情を離れて御作成相成りませんとその波及するところ決して尠くないのであります。然るに、近時御提出になる考績調書の如きに至りましては全く之に反し、不良なるものを優良なりと報告して他に轉勤せしめ、或は前任所長の意見をそのまま踏襲し甚しきに至りましては調書の作製をなさざる向さへあるのであります。如斯は所長としての當然の職責を怠るものであつて、又眞に人と人との關係に基く行刑を爲さんとする誠意を缺くものであります。各位は何卒かかる利己的感情を捨てて行刑の大道の爲に人的關係の觀察を遂げられんことを切望致す次第であります。

一〇　司法次官は御出張中で御臨席を仰ぐことが出來なかつたから同次官より賜はるべき注意事項の重なるもの二、三を私より代つて各位に御傳へ致します。

(1)　近來刑務事故の報告を遲延し、甚しきは之を隱蔽するやの疑さへあるものがあるのであります。例へば某刑務所の盜難被害事件の如き長年に亘る盜難被害事實ありたるに拘らず、毫も之に關する報告がなかつたのであります。其の爲其の被害品に對する整理を爲すことが出來ず、延ては行刑の監督統制を紊す樣になり、不都合なる結

果を來したのでありますから、今後は如何なる事故と雖も之が發生と同時に速に報告を爲し、當局をして直に適當なる處置を爲すことを得しむる樣御取計を願ひ度いのであります。

(2)　刑務作業の成績は只今司法大臣より御訓示のありましたやうに、非常なる好成績を擧げて居るのでありまして、之偏に作業統制其の宜敷を得たる結果と存じます。然るところ、刑務作業の發展は同時に民間の事業と競業狀態を惹起致しまする結果、自然民間より之に關する各種の陳情を見ることとなり勝でありますが、最近に於ては銃劍防具の製作制限に關するもの以外には殆んど之を見ない有樣となりましたことは誠に慶賀すべきことであります。之實に彼の官用主義に基き個人企業を侵害することを避けたる結果に外ならないのでありますから、今後とも一層此の點に注意相成る樣切望致します。

(3)　本年度に於ける就業費は四百五十二萬四千圓でありまして、昨年に比し非常なる增加でこれは例年の如く豫備金の支出及追加豫算の要求を爲さずして濟む樣に實際必要と認めた額を豫算に計上して貰つた爲であります。從つて、行刑當局としては此の程度の資金を以て作業經營の萬全を期すべき義務を負擔して居るとも云へるのであります。然るに、其の後各所より提出された作業收支調書を通覽しますと、其の不足要求額相當莫大で到底豫定の就業費丈では支出し切れないで再び追加豫算の要求をなさなければならぬ狀態にあるのであります。此の有樣では本年度の豫算に於て折角就業費を增額して貰つた趣旨に戻ることとなるのでありますから、是等の事情十分御諒解の上作業の餘力を寧ろ委託作業に轉換せらるるやう御配慮を煩し度いのであります。

(4)　次に各位が既に御承知の如く本年度初頭以來元本所であつた刑務支所の作業經營及經理事務の一部に付て事實上の獨立を認め同時に、假釋放上申に關しては支所長に獨立の權限を與ふることに致したのであります。之が爲に一部に於ては本所長の統制權限を干犯するかの如き誤解を抱かるる向がないでもないと存ずるのでありますが

行刑事務の如く主として人の生活を支配致しますする所に於ては本支所間の接衝の爲に直接間接に生活上の不利益を蒙らしむることは嚴に戒むべきことと考へ右改正を致したのでありますから、各位は此の趣旨を體して支所に於ける獨立したる此の種事務の達成に付十分なる御指導と御援助とを賜はり度いのであります。

(5) 思想犯人の假釋放を上申さるる場合に於ては、成るべく、判事、檢事と聯絡協調を保ち本人の轉向其の他、心身狀態如何等を周密に視察し、且共犯關係、社會運動情勢、本人に對する誘引、生活保證の有無、及假釋放の一般社會に及ぼす影響等を調査し彼此斟酌の上機宜を誤らざる様にして、假釋放の效果を擧ぐることに遺憾なきを期せられたいのであります。

(6) 當局は、近く現在行はれて居る刑務所主任制を改めて課長制度を復活する考であります。其の趣旨は近來行刑制度が著しく向上進歩致しましたのみならず、社會各方面との接衝も亦愈々複雜を極め現在の主任制が機宜に適せざるに至りましたことと他面、職制の改正に依りて心機一轉を圖り、一層事務の向上發展を期せんとするに外ならないのであります。然し乍ら、課長制を復活致しますることは往年經驗したるが如き、中間監督者の派生によつて反て事務の澁滯を來す處がありますから、各位は課長制實施の曉に於ては課長自ら陣頭に立つの氣慨を以て事務を遂行する様特に御配慮を願ひ度いのであります。

一一 其の他詳細に亘りまする點特に課長制復活に關する點に付ては書面を以て委しく申上げ度いと存じます。

犯罪教育學と意志の問題 (一)

吉益脩夫

一 犯罪教育學の使命
二 現代心理學に於ける意志學說の發展(以上本號)
三 意志薄弱とその現象樣式
四 意志教育の方法

一

教育學をその對象の差異によつて、尋常教育學(Normalpädagogik)と治療教育學(Heilpädagogik)の二つに分けることが出來る。前者は所謂尋常者を取り扱ふものであるが、此所謂尋常者なるものも決して全然偏倚を示さないものと云ふことは出來ない。只その異常が健康範圍内にあるに過ぎないのである。そして勿論尋常と異常との間に明瞭な限界があるわけではない。之に反し後者、卽ち治療教育學は異常者を取り扱ふものであるが、それは純精神病學の治療に委ねられるやうな病的に顯著な人間ではない。非病理學的な卽ち社會學的或は犯罪學的な原因によつて脫線し、法規に重大な牴觸を來たした人間も合法的な國民と比較した場合には既に一つの

異常と見ることが出來る。然し、治療教育學が第一に對象とするところのものは勿論一層異常の甚しい病的な人間である。それは精神薄弱者收容所、治療所、看護所等に收容或は監置されて居る者ばかりではなく、脆くも法規に牴觸した多數の意志薄弱者(一)をも包含して居る。治療所や看護所には所謂悟性の脫線者が多いやうに刑務所には意志の脫線者(„Entgleisten des Willens")が多い。

一體では單なる犯罪者の收容場所或は威嚇應報の場であつた懲役場は眞の意味の訓練場或は意志訓練(Willenszucht)の場にまで進化した。それだから玆に於て犯罪者を「意志の脫線者」として治療教育を受けしめ、彼の反社會的な生活から再び社會的な生活に戻されなければならなくなつた。從つて、苟しくも行刑官たるものは總て教育家、治療教育家となつて、治療教育の此新分野に働かなければならない。そして此新分野を我々は犯罪教育學(Kriminalpädagogik)と呼んで居る。

然らば、犯罪教育學の使命は何であるか？

イグナツ・クルーグ(Ignaz Klug)(二)によれば、幾分善良な意志を示すにも拘らず、兎に角尙薄弱な意志を持つて居るところの犯罪者を釋放後人間社會の有用な一分子となるやうに教育するために刑務官に必要な知識を一つの科學的に眞摯にして而も實例によつて生活と現實に近い教授體系の形で與へることである。

此目的に必要な知識は次の如き三つの領域に跨つて居る。第一は尋常性格學の根本概念である。勿論、犯罪教育學は犯罪心理學と犯罪類型學の上に立たなければならぬ。そして、玆で特に必要なものは受刑者心理學(Gefangenenpsychologie)と受刑者類型學(Gefangenentypologie)である。然し、刑務所の全環境は性格を變化する作用を持つて居ることを忘れてはならない。卽ち、受刑者は入所後間もなく變つて來ることを注意しなければならない。最後の第三は教育者としての刑務官に必要なあらゆる特質及び彼が教育的活動に必要とするあらゆる適當な一般的並びに個人的な教育處置の列擧である。以上三つの部分の中に犯罪教育學體系が包含せられる。

然し、教育學なるものは醫學と同樣に單なる一つの「科學」であるばかりではなく、尙一つの「術」(„Kunst")である。最も學識ある醫學者必ずしも最良の醫者でない。之と同樣のことが道德教育の領域に於ても云はれる。最も立派な累進制度も若し、人格的に適當な、卽ち教育的能力ある人間が居て、此體系を適當に、合目的的に、又義務に忠實に而して同情と好意を以て遂行するのでなかつたならば、それは破壞されてしまふ。然し、又一方では若し刑務官が科學としての教育學を無視、輕蔑したならば、それは犯罪教育學にとつて一層大きな危險であると云はなければならない。

次に私は犯罪教育學の可能性と限界に就いて簡單に考察して見たいと思ふ。

教育と云ふ言葉は元來は子供の教育を意味するものである。子供の性格は柔軟で可塑性を持つて居て印象と影響を受け易い。然るに刑務所に收容されて居るものは最早子供ではない。

刑政第48巻第12号
矯正図書館

少年受刑者でさへも既に大部分子供らしさを脱却して居る。それだから大部分の受刑者は云はゞ「出來上つた」人間、而も惡い意味で「出來上つた」人間である。却說、茲で此等の人間が教育され得るや否やと云ふ問題が起る。

それは受刑者の正しい教育的處遇、官吏自身の性質、及び受刑者の改善能力と善くならうとする意志の如何によるものである。

我々は刑務所に於て受刑者が監督者に對して子供のやうな依存關係にあることを知つて居る。彼等は子供の場合のやうに食物を與へられ、作業が課せられ監督される。子供のやうに規律、秩序、禮儀を遵守しなければならぬ。多くは實際に受刑者自身も亦可なり動かされ易い狀態になるものである。又累進制度の如きものがあつて、規律正しい行動、善良な行狀に對しては報酬を與へられる。それだから、たとへ子供に對するやうに効果が擧らなくても、教育の條件と手段は備つて居ると云ふことが出來る。

第二は教育者の問題であるが、我國の現狀を見るに親切で義務に忠實な點に於ては外國に對して遜色ないと思ふが、心理學的社會學的精神病學的知識に於ては我國の刑務官(醫師、教誨師、教師を含む)は獨逸などと比較して遺憾ながら遙に劣つて居ることを認めなければならないと思ふ。

第三は受刑者が教育の適當な對象なりや如何の問題である。茲で先づ改善可能と改善不能と云ふ言葉の問題が起るが之に就いては私は嘗て詳細に論じたことがあるから省略する。(三) クルーグは教育者の立場から改善不能と云ふ不吉な言葉を「自由生活不能者」(„Freiheitsunfähige")と云ふ言葉に換へることを提議した。然し、氏も人間の判斷力の及ぶ限りでは簡單に社會に復歸し得ないと思はれる反社會者のあることを確認して居る。そして此所謂「自由生活不能者」の決定は犯罪生物學的調査を用ふれば可なりの程度に成功し得る。又受刑者がたとへ外面上合法的(legal)に振舞つても、眞に善良にならうとする意志なきものは上の階級に進ませることは妥當でない。茲に累進處遇と懲罰との根本的差異が存在する。僞善者や虛僞者を認識して排除することは極めて必要である。之が出來ないときには監督者の信用を失ひ、甚だ有害な結果を惹起するものである。

要するに、犯罪教育學は以上の諸條件がよく充たされて居る場合には、有効に遂行し得ることは明かである。

私は以下此論文に於て犯罪教育學をその最も重要な意志教育の立場から考察して行きたいと思ふ。

(一) 此論文に於ては心理學、精神病學、教育學、哲學等に於て用ふる「意志」なる言葉を採り、法律家の用ふる「意思」なる言葉を一切使用して居ない。獨逸に於ては Wille と云ふ同一の言葉が心理學に於ても法律學に於ても用ひられて居るから、茲に於ても便宜上「意志」なる言葉のみを用ふ。

(二) Klug, Kriminalpädagogik, Degen-Viernstein, Der Stufenstrafvollzug Bd. 3, S. 54 ff. 1929.

(三) 拙稿「現代犯罪生物學の展望」(三)『刑政』第四六卷第五號、十四頁以下、昭和八年

二

アリストテレス以來、永い間意志は要素的根本的な精神過程と見做されて居たが、スペンサー以後、學者は此見解を疑ひ始めるやうになつた。これまでの時期を假りに第一期と名づけやう。ヴオルフ(Ch. Wolff)の能力心理學的見解は勿論、其他超越的意志學說(transzendente Willenstheorie)と稱せられるものも總て玆に屬する。その典型的なものはカントの所謂「叡智的な」(„intelligibel")意志である。卽ちそれは意志を感官的世界と自然の因果性の彼岸にあるとする。ショーペンハウエルの物自爾(„Ding an sich")としての意志も之と同樣である。

次に所謂第二期に至つて、始めて心理學的に意志過程なるものの獨立性が否定せられるやうになり、玆に種々な學說が生れたが、其等の學說は意志が他の一層要素的な過程に還元し得ると見ることに於て一致して居る。之を大體二種類に分類することが出來る。

第一の種類に屬するものは主知說的或は感覺說的意志學說(intellektualistische oder sensualistische Willenstheorie)である。スペンサー、ミュンスターベルヒ(Münsterberg)ツイーエン(Th. Ziehen)などの學說がその代表的なものである。ツイーエンは意志過程を强度な感情調を伴ふ强度な目的表象(Zielvorstellung)であると定義して居る。此目的表象は氏によれば、聯想系列の先行部分との密接な聯想的結合のために「原因的特性を持ち、隨伴する運動感覺のために「自我」に關係せしめられる。又目的表象が他のものに打ち勝つのは專らその强い感情調、密接な聯想的親和性及び潛在的追想像の賜であると見做して居る。[1]

第二の種類に屬するものは感情性意志學說(emotionale Willenstheorie)と稱せられるものであつてその代表者はヴント(Wundt)[2]である。氏は意志を要素的過程と見ず、感情から誘導し得るものと考へた。卽ち氏は云つて居る。「我々が個々の意欲(Wollen)に際して常に我々の中に知覺するものは一つの感情經過であつて、それと同時に多少明瞭な、感覺及び表象の經過を伴ふものである。」と。

現代の心理學に於て、間もなく第三期とも稱すべき時代が起つて來た。それは所謂「思考心理學」(Denkpsychologie)の側から主張せられたものである。アツハ(N. Ach)、ゼルツ(Selz)、リンドヴオルスキー(Lindworsky)等がその代表的なものである。そして玆に至つて、再び意志の獨立性が是認せられるやうになつて來た。アツハは實驗を意志心理學に導入し、系統的な自己觀察の方法によつて意志作用に四つの契機(Moment)を區別することが出來た。[3] 卽ち(一)緊張感覺に於て與へられる直觀的契機、(二)意志過程の全期に亙つて隨伴する意識慾(Bewusstseinslage)に於て與へられる(努力の)狀態的契機、(三)表象された事態に於て與へられる對象的契機、(四)總ての活動の中心としての「自我」の明瞭な出現に於て與へられる現實的契機がそれである。そして就中全體驗の中心にあるものは現實的契機、卽ち「我は欲す」(„Ich will")と云ふ意識性(Bewusstheit)である。意志作用は體驗自體によつて與へられた直接的、現實的な活動を包含して居る。此「我は欲す」と云ふ現實的契機は例へば一定の赤の感覺と同樣に其以上分解することの出來ない獨自の(suigeneris)の體驗である。

氏は一方で意志に於て聯合傾向(Assoziationstendenz)に歸することの出來ないところの決定傾向(determinierende Tendenz)なる動的要素を認めることによつて「聯想心理學」より既に一歩を進めて居るが、然し、他方で意志効果の程度を量的に捕捉しやうとする實驗に於て未だ聯合原理の上に立つて居た。卽ち、氏は意志に對抗する他の精神力として習慣を對立させた。當時の見解によれば、習慣は聯合に他ならなかつた。それだからその強度は反覆の回數によつて量的に變化すると考へられて居た。之が卽ち氏の所謂意志強度の聯合的代値(assoziative Äquivalente)である。(四)

最近に至つてレヴイン(Lewin)は「形態心理學」(Gestaltpsychologie)から出發して、實驗的意志心理學に於ける新しい考察法を展開した。(五)之を假に第四期と名づけやう。氏は在來の意志體驗の現象的、要素心理學的研究を越えて制約的發生的な研究に進み、聯想心理學的根本原理の正しくないことを證明して、動的な全體性概念(dynamischer Ganzheitbegriff)に到達した。卽ち、レヴインは先づ先に述べた、アツハの意味に於ける聯合的代値によつて意志を測定することの不可能なることを實驗的に證明した。意志と習慣とは決して對立的なものではない。例へば、強い意圖(Vorsatz)を僅か數回或は只一回の反覆によつて容易に覆へすことも出來、又之と反對に三百回の反覆も意圖を少しも躊躇させることさへ出來ないことがある。聯合は原則として精神的エネルギーの源泉を表はすものではない。運動の反覆は時として或行爲を一定の系列に遂行する能力とはなるが、然し、それは第一の行爲(甲)の遂行後習慣的な第二の行爲(乙)を隨行せしめる强制

力或は傾向を生ずるものではない。所謂習慣的行爲となるのは二つの行爲(甲、乙)が比較的統一的な行爲全體(Handlungsganzes)の從屬的な部分であつて、更に後の狀態に於て何か一時的な理由から習慣的な行爲全體に同じか或は似て居るところの行爲全體が活動し始めた場合である。それだから例へば、ドアーの把手を摑んで押し下げることを千回も反覆した後でも、反對に把手を摑んで擧げる行爲をなさしめるのに何等困難を感じない。然し、此際隣室からコップに一杯水を持つて來いと命ずるときには容易にやり損ひが起る。又意圖の効果の强度は意圖體驗の强度に直接依存するものではない。往々にして强い意志體驗が極く弱い効果を伴ふことがある。故に犯罪者の改心の誓が往々にして裏切られる。朝寢とか喫煙とか云ふ衝動習慣を矯正するためには意圖作用の體驗的な强度と云ふものが問題ではなく、精神的現實的に該行爲を在來の行爲結合體或は欲求體系(Bedürfnissystem)から剝離して、他の行爲或は欲求の中へ嵌め込む(einbetten)ことが必要である。(尤も或條件の下に於ては意圖も洞察と同じく或る程度まで精神的動的狀態の眞實の變化を來たすことの出來ないことはない。)レヴインの學說は意志教育學や精神療法の上に少なからざる示唆を與へるものとして學界の注目を惹いて居る。(六)

シユプランガー(Spranger)も心理學に於ては構造思想(Strukturgedanke)の重要なことを强調して居る。立法者の考へて居るやうに、洞察だとか意志だとか云ふものが別々に獨立して存在するものではない。我々は生活の「全體權造」(Totalstruktur)に對して或分量の洞察と或程度の强さの意志エネルギーを持つものである。然し、恒常不變の意志エネルギーとか智能があるもので

矯正図書館

はない。それは生活構造瞬間の全人格狀態の變化と共に變化する。或る慣らされた生活構造の下に於て意志の強い人間も生活構造の變化した場合には意志の弱くなることもある。此點は犯罪教育學にとつて重要なところであつて、我々が或る生活構造の下に於て受刑者が意志の鍛錬によつて強められたと思つて居ると、生活構造の變化によつて忽ち水泡に歸してしまふことを知つて居る。我々は常に生活の全體構造と云ふことを考へなければならない。精神機能を個々に切り離して考へて居てはならない。

(一) Ziehen, Sechs Vorträge zur Willenspsychologie S. 1-15, 1927.

(二) Wundt, Grundzüge der physiologischen Psychologie, Bd. Ⅲ. S. 277 ff., S.221, S, 248 ff. 1911.

(三) Ach, Über den Willen, S. 11 ff. 1910.

(四) Ach, Über den Willensakt und das Temperament, insb. S. 237, 1901.

(五) Lewin, Vorsatz, Wille und Bedürfnis. Psychol. Forschung, Bd. 7, S. 331, 1926.

(六) Lewin, Die Entwicklung der experimentelle Willenspsychologie nnd die Psychotherapie, S. 7 ff. 1929.

(七) Spranger, Psychologie des Jugendalters, S. 207, 1932.

中世における武家刑法の基本主義

細川龜市

一 法源
二 刑罰の身分主義
三 罪刑不定主義
四 財産刑の發達
五 連帶主義
六 喧嘩兩成敗法
七 むすび

一

わが中世には、公家法・武家法・寺院法・庄園法などの諸法系が竝立して行はれてゐたから、これらの諸法系の刑法にはそれぞれ自己の特徴を包持しつつ、しかも、互ひに相融合しつつあつたところに一般中世刑法の複雑性がある。しかして、問題を鎌倉・室町の兩幕府法に限つて考へて見ると、そこに武家刑法における一種の基本主義とも言ふべきものが發見される。されば、わたくしは、ここに主として中世武家の根本法たる御成敗式目・新篇追加および建武以來追加についてこれを考察したいと考へる。

先づ武家刑法の法源は、(一) 右大將家以來、武家の間に行はれた『先例』が基礎となり、これに『道理』が併加されつつ、(二) ここに御成敗式目およびその追加法がつくられて、これが極めて有力な法源となつたが、(三) それと同時に公家法にして武家刑法に準用されたものもあつた。

例へば第一の場合に就いて見るに、御成敗式目の第九條には、謀叛人のことに關してはあらかじめ式目に定め難いから、先例と時宜とによつて處置すべきことを言ひまた同式目の第三十三條に、强竊二盜はすでに『斷罪之

先例』があるから何ぞ猶豫の新儀に及ばんや、と言つてゐる。この先例なるものが、右大将家以來の慣例を指すものであること言ふまでもない。しかして、これと相竝んで道理に任せて處置すると言ふことは吾妻鏡や式目追加などに屢々出てゐるが、新篇追加の第三百五十八條に雜人のことに關し道理に任せて裁許せらるべし、とあるのは卽ちその一例である。

第二の式目およびその追加法が重要な法源となつたことは改めて述ぶるまでもないことであつて、特に、追加法には屢々『本法』に任せとか『本條』によりとか『本式目』に隨つてとか出てゐるやうに、御成敗式目は實にその基本的なものとなつたのである。試みに建武以來追加を見んか、その第三條には、諸國の守護ならびに御家人等が吏務職を競望して本所領を知行せることに就き、右は右大將家の御時と言ひ貞永式目と言ひ、一向に停止せられてゐることであるから、自後は若しその聞えあらば罪科に處せられるべし、と規定し、同第七條にもほぼ同じことに關して式目に任せ罪料に處すると言つてゐる。さうして、式目とともにその追加法が現行法として有力であつたのは勿論である。

第三に、公家法が法源となつたことに就いて見るに、これも一般に考へられてゐるほど少くはなかつたやうである。例へば、新篇追加第百五十條には博奕を停止すべきことに關し、『近年遊蕩之輩、博戲之處不レ限二度數一、暗以二宅財一勝負之間、喧嘩殊甚、興宴之思、變及二鬪殺一、雜律之文已准レ盜論、』と言つてゐる。これは養老の雜律に準據して博戲を斷罪せんとするものであるが、同第三百四十四條に、

一　和與他人一物、可二悔返一否事、
　於二相憑人之輩一者、不レ可レ對二論本主子孫一之由、
　被レ載二式目一畢、此外和與他人之物、任二法意一
　不レ可二悔返一歟、是又就二證文一可レ有二斟勘一歟、

とあるのは事刑法に關するものではないが、しかも、公武兩法の關係を知るの一材料たるべく、更に同第百五十二條に、田地所領を以て雙六の賭となすことに就き、もともと博戲の科は禁制これ重きにも拘らず、近年當に制符に背くのみにあらず、田地を以て賭となすといふことが世間にその聞えがあるから、今より後は停止すべし、とある『制符』も亦同樣に公家法である。

以上の如く考へて來れば、公家法が武家刑法に影響を與へてゐることはこれを認めるべく、特に廳例の刑法において注目すべきものを見るのであるが、しかし一般的に言へば、右は武家法に規定のない場合、或ひは先例も無いやうな場合に準用されたに過ぎず、決して公家の刑法そのままが總て武家刑法の法源となつたと言ひ得ざるものであり、これを消極的に理解されねばならぬ。さうして、これに比すれば右大將家以來の慣例と道理と、式目およびその追加法が決定的な法源となつてゐたのである。

二

ひとり中世と言はず、上代においても近世においても社會の編成はすべて身分本位によつて立てられ、いはゆる氏・家柄がものを言つた時代であるから、一切の法律關係が身分主義に立脚してゐたことは怪しむに足りない。

そこで、いま問題を中世の武家刑法に限つて眺めて見るに、右の如き事情よりして刑法が甚だ身分的であつた。すでに御成敗式目の第十三條は、毆打罪につき、侍ならば所領を沒收し、所領の無いときに始めて流罪に處するが、郎從以下の者の場合にはその身を召し禁ずる旨を規定してゐる。また同第十五條には、謀書罪——文書僞造罪——に關し規定して、侍ならば右と同じ刑を科するに反し、凡下輩に至つてはその面に火印を押すといふ恥辱刑を行ふこととなつてゐる。

更に眼を轉じて新篇追加を見るならば、その第百五十六條に博奕のことに關し、それが侍であれば斟酌を加へるか、若し凡下であれば一二箇度は指を切り、三犯以上になれば伊豆の大島へ流すこととなつて居り、また同第三百四十九條を見るに、主從の對論は今より後——すなはち寶治二年七月二十九日以後——は是非を論ぜず取り上げないこととなつた。これ等はわづかに數例を擧げたに過ぎないが、武士、特に御家人と凡下輩との刑法上における差別的取扱ひは、御家人の名譽のためにも大いに必要であると考へられてゐたからであつた。

三

わが中古の律令法は罪刑法定主義に甚だ近いものがあつた。これは近代的罪刑法定主義の如き人民の生命・財産・權利を裁判官の自由裁量によつて、ほしいままに剝奪せしめてはならない、といふ思想に立脚するものでは勿論なかつたが、ともかく成文法主義の結果、律に原則として罪刑が法定されたことは大いに注意されてよい。

しかるに、律令が次第に死法化するに隨つて世は慣例法全盛の時代となつたから、そこに罪刑法定の主義が見られなかつたのは當然である。しかして、鎌倉幕府の根本法として、御成敗式目が編纂せられはしたが、その内容は矢張り時代的風潮を帶びて原則として罪刑不定主義を採つた。さうして、それは爾後の追加法にも繼受せられてゐる。もとより、これは原則を言ふのであつて、例外的場合のあつたことを否定するものではない。例へば式目第十條に、當座の諍論や遊宴の醉狂などによつて若し人を殺せばその身を死罪に行ふとか、また新篇追加第二十二條に、道心堅固ならざる者を鎌倉中より追却するとある如き、同第八十五條に、人買商人の顔へ火印を押すとあるし、更に第百十七條には、夜打・强盜・山賊・海賊などを斬罪に處する、と刑を明定してゐるのは卽ちその數例である。

しかし、罪刑の不定は飽くまでも原則であつて、そこに、裁判官の廣汎なる自由裁量が許されてゐた。われわれは一一その例を擧げる煩ひに堪へないものであるが、ここにその若干を指摘して置くことは必要であらう。先づ式目第十二條には惡口の咎を定め、これは鬪殺の起る基であるから重きは流罪に處し、輕きは召籠められると定め、流罪乃至召籠めといふ甚だ廣い範圍の斷罪權を裁判官に與へてゐる。また同第三十四條を見るに、法師が道路辻にて女を捕へる罪はそのときに當つて斟酌するとあり、同第四十八條には御家人が恩地を賣却すれば、賣買兩人ともに『罪科』に處せられることとなつてゐる。單に罪科に處するとあるのみにては如何なる刑罰を科せられるか少しも明らかでないのであるが、この言葉は武家法の好んで慣用するところであつた。

式目以後においては罪刑不定主義が一段と顯著になり追加法には頻繁にこれが見えてゐる。試みにその若干のものに就いて見やう。新篇追加第十條に、『神人於レ致二狼藉一者、可レ解二却神職一、若非職之輩、募二神威一令二濫行一者、可レ被レ處二罪科一』と規定され、また所領を以て質券に入流したり賣買したりすれば『可レ被レ處二罪科一』く（第七十四條）、更に殺人犯人には『可レ行二所當罪科一』しといふ甚だ漠然たる規定（第九四條）もあれば、權門勢家の領地内でも守護の下知に背いて惡黨人を抱へて居るようなことがあれば、『可レ被レ處二其科一』きことを定め（第百二條）、召人を預り人が逃失した場合には『罪之輕重』に隨つて六波羅で處置する（第百十二條）し、單に『停止する』とのみあつてこれを處罰すると規定してない場合（第

百四十五條）（一）でも、やはり裁判官の自由裁量によつて罪したこと言ふまでもない。その他、諸國の地頭たちが山僧ならびに商人借上輩を以て地頭代官に補するが如きことあらば、『隨二罪科輕重一可レ被レ行二其科一也』といふ如きことも見える（第二百八十一條）のみならず、更に建武以來追加について見ても實に枚擧に遑がないほどである（二）。

一　同樣の規定に關し、建武以來追加第百三十八條乃至第百四十三條參照。

二　例へば建武以來追加第二十三條、第七十八條、第七十九條、第百二十七條、第百三十四條、第百九十四條等等を參照。ここには一一擧げない。

フランス革命を契機として近代的罪刑法定主義の出現したことに就いてはそれ相應の大きな理由があつた。すなはち前述の如く、裁判官の專恣に對して個人を保護せんがためであつたのである。されば、罪刑不定主義は權力者や裁判官などにとつては甚だ好都合のものではあつたが裁判を受ける者にとつてはそこに重大なる危險を覺悟せねばならなかつたのである。かかる點より觀れば、中世における武家刑法が一種の武斷的なものに陷り易かつたのは固より當然であつて、恐らく刑事裁判の實際においては個人の生命・身體・財産を保護する點に缺くるところが少くなかつたであらうと思ふ。新篇追加第百三十八條に、夜打・强盜の張本として遁るるところなき犯人はこれを斬罪に行ひ、以て傍輩の向後を相愼むべきであると言つてゐるのは、その威嚇刑主義を遺憾なく表明せるものと言ふべきである。但し、この點に關し少くとも法制上に見ゆる限りにおいては德川幕府法ほど極端化されてゐないものがある。なほ、武家刑法の中には中古の律の影響を受けて、地頭等が賊徒を隱し置けば同罪たるべし（式目第三十二條）とか、人を拘引したり、人買商人などを知つて糺せざれば同罪たること（新篇追加第百十九條）などの規定が見えてゐる點は注意に値する。

四

わが國における財産刑は古代的贖罪法にその起源を發しつつ、中古の律令法において贖罪刑の規定となり、それが中世に繼受せられて財産刑の大なる發達を見た。もとより、中世武家法にありては死刑・自由刑・名譽刑・肉刑などが行はれてはゐるが、しかし、これを前代に比すれば財産刑が極めて頻繁に行はれてゐることは注意せねばならぬところであるし、且つ、それが刑罰體系の中

で重要な地位を占めてゐたことは看却することが出來ない。

先づ式目に就いて見るに、强姦・和姦を論ぜず、いやしくも人妻を懷抱するの輩は所領半分を沒收して解職することを原則とし、所領の無い場合に始めて遠流に處することを原則とし、所領の無い場合に始めて遠流に處する。女も亦同斷である(第三十四條)こととなつてゐる。この場合に依つて考へると、遠流は所領を有してゐないときのことであつて、いやしくも所領を有する限りは先づその半分を沒收せられるのであるから、流刑よりも財產刑が原則であつたことが知られる。毆打罪に關する第十三條の規定もこれと全く原則を一にしてゐる。また關東の御家人が朝廷に對して獵官運動をなすことは右大將家のときより禁止された事柄であり、從つて、いやしくもかかる行動をなす者はその所領一所を沒收することとなつてゐる(第三十七條)し、その他、財產刑に關する式目の規定は少くない。

しかるに、新篇追加や建武以來追加などに至れば財產刑はいよいよますます增加し發達してゐることが顯著に看取されるやうになつて來る。試みに新篇追加を檢討すれば、御家人がその私領を凡下などに賣渡せばその所領を沒收し(第三十五條)、商人等が猛惡を事として短狹なる絹布類を賣買すればその物を沒收すべく(第四十五條)、盜犯のうちで錢百文・二百文といふ小過の輩に對してはその一倍の辨償をさせて肉體刑や自由刑を科さない(第百一條)。しかして、この規定は後に至つて更に詳細を加へ竊盜にして三百文以下の場合は式目に任せて一倍の辨償を以て安堵せしめ、三百文以上五百文以下は『科料』二貫文を科し、贓物は盜主に返與すべく、六百文以上は重科となして一身の咎に處する規定がなされ(第百十四條)て、財產刑の內容が一層具體化し且つ(科料)といふ言葉までが生れて來た。もとより、これは現行法の科料と罰金とを包攝したものではあるが、この言葉それ自體は刑罰の財產化を最も巧妙に表現したものと言ふべきである。

更に、謀叛人を預れる者がこれを逃失せしめたならば所領を沒收され、それ以下の場合には事の輕重に隨つて過怠に行ひ、寺社修理料として科料を徵する(第百四十條)し、また博奕は守護人御使として禁遏を加ふべきであり、これに違反する輩にして御家人ならば所領を沒收し、非御家人や凡下輩も亦同樣である(第二百三十七條)といふ規定が見える。しかして、建武以來追加にありても財產刑の規定はほぼ右と同じきものがあり、例へば、

苅田狼藉をなす者の所領五分之一を沒收し、もし所領が無ければ流刑に處する(第二十二條)と定めて財產刑が原則たることを示し、また、守護或ひは守護代が新關を構へ津料と號して山手・河手を取り、以て旅人の煩ひをなす場合にも右と同じ刑が規定せられてゐる(第三十二條)し、その他かかる事實は甚だ多い。

財產刑の發達は刑法進化の一メルクマールである。刑法の進化とは何ぞや。曰く、刑罰の人道化これなり、と。もとより、わが中世武家法における刑罰はその全體性において多分に非人道的要素の含まれてゐることは、これを十分に認めねばならぬ。しかし、これを古代的な・中古的な刑罰に比較するならば、實にかの奴婢刑の如きものを失つてゐるのみならず、特に、財產刑の發達したことは確に刑法進化の一面を物語るものであらねばならぬ。何となれば、財產刑の增加は、それだけ非人道的な肉刑・自由刑の行はれる範圍を狹少ならしめるに役立つからである。この意味において、財產刑の發達は刑法進化史上において重要なる意義を有する。ただ、不幸にして、中世末期に至り世が擧げて亂世の巷と化するや、右の如き刑法進化の一面は無慙にも寸斷せられて前古未曾有とも言ふべき害惡刑・應報刑が行はれ、さうしてそれが德川時代に繼受されて行つたことは、然る限りにおいて刑法における一種の逆轉であるとも言ひ得やう。

五

ここに連帶主義といふのは、科刑がひとり犯人に對してのみならず、犯人の親族にも刑罰を行ふことを指すものであり、緣坐と稱するもの卽ちこれであつた。

そもそも緣坐の制度は唐法を繼受せる中古の律に規定されたものであつて、養老の名例律および賊盜律にその明文を見たが、中世の武家法に至つてこの制度は更に大いに擴張せられ、且つこれが律よりも一層嚴酷に行はれることとなつた。例へば御成敗式目の第十一條は規定して、夫が謀叛・殺害・山賊・海賊・夜討・强盜の如き重科を犯せば、妻にも亦夫の咎を懸けて緣坐せしむると言ひ、また代官が本所の年貢を抑留したり先例の率法に違背すれば、たとへ代官の所行であつても主人にその科を懸くべきであり、しかのみならず、代官が若し本所の訴訟により訴人の解狀につき關東より召されたり六波羅より催されるのとき參決を遂げず猶非法を張り行ふにおいては、同樣に主人の所帶を召し放たれることとなつた(第十四條)。これは中古の連坐制の一變形と見得るが、

ともかく主人に對しても連帶主義が擴張されるに至つたのである。更に承久亂に際し、西國の住人等にして父子のいづれかが京方に組した者は、住國の父子はその咎を遁れ得ず、ただ行程はるかにして音信を通じ難く共に以て子細を知らざれば互ひに罪科に處せられ難い旨の規定（第十七條）を見た。

續いて新篇追加にもこれに關する多くの規定がある。例へば、僧徒・兒共侍・中間・童部・力者・法師たちが雄劍を横へ腰刀を差して横行することを禁止し、若しこの制止に背いて双傷・殺害に及ばば主人を過怠に處する（第二十四條）し、鎌倉中の僧徒が幕府の免許を經ずしてほしいままに官位に任叙せられたならば、その科を師匠に懸ける定めになつてゐる（第二十八條）のみならず寶治元年六月には、謀叛人の親類兄弟をば子細に及ばず召し捕ふべしと定められた（第九十五條）から、ここに緣坐制が適用されたことは言ふまでもない。

ところで、以上を養老律に比較するならば、そこに矢張り武家的な特色が發見される。すなはち賊盜律を見るに、謀反および大逆を犯せる者は斬刑に處せられるのみならず、その父子・家人・資財などは原則として沒官し、祖孫・兄弟は配流されることとなり、情を知れると否とを問はない。しかるに、御成敗式目の第十條は、當座の諍論や遊宴の醉狂などによつて人を殺せば、當人を死罪に行ふとともに所帶を沒收されはするが、父子にしてこれに參加してゐなければ互ひに科を懸けないし、新篇追加第九十九條は、更にこの旨を敷衍して、父子・妻子・所從などに至つては咎を懸くべからずと明定した。更にまた同第百一條には、重科の輩に至つてはその身を召し捕るといへども、不同意の緣者親類に至つては煩費を懸けてはならぬと言ひ、同第百三條は、所從の盜犯を主人に懸くべからざる旨の規定を見た。これ等によつて察するに、律は一般に楽りつぶし的であるに反し、武家法では如何にも實際的な、具體的な緣坐法を行つたものと言ふことが出來やう。しかし、中世末期の戰國時代からは次第に苛酷な連帶制度が行はれるやうになつて來た。戰國諸家の分國法にはこれに關する多くの規定を生んだ。それは戰國的社會事情の産物であつたのである。

六

喧嘩兩成敗法は、理非を論ぜず總て喧嘩せる者を處罰するといふ頗る亂暴なる制度であるが、この制度が發達したのは南北朝時代以降であり、御成敗式目の如きは却つてその第四十五條において、罪を糺決せずして成敗することを禁じてゐる程であり、新篇追加にも亦喧嘩兩成敗の如き規定を見ない。しかるに、武士の間において喧嘩をなす者甚だ多く、その理非の糺決に多くの手數を要したのみならず、次第に世が動亂に向つてゐた南北朝時代にありては人々が何となく殺氣立つてゐたに加へ、特に軍陣中にて理非の糺決に時を過してゐる餘裕がなく、且つ軍紀を維持する上からも、ここに喧嘩をした者はいづれが理であつても非であつても共に罪科に處することとなつた。その最初の規定は建武以來追加の第十二條にたとへ確論の宿意ありと雖も上意を仰ぐべきのところ、雅意に任せて鬪殺に及ぶは罪科輕からず、所詮、故戰においては理運あるも許さず、防戰に至つては道理ある場合に限つて免許するが、理なければ故戰の者と同罪に行ふといふ規定がなされた（貞和二年二月）。次いで第二十條に至つてこれとほぼ同じ趣旨が繰り返され（貞和二年十二月）、更に第四十七條には合戰咎のことに關し、『帶御下文ニ施行輩、尤可レ相ニ待使節遵行之處、恣亂ニ入所々之間、本主依ニ支申一、多及ニ合戰一之由有ニ其聞一、甚不レ可レ然、自今以後、不レ論ニ理非一、至ニ故戰之輩一者、悉可レ收ニ公所帶一、亦於ニ防戰之仁一者、可レ被レ分ニ召所領半分一、但非ニ領主一者、可レ准ニ故戰一也、』と規定され、ここに至つて喧嘩兩成敗法の眞面目を發揮して、全く理非を論ぜず双方に科を懸けることとなつてゐる。しかして、このやうな制度を定めたのは一に以て喧嘩を停止せしめんがためであつたのであるが、しかも、事實において停止するところを知らない有樣であつたので、つひに永正十一年四月に至り、『於ニ故戰一者、雖レ有ニ確論之宿意一、可レ經ニ上訴一之處、及ニ鬪殺一之條、被レ收ニ公所帶一之段、度々制炳焉也、然今度被ニ定置一故戰之儀、尚被ニ停止一畢、有下不ニ叙用一之輩上者、可レ被レ行ニ本人於死罪一、若令ニ逐電一者、尋ニ捜同意之族一可レ處ニ罪科一、次防戰事、被レ遂ニ御糺明一、隨ニ事體一可レ有ニ其沙汰一也、』（第百五十五條）といふことになり、故戰者に對して極刑を科するに至つたのである。爾來、本法はいよいよますます發達し、戰國時代に至つてその極に達した。そもそも喧嘩兩成敗法なるものは、理由ある行爲・主張に對して耳を傾けないものであり、從つて、理非の糺決に重きを置ける御成敗式目に比すれば明らかに刑法の退歩であると言ふことが出來やう。理由ある行爲・主張を尊重することに依つてのみ社會秩序の保持が完きを得られるものの如く考へられるが、しかも、そのことなくして理非を論ぜず處罰せねばならなか

つた當時の社會狀勢はまことに複雜なものがあつたと言はねばならぬものがあるのである（一）。

一　なほ、喧嘩兩成敗法に關しては、三浦博士『法制史之研究』第九四七頁以下參照。

七

中世における武家の刑法に關して述ぶべきとは少くないが、慣例と道理とに立脚して事を處理するとを原則としてゐた武家法にありては刑事責任能力其他の諸問題について知り得るところは甚だ鮮少であるが、大體以上を以つて武家刑法の基本主義として擧げたい。但し武家刑法は原則として武家の直轄地內のみに行はれたものであつて、寺社本所領內にはその施行力を有たず、そこには庄園法に基く刑法の行はれてゐたとを注意せねばならぬ。

中世における武家の刑法は、これを刑法進化史上より見れば果して如何なる地位を占むるものであらうか。

先づ、中古の律が一種の罪刑法定主義に近いものであつたに對し、武家刑法は全くその反對たる罪刑不定主義を原則とした。凡そ人權は財產權とともに法律によつて十分に尊重される社會において初めてそこに刑法の顯著なる進化的姿を見ることが出來るものであつて、人民の權利に何等の顧慮をも拂はない刑法ほど文化的なものから遠ざかつてゐる、と第二十世紀の人人は考へてゐる。罪刑法定主義は人民の權利に對する裁判官の專恣を抑制する意味において大きな働きをなしたものであり、從つて、かかる點から見ればわが中世の武家刑法は明らかに幼稚なものであるに相違ないが、しかも、それは中世的な封建國家の產物であることに十分の注意が拂はれねばならぬ。蓋し、時代を超越した制度はあり得ないからである。しかしながら、肉體刑・自由刑に代ふるに財產刑が大いに發達して來たことは正に刑法進化の一面を物語るものであつて、近代の科料・罰金は古代的および中古的贖罪法を經て中世の科料にその端を發することを忘れてはならぬ。更に、また緣坐・連坐の如き刑罰の連帶主義が行はれたのは、中古の律を繼受したものではないかと考へられるが、これは甚だ苛酷なものであり、封建的な刑罰思想を如實に表現せるものに外ならず、近代の如き個人主義の社會思想を以つてすれば不當も亦甚だしいものであると言はねばならぬけれども、すべてが團體的色彩の濃厚であつた上代および中世において刑罰の連帶主義の採られたことは毫も怪しむに足らぬ。なほ、喧嘩兩成敗法の行はれたことは武家刑法の武斷的性質を遺憾なく物語れるものではあるが、しかも、それは南北朝時代以降における動亂期の產物であり、從つて中世全體を通じての武家刑法に行はれたものではない——すなはち、鎌倉幕府法においては行はれてゐなかつたことを特に附言して置かねばならぬ。

International Unification of Penal Laws

Dr. Graf Gleispach

刑法の國際的統一

第十一回刑法行刑國際會議
第六回刑法統一國際會議

ベルリン大學教授
ドクトル・グラーフ・グライスパツハ

(A)　第十一回國際刑法行刑會議

此度のベルリン會議は（一九三五年八月十八日——二十四日）、今まで普通にブリズン・カングレッス（かんごく會議）と呼ばれてきた國際會議の第十一回に相當し、この會議が公式に「刑法行刑會議」(Der internationale Strafrechts-und Gefängniskongress—International Penal and Penitentiary Congress) と呼ばれるようになつてから第二回目の會議である。會議の準備委員たる國際刑法行刑委員は、プラーグ（チエコスロバキヤ）の會議（一九三〇年）以前已に久しく會議の議事日程の內に從來の行刑制度に關するもの以外に刑法並びに刑事訴訟法をも包含せしめんと盡力してゐたのである。しかし、今度のベルリン會議でも、會議が依然として大多數の人からブリズン・カングレス（かんごく會議）として看做されてゐることが更らに明白になつたのである。刑法學者にして此の會議に參列しないものが多かつたのである。特に、委員の列に加はつてゐる國々で刑法學者を送らなかつたもののあつたのは殘念で、此等の國々は率先して範を示すべきであつたのである。

會議の部會を、(一)　立法、(二)　管理、(三)　防止、(四)　少

年の四部に分つたのは、甚しく非難すべきだと思ふのである。最初の二部と第三部とは分類の標準が全く異つてゐるのであつて、從つて、議題の配分も往々にして杜撰を免かれないのである。而して、更らに、明かに此點と關聯して他にも改良すべき點の存するのを思ふ時、コムミツシヨン(委員會)に於て部會の分劃について再檢討を施す必要があつたと吾人は信ずるのである。玆に、他に改良すべき點といつたのは外でもない、議題の分配のことで、日程として各部會に三箇の議題が割り當てられてゐるのであつて、都合で、會議の議題は十二箇となるわけで、これでは會議の荷が重過ぎるのである。何といつても、主たる仕事は部會に存してゐるのであるから、特に興味の中心に立つてゐる各部會の議題を同時に討議せしめない場合には、全ての議題を徹底的に論究するために必要な十分な時間が部會に存しないことになるのである。自分は、わざ〳〵諸家の意見を徵することになつてゐる議題を減らせといふのではないが、一々の議題について討論を行ふ必要はないと思ふのである。特に、單に一定の制度施設についての經驗報告が求められてゐる場合の如き、これについて討論の必要はない。此の場合には、部會に簡にして要を得た報告を提出すれば足りると思ふのである。而して、この報告の關する議題を次回の會議で討議することを委員に提議すべきである。かくすれば、個々の議題の討論に多くの時間を割り出すといふ目的にかなふばかりでなく、一つの議題の討論に一々決を取らなければならないといふ煩雜を、よし部分的にもせよ、避けることができるのである。一々決を採るといふ慣例はあらゆる種類の會議に共通した最善の方法だといふのでは決してないのであつて、かんごく會議に在つては、この慣例は、討論の進行とか提案の主旨の成立に少なからざる不便を及ぼすのである。今日尙ほ議院法の形式に拘はれてゐる人達は、科學上の會議は議會と同じように組み立てらるべきではない、といふことを思ふてみるがいゝのである。たとへば、假りに、Aなる提案が四十五票に對する四十七票を以てBなる提案に勝つたとしたら、それで果して、何が得られ何が證據立てられたと言ふのか。わづかに二三度でも會議に列した經驗のある人なら、かゝる結果は、偶然と外面的事情とに據ることの多いのを知つてゐるのである。

總會で採擇され、さなくば、單に拍手を以て迎へられた十一ケ條の意味の廣い決議の一二ケ條がナチスの法律觀念に副はないものであつたのはたしかであるが、これ

は別に大したことではない。固より、今日ライヒで開催される各種の國際會議で一々我等の提案した所にドイツ側で多數を制し、且つ、少しでも我等と見る所を異にする提案を少數で否決してしまうことは、勿論易々たるものであるが、しかしながら、かゝるやり方は國際會議に於ける我々の任務に反するし且つは會議の意義を沒却することになるので、ベルリンではかういふ策には出でなかつたのである。それよりは、むしろ、日程に上つた凡ての議題についてナチスの立場を說明し宣布し、誤解を除き、我等並びに我等と志を同ふするものの理想を闡明するに足る提案を促進し支持するといふのが、卽ち一切に關する重要事なのである。而して、我等は、我等の見解と相似た所のある又は全く相一致した見解をドイツ國民以外の國から聞き得たことは一再に止まらず、且つ、我等が期待してゐた以上の多數の同意を見出したのであつた。前きに、自分が一二の決議のナチス的でないものがあつても意に介するには足らないと言つたのは、こゝのことを言つたのである。然るに、にも拘らず、我等がベルリンで我がドイツ委員の多勢なるを恃んで他國委員を壓倒したのである、と主張せられたといふのは、單に、二三の煽動家があつて虛說を言ひふらしたといふ證據になるばかりで、會議の進行を看て、彼等は重い失望を感じたにちがいないのである。

(一) 斷種並に去勢の問題

Sterilisation und Kastration

この狀勢は、我がナチスの支持してゐる斷種と去勢との問題に關する決議について明かに看取せらるゝのである。この決議は、報告委員たるドイツ人でないヂユネーブ大學の敎授ナヴイル氏の動議に基いたもので、氏は、部會に於ても總會に於ても、專門智識と經驗とに恃む所があつて、極めて効果的にこの二つの處分を主張したのである。氏の說く所によれば、健康上又は優生學上の理由から行ふ斷種に於けるが如く、犯罪的傾向を有つた性的錯亂の場合に於ける去勢によりて企圖された有効な結果を生ぜしむることができたのであるから、此等二つのオペラチオン(手術)は各國共に法律上安全に遂行し得るものとしなければならない、と言ふのである。且つ又た、氏は、斷種並びに去勢の强制實施を奬說し、特に、犯罪者の强制去勢を保安處分として指示したのは、甚だ我等の意を得た正しい見方であつた。固より、此等の手術の强制の適用の正當公正については嚴格な法律上の保證が存在しなければならないのである。終りに、氏の案

には、強制斷種及び強制去勢は共に、極めて愼重に、醫師と法律家とより成る合議體によつて行はるゝケースの徹底的診査を規定してゐる正規の手續に從つて行はれなければならないことが要求されてゐるのである。この案に對する反對案は、總會には終に出でなかつたのである。西班牙のマドリツド大學教授サルダナ氏から修正案が出でて、最後に擧げた強制斷種と強制去勢に關する主旨のみを決議に留めようとの意見だつたが、この兩者を認めることは依然認めてゐるのであつて、決して之を否定しようといふのではなかつたのである。しかし、この修正動議に贊成したものは極めて少數で、しかも、其殆んど凡ては外國人であつて、終に、報告委員長(General-berichterstatter)並びにこの部會の動議は大多數で總會の決議として可決されたのである。この結果に重大な意義を與へたものは、會議直後開催せられた人口政策國際會議(Internationaler Kongress für Bevölkerungspolitik)であつた。といふのは、强制斷種並びに强制去勢の問題は、刑法會議では管轄違ひで問題にするには不適當だといふ非難もなきにしもあらずであつたが、人口政策會議ではさういふ非難の唱へられる餘地は全くないのであつて、この會議で、外國の諸の學者は「ライヒ」(ドイツ政府)によつて制定されたこの問題に關する法律處分を極力支持して推讃の辭を惜しまなかつたのである。

かくして、ナチスの政策のプログラムとしての重要な一つの原則は、反對はなくはなかつたが、しかし、極めて優勢で、國際的に承認せられたのである。劣等なる分子の繁殖を禁絶し、殊に、豫防的手段により、若し必要とあらば、特に危險なる猥褻犯人(Sittlichkeitsverbrecher)の去勢によりて犯的傾向(クリミナリテート)を剿滅して、由て以て現在並びに後代の國民を保護するに努むること、是れ實に、ナチオナールゾチアリスト(ナチス)の何を措いても先づ支持せんとする重要なるプログラムの一つなのである。

(二) 感化教育の問題
Besserung und Erziehung

感化教育のため累進處遇(Stufenstrafvollzug)に在る受刑者に與へられた多大の特權が果して其目的を達したかどうか、更らに進んでは、かゝる處遇の根本をなす觀念が果して正しいもので誤つてゐないか否かの問題にもまた、大きな根本的な意義の存することを拒むことはできないのである。ナチオナールゾチアリストは、目的を達してゐない、まちがつてゐると曰ふのである。ナチオナールゾチアリストは自由刑の執行の範圍内で受刑者を敎化するといふことを非難せんと欲するものではないが、しかし、本來、刑罰なるものは犯した罪の贖ひであつて、犯人の不良な性格はそれが爲に消えてしまうものではないのである。と、我等ナチオナールゾチアリストは信じてゐるのである。其上に、教育を要しない受刑者の數は甚だ多く、刑の短期であるがために敎化の不可能である自由刑の數は更らに一層多いのである。且つ、之に加ふるに、敎化不能の受刑者の數は決して少ないものではないのである。最後に、敎化せんとするもの、處遇の寛に過ぐるのは、並び立たざるものを、並び立たしめんとするもので、甚だ誤つたやり方と思はれるのである。報告起草委員長ムツレル(ホツランド)の意見はこのドイツの案と非常に近いものであつた。討論に入つてから、色々な意見が開陳されたが、ドイツ案に對する賛否相半し、中には、妥協的な心遣ひで、一種の「野蠻な」刑罰執行(einen "barbarischen" Vollzug)も亦た可なりとするものもあつた。とにかく多少なりとも一致點を見出し得る提案の成立に努めた起草委員の長時間に亘る盡力も終に徒勞に歸したのである。この部會では、刑法の場合に於けると同じく、刑罰執行の場合に於ても亦た國家の利益が第一位に立たなければならないものであるといふ提案の主旨(ライトザッツ)の第一の個條には、委員一同同意するに躊躇しなかつたのである。更らに、受刑者の處遇について、若し處遇上の特權(Vergünstigung)にして合理的にして度を失せず、一々受刑者其人の業績に應じて適用せらるゝものならば、この特權なるものは推奨するに足るものである、といふ第三のライトザッツ(主旨)にも亦た殆んど異論なく滿場一致で可決したのである。このザッツは特に英國の一委員によつて推奬せられたもので、我等も快く同意することができたものである。しかし、提案には、刑罰の本質が苦難(Übel)としてさへ、さなくば贖罪(Sühne)として維持さるゝ限りに於て敎育としての刑罰執行を是認するといふ第二の主旨が揭げられてゐるのである。これが、多くの委員、例へば、英國、アメリカ、ベルギーの委員にとつて大きな障礙となつたのである。もつとも、此等の國々からの委員の全部がさうだつたといふのではない。若し、なぜかう異論が多いのかと怪しむ人があるならば、過ぐる十年間、如何にこの贖罪といふ思想が壓服せられ嘲笑せられ、今日になつては我等にとつては疑ふべくもない自明のこの見解に對し

て起つた反對の何物たるかを解せんがために、嘲笑を顧みず敢て進んでこの思想に左袒した人々が、一人殘らず、如何に學界から破門にちかい取扱ひを受けたかを思ひ出してみるが可いのである。

で、玆處で、提案の三ケ條を廢して、單だ主旨第一と外に新たに特別豫防に關する第二のザツツを掲げるのみに止めようとする反對案が出て來たのである。投票の結果、この案は僅かの少數で、大多數は起草委員の案に投ぜられたのである。しかし、此時、十年も忘却の暗やみの中に葬られてゐた會議の規約の一規定が想起されて、投票の結果の國別の分類による記名投票の動議が成立し、投票に一時間半かゝつて、其結果は當然再び委員案が大多數を得たが、しかし、國別にすると、委員案に投票した國は九ケ國で、十ケ國は之に反對であつたのである。其處で、この結論をどうつけたらいゝかの疑問が起つて、長い間あれかこれかに迷つた後、終に、會議の規約に明記されてゐる規則に從つて、決定を會議の理事局(Büro)に求めたのである。しかし、理事局は決定を下すことをせず、而して、總會でも決議を採擇することなく、只だわづかに極めて簡單な報告を聽取したのみであつた。

この結末に不安を懷く人があるならば、自分は次のように言ひたいのである。——ドイツの論旨は既に幾度かこの會議で理解されてゐるのである。刑罰と教育とは別であつて、何を措いても先づ刑罰の本質が維持されなければならないといふことは、國外でも亦た已に認識されるに至つたのである。刑罰は教育だといふ古臭い警語は尙ほ未だ打破されはしないが、しかし、國民の淳風美俗は治安秩序の基礎であり、刑罰の本質は道義の觀念に存するといふナチオナールゾチアリズムスの憚る所なき信念は、已にライヒ(國)の境を越えて深く其力を他の國々に及ぼしてゐるのである。

(三) 自由刑と保安處分の問題

Freiheitsstrafe und Sicherungsmassregel

何に由て自由刑の執行と、自由の剝奪と結びついてゐる保安處分の執行とを區別すべきやの等しく根本的なものに觸れてゐる問題では、この部會の報告起草委員長は、兩者の執行の形式の差別は決定的な最後のものではなく、根柢に横はる概念の差別こそ最後のものであつて、自由刑では責を負ふべき所爲に對する贖ひであるといふ點が問題とされてゐるのであり、之に反して、保安處分では、或る一人の人の危險な狀態に因由する保安で、即ち、そのツースタンド(狀態)を處理するといふ點が問題となるのである。この根本的な差別は、保安の目的を危ふすることなきを得る限り、執行に於ける差別によつて明かにせらるべきである。保安處分の執行は、峻嚴な自由刑を宣告された犯人の處遇から明かに區別されなければならない。この差別の問題は當然刑法の二元主義を前提としてゐるものであるが、この二元主義の立場からすれば、保安處分に付せらるべきものを懲役刑者と等しく取扱ふといふことは誤つても居るし不正でもあり、同時にまた、危險な兇惡な人間に安易な生活を保證してやるといふのは全く道理を取り違へたことになるのである。といふ論旨を主張したのである。この點については原則上の異論が起りはしないかと思はれたが、何も起らず、多くの辯士は、特にイタリアのノヴエリ教授は、この動議を支持し、かくして、ドイツの主張は殆んど滿場一致で可決されたのである。

保安處分として職業禁止(Berufsverbot)の規定並びに刑罰執行に對する失業の惡影響に關する詳密なる決議は全く我等の見地に一致してゐたのである。特に、失業問題に關する討論では、國際的協力の眞にうつくしい光景が展開されたのであつた。

○

自分が、玆處に、會議の日程に上つた他の問題に言及しなかつたのは、問題が重大でないとか意義がないとかいふためではなく、只だ誌面に限りあるのと、此等の問題についての討議に自分の感興が大して惹かれなかつた爲めである。しかし、此等の問題についても、大體に於て會議の愉快に進行したことは言ふまでもないのである。

(B) 第六回刑法統一國際會議

(Die sechste Internationale Konferenz zur Vereinheitlichung des Strafrechtes)

この會議は、八月三十日より九月三日まで、デンマークの首府コペンハーゲンで開催せられたのである。この會議の目的は、豫め會議のビュウロー(理事局)で選擇し準備してをいた刑法中の統一するに適した部分を討議し、而して、單に統一された見地並びに原則を成立せしめるばかりでなく、個々の國家の法律に採擇するに適した提案を得るに在るのである。會議は、刑法統一に參加せる國々よりの委員並びに一定の團體(一)からの委員とにより組織せられてゐるものである。各國は之を代表する

委員の數と同じく三票を有してゐるが、投票は贊否兩樣に分たることを得ない。團體は各自一票を有つてゐる。コペンハーゲンに於ては三十五ケ國の代表者が集つたが、參加國の數は年を追ふて增すばかりである。ドイツは今迄で未だ會議のビユウローに加盟してゐなかつたので、司法省（RJM）の刑法局長シエファーと書記官のウイルケの兩氏が賓客として會議に列席し、國際刑事學聯盟（IKV）の會長たるドクトル・デラキス氏は差支があつてコペンハーゲンに來られなかつたので、筆者が其處に聯盟を代表することになつた。

（一）國際刑法學會（Association internationale de droit pénal）

國際刑法行刑委員（かんごく會議）（Commission internationale penale et pénitentiaire）

國際警察委員（Internationale Polizeikommission）

ハワード聯盟（Howard League）

國際法學協會（International Law Association）

國際刑事學聯盟（Internationale Kriminalistische Vereinigung）（IKV）

會議の日程に上つた議題は次の四件であつた。卽ち、政治的犯罪の定義、犯人引渡法、新聞紙記事の訂正、「恐（テロ）嚇手段（リスムス）」等是れである。一議題に一部會が屬してゐて、一人又は數人の專門家によつて議事の準備が整へられてゐるのである。多くの委員は已に幾度か前回の會議に從事した人々であるから、彼等にとつては、已に一部分は討議の運ばれた以前の仕事を完成するのが其任務なのであつたのである。

（一）政治犯の定義

此等の議題の或るものが相互に密接なる關係を有つてゐることは明白であつて、政治的犯罪（das politische Delikt）の定義は犯人引渡法に大きな役目を演じてゐるのである。犯人引渡法に從事してゐる部會は、また自己の領分として、所謂政治犯人の隱匿權（das Asylrecht）なるものを甚しく制限せんとする極めて詳細なる提案を決議したのである。しかし、總會では、この事に關しては利益とは思はれないが、國際關係のために政治犯の定義を下すことのみを任務とすべき部會の決議が採擇されたのである。政治犯の定義といふのは次の如くである。

（一）政治犯といふのは國家に對し（contre l'organisation ou le fonctionnement de l'Etat-against the organization or the function of the state）及び公民の政治上の權利に對して行はるる犯罪である。

（二）或る政治犯の實行を幇助し又はかゝる犯罪の犯人をして刑法の適用を免がれしむるため、（一）に揭げられたる犯罪の企圖となり又は已に行はれたる普通の犯罪は政治犯として看做される。

（三）憎むべき利己的動機に出でたる犯罪は決して政治犯とはならない。

（四）一般危險をかもし又は恐怖の狀態を生ぜしむる行爲は政治犯とは看做されない。

これで看ても分明なる通り、この決議は、複雜な關係的政治犯の取扱ひにくい部類のものについては之を默過してゐるのである。犯人引渡の部會では、スイスの犯人引渡法のあの有名な方式を「ヂユネーブ式」"das Genfer System"）（國際刑法學院案）を以て補充せんと欲したのであつて、前の（三）と（四）とには、たしかに今日の犯人引渡法及び大部分の犯人引渡條約の立場に對して一進歩と稱すべきものが存してゐるのである。但し、これが單に會議の決議に止まらず實際の立法に採用せらるゝや否やは、それは別の話である。

（二）犯人引渡法

Auslieferungsgesetz

第二の犯人引渡に關する部會では、ブリユツセルで始めて討議され、つづいてパリ及びマドリツドの會議で繼續された事業を完結せしめるのが目的であつたのである。この度の會議の結果、十ケ條より成る周到該博なる犯人引渡法の草案は、部會及び總會のいづれもから承認可決せられて、今や終に完成せらるゝに至つたのである。草案の成立には長い詳細な討議が必要であつたのであるが、玆處には遺憾ながら只だ僅かに二三の點につき註脚を加へるにすぎない。自分の記憶に誤りがなければ、たしかマドリツドの會議で已に一旦議決され、後になつて再び否決された保安處分に基く犯人引渡はこの草案には包含されてゐるが、しかし、或る一つの保安處分を執行するための引渡に限られるのである。しかし、これで一つの新生面は開かれたのである。政治犯による犯人引渡は草案では依然拒まれてゐるが、しかし、前揭の政治犯の定義の應用でこの原則は本質的に制限されることになるのである。草案は、初には、本國人の引渡を一も二もなく除外するつもりであつたのであるが、イタリヤ委員の代表者とIKV（國際刑事學聯盟）の代表者の反對で、本國人の引渡は要求國と被要求國との間に相互引渡の條約の存する場合に限り留保せらるゝことゝなつたのである。玆處にも、また、長い間お荷物になつてゐた原則に一つ破口ができたわけで、犯罪剿滅の目的に更らに一步近いたことになる。

(三) テロリズムス

第三部會並ぴに總會では、共に、「公共の危險をかもし又は恐怖狀態を生ぜしめたる企圖」なる特別の一章を刑法に設くることを各加盟國に推奨する案を可決したのである。共の主旨は、かゝる企圖は已に法律の他の規定により處罰せらるゝことになつてゐるけれども、かゝる陰謀は、國家權力の作用の動搖又は停止或は國際關係の攪亂を惹起する處ありといふ共通の前提の下に、特別の章を設けて特に重き刑罰を科すべしといふに在る。これについて、あらゆる場合のそれ〴〵の行爲が列擧せられ、此等の行爲の未遂、敎唆、幇助、及び、徒黨結成、更らに、列擧せられたる犯罪の實行の手段たるべきものの製造、製造の續行等は等しく處罰せらるゝのである。かゝる行爲が別々の異つた國で犯かされた場合には、各行爲は各國家に於て獨別の所爲と看做すべきものとするのである。已に各國の刑法に於て重刑を科せられてゐる處罰せらるべき行爲に對して特別の一章を設くるのは、自分には大して意味のないことゝ思はれるのである。それよりも已に前きに述べたように、凡ての此等の行爲が政治犯として認められるべきではないといふことの方に重要の意味が含まれてゐるのである。或る特定の場合(ケース)が此等の行爲の部類の中に入れらるべきや否やの決定については、引渡を求められた國家の裁量に自由の餘地が殘されてゐるのである。是に於てか、總會では、部會の提案に副ふべく、引渡のない場合(ケース)では引渡を要求せられた國家が自己の裁判所をして判決を下さしむることをしない時には、犯人を國際刑事裁判權に委ね得るようにしたいものであるといふ希望を宣明することを、多數決で可決したのである。

(四) 新聞記事訂正權

Berichtigungsrecht

右の第四部會の討議は非常に長延いたのである。それは、特に、イタリアの委員長ダメリオ氏の詳細を極めた提案に關したものであつたのである。議論百出で、終に一致點を見出すことができないで、終に停會となつた。時の勢からか又は捏造からか、いづれにしろ新聞紙に現はれた記事のために、關係人物又は國家機關のために慮る所あつて或る國家が國際法上の問題を提起することになつて、これが爲めに國家間の親善關係の危ふせられた場合、この危機に善處するために、國家に或る訂正權——といつても固より無制限ではなく、事實上制限されたものであるが——を與ふべきであるか、それとも又た、何か別種の方法手續を撰ぶべきであるかの問題は、後の會議で檢討されること、ならう。 (了)

Deutsche Juristen-Zeitung, den 1. Oktober 1935

全國刑務所長會同

本年度全國刑務所長、少年刑務所長會同は、十一月二日より五日まで四日間に亙り、司法省會議室及び刑務協會講堂を會場として開催せられた。

會同の經過大略左の如し。

【二日】午前十時開會、先づ小原司法大臣の訓示あり(卷頭所揭)、司法次官注意は長島次官出張中の爲め、行刑局長指示中に於て岩松局長より傳ふる處あり(卷頭所揭)、同十一時より直ちに會議に入り正午閉會。記念撮影を爲し、午後三時より首相官邸に於ける總理大臣招待茶會に臨み、岡田首相より一場の挨拶があつた(後出)。夜は午後五時三十分より丸ノ內日本工業俱樂部に於て會同員並に本省高等官に對し司法大臣の招待宴あり、同じく赤坂幸樂に於ては司法次官の隨行員饗應があつた。

【三日】明治節に當り協議會を開かず、午前八時より豊多摩刑務所に於て第八回全國刑務所武道大會が開催せられた。詳細別項記載の通り。尙ほ武道大會終了後、午後五時半より下谷綠風莊に於て刑務協會主催の所長招宴があつた。

【四日】終日會議を開き、諸問事項の討議を終り、協議事項まで及んだ。閉會後午後四時三十分より淺草本願寺別院に於て追弔會の催しあり、同六時よりは上野精養軒に於て兩本願寺の所長招待宴があつた。尙ほ別に刑務協會は隨行員を午後五時より東京寶塚劇場に招待した。

【五日】會同最終日の五日は午前九時卅分より刑務協會講堂に於て協議會を續開し、協議事項の殘部を討議し、同十一時を以て全く終了、茲に本年度全國刑務所長會同の意義深き日程を終へた。この日新宿御苑に觀菊會の御催しあり、光榮の御召しに浴した所長は、會議散會後直ちに御苑に向つたが、午後四時よりは明治座に於て、輔成會主催の所長招待觀劇會が催された。

諸問事項

一、勞役場留置者ニ對スル妥當ナル處遇方法如何

二、戒具ノ制式ヲ改良スル要ナキヤ若シアリトセバ其ノ具體方法如何

三、受刑者ノ移送範圍ハ之ヲ限定スルノ必要ナキヤ若シアリトセバ其ノ範圍如何

協議事項

一、假釋放審査規程並ニ行刑累進處遇令施行ニ伴ヒ身分帳簿様式ヲ改正統一スル件

提出　千葉、宇都宮、廣島、松江、網走、小田原少年

二、行刑累進處遇令ノ施行ニ伴ヒ賞表附與ニ關スル取扱ヲ統一スル件

提出　姫路少年

岡田内閣總理大臣挨拶

（昭和十年十一月二日　刑務所長招待席上に於ける）

此度刑務所長會同に際して再び諸君と御目に掛る機會を得ましたことは私の欣快とするところであります。

國家刑政の大道は犯罪を防遏して社會の康寧を得るに在ること申す迄もありませぬ。行刑事務の目的は要するに、犯人を改善し再び罪を犯さざらしむるに在るのでありますが、此の事たる甚だ困難なことでありまして、此の事を御管掌になつて居らるる諸君の御苦勞は寔に想察に餘あるのであります。殊に近來社會萬般の事象益々複雜を加ふるに連れ犯人の性情、環境の態樣夫々多岐に亙つて居りますから、諸君の御責任も一層大きいのであります。此の機會に諸君の御苦心に對し敬意を表すると共に上下協心戮力全く私心を去つて誠實事に當り、又能く部下を董督して以て行刑有終の美を濟し、奉公の實を擧げられんことを切望する次第であります。

岩松行刑局長注意事項

（昭和十年十一月二日　刑務所長會同ニ於ケル）

一　庶　務

一　事務囑託者ヲ甲刑務所ヨリ乙刑務所ノ教誨師、教師又ハ保健技手等ノ判任官待遇ニ採用シタルトキハ、新任者トシテ乙刑務所ニ於テ考績調書ヲ提出スヘキ筈ナルニ不拘往々懈怠セラルル向アリ爲ニ當局ノ異動計劃上支障ヲ來スコトアルヲ以テ、爾今採用後少クトモ一ヶ月内ニ考査シ其ノ概況ヲ考績調書ニ認メ報告セラレタシ。

二　判任官候補者ニ對スル、定期ノ考績調書進達ハ判任官候補者トシテ既ニ當局ニ報告濟ノ者ニ限リ進達スヘキ筈ナルニ不拘、單ニ有資格者タルノ故ヲ以テ考績調書ノミ提出セラルル向アリ、爾今過誤ナキ樣注意セラレタシ。

三　刑務官吏ノ職責書文例ニ付テハ、明治三十六年三月職參第二四五號通牒竝同年典獄會議ニ於ケル注意事項等參照ノ上作成ノコトト思料スルモ其ノ事項ノ内容ニ於テ明確ヲ缺ク向アリ爾今刑務事故報告同樣詳細ニ記セラレタシ。

四　刑務所職員身分ニ關シ既ニ本省ニ報告濟ノ後身分ニ異動ヲ生シタルトキ、例ヘハ本籍地、氏名ノ變更、又ハ生年月日ノ訂正等アリタルトキハ其ノ都度報告スヘキ處、近年之カ報告ヲ懈怠スルノ向アル爲、爾後進達ノ位階、陞敘、恩給請求等ノ場合、當省保管ニ係ル身分關係書類ト齟齬スルコト屢々アリ、事務處理上支障尠カラス。爾今斯ル身分ニ關スル事項ノ變更訂正ハ速ニ之カ報告書二通（司法大臣宛及行刑局長宛）ヲ作成送付セラレタシ。（封皮ハ行刑局長宛ノコト。）

一一　刑　務

一　刑務事故ノ續發スルハ洵ニ遺憾ノ次第ナリ。今後ハ一層緊張味ヲ以テ之カ未然防止、善處ニ細心ノ注意ヲ拂フヘキハ言ヲ俟タサルトコロナルカ、殊ニ支所及外役泊込所ニハ著シキ戒護上ノ缺陷ニ因ルモノ多キハ最モ留意ヲ要スヘキコトナリ支所ハ本所トノ距離遠隔ナル爲メ監督上其ノ徹底ヲ期シ難キ憾アルノミナラス、土地柄剌戟乏シク自然職員ノ氣風、紀律ニ弛緩ヲ生シ舊慣墨守ノ弊ニ陷リ易キ嫌アルヲ以テ一層監督ヲ嚴ニシ相互事務連絡ノ緊密ヲ圖リ、支所刑務ノ刷新向上ニ格段ノ努力ヲ拂ハレタシ。

二　減刑事務ニ付テハ完璧ヲ期セラレタル筈ナルニ、偶々假釋放上申ノ場合ニハ收容後ノ行狀中特ニ軍人精神ニ醒メ忠君ノ志操堅實トナリ反省ノ念ニ燃ユル等、我國軍人トシテノ特有性ヲ發揮セル狀況ニ着眼シ其ノ程度ヲ明記セラルル樣取計ハレタシ。

三　一般上申書若クハ報告書中ニハ誤字、當字、脫字ノ多キモノアリ、公文書ノ體裁上甚タ遺憾ニ付特ニ注意セラレタシ。

四　各所ニ於テ毎年六月三十日前年分ニ對スル刑務一覽作成ニ際シ累進處遇令ニ關スル調書揭載ナキモノアリ、將來之等モ調査揭載スル樣取計ハレタシ。

五　假釋放ニ關スル事項

（イ）　陸海軍刑法ニヨリ處斷セラレタル犯罪者ニ對スル假釋放上申ノ場合ニハ收容後ノ行狀中特ニ軍人精神ニ醒メ忠君ノ志操堅實トナリ反省ノ念ニ燃ユル等、我國軍人トシテノ特有性ヲ發揮セル狀況ニ着眼シ其ノ程度ヲ明記セラルル樣取計ハレタシ。

(ロ) 假釋放上申書添付ノ得點表ト上申書ノ記載事實ト符合セサルモノアリ、例ヘハ上申書ニハ入所以來作業ニ勉勵、責任觀念極メテ強シト記載シナカラ作業勉否ハ零點ニシテ責任意志ハ一點ノモノアリ斯クテハ彼此齟齬シ詮議上差支ヲ生スルニ付注意スヘシ、責任點數全部ヲ消却シタル第一級者上申ノ場合ニ於テモ一般ト同樣最近六箇月間ノ得點表ヲ添付スヘキモノナルニ之ヲ省略スル向アリ今後ハ添付ヲ忘却セサル樣注意セラレ尙得點表ハ上申書ノ次ニ編綴セラレタシ。

(ハ) 假釋放上申書中釋放後ノ歸住地關ノ記載方頗ル粗略ナルモノアリ、例ヘハ釋放後ノ環境ノ如キハ詮議上ノ緊要事項ナルニ拘メ上申ノ際ハ、環境ハ單ニ普通ト記載セルニ之カ後日假釋放期間犯罪ニ陷ルヤ取消申報ニ際シテハ歸住地ハ全村ノ七割カ漁業家ニシテ、多數ノ賣笑婦アリ一般ノ風習亦道義心低ク島民ハ幼少時ヨリ遊里ニ出入シテ下賤ノ娼婦等ト交談スル等惡風儀ヲ有スル場所ナリト記載セルカ如シ上申前ニ於テ詳密調査ヲ遂ケ參考トナルヘキ事項ハ漏レナク記載スル樣注意セラレタシ。

(ニ) 特定ノ時機ニ於テ假釋放ヲ爲ス場合ノ上申書ハ指定スヘキ期日十五日前本省ヘ到着スル樣發送スヘキ筈ナルニ期日二三日前ニ切迫シテ提出スル向アリ、斯クテハ詮議上ノ餘日ナク到底所期ノ目的ヲ達セサルモノニ付今後ハ一層注意セラレタシ。

(ホ) 假釋放處分取消申報往々ニ遲延シ取消ノ詮議上支障尠カラサルニ付、刑期ノ關係ヲ斟酌シ其ノ時期ヲ謬ラサル樣十分注意セラレタシ。

(ヘ) 第四級又ハ第三級ノ儘上申セラルル向アリ常ニ特別進級制度ヲ活用シ置キ上級階級ニ於テ相當期間訓練ノ上、上申セラルル樣取計ラハレタシ、尙第一級責任點數ヲ消却シタルモノニ對シテハ假釋放ニ付充分配慮セラルヘキ樣致シタシ。

(ト) 上申關係書類中、生年月日ノ記載ナキモノハ犯罪關係其他ノ參考事項欄ニ記入セラレタシ。(殊ニ減刑計算上必要ナリ)

(チ) 間接保護ニ付テハ單ニ歸住地保護會ノ間接保護ニ付スル旨記載スル向多キモ右ハ具體的ニ保護會名ヲ記入アリタシ。

(リ) 財産犯罪ニ付テハ多數ノ犯罪事實アルモ判決抄本ニ其記載ヲ省略シタル場合ハ、犯罪關係欄ニ被害總額ヲ揭記スル樣注意セラレ又、放火犯ニ付テハ被害額ノ記載ナキモノ多キニ付可成其ノ調査ヲ遂ケ記入セラレタシ。

(ヌ) 行刑累進處遇令除外者ニ付テハ具體的ニ作業成績ノ記載ヲ要スル次第ナルモ之カ記載ヲ爲ササルモノ多々詮議上、支障不尠ニ付記載方注意セラレタシ。

六 行刑累進處遇令ニ關スル事項

(イ) 每月ノ採點ニ付テハ徒ラニ作業點ト其ノ他トノ均衡ヲ主眼トスルノ傾アルヲ以テ累進準備會ニ對シテハ常ニ指導訓練ニ努力セラレタシ。

(ロ) 進級停止中採點ヲ行ハス從ツテ作業賞與金ヲ計算セサル所アルモ進級停止中ノ得點ハ單ニ責任點數消却ノ効刀ヲ有セサルノミニシテ進級停止中ト雖採點及賞與金計算ハ之ヲ行フヘキコトト承知アリタシ。

(ハ) 行刑累進處遇令施行規程及作業賞與金計算月額表ハ其ノ制定以來漸ク改正ヲ必要ト認メラルルニ至リ居ルモノト思料セラルルモ、其ノ改正ニ付テハ必ス認可申請セラレタシ。

三 思想

一 轉向報告ト假釋放上申トヲ同時ニ爲シタル事例アルモ妥當ナル處置ト認メ難シ轉向シタルモノト認メタルトキハ先ツ其ノ旨報告ヲ爲シ其ノ後更ニ愼重ニ視察調査ヲ遂ケタル上適當ト認メタルトキハ假釋放上申セラレタシ。

二 思想犯ノ假釋放上申ニ際シテハ、ナルヘク判檢事ト協議ヲ爲シ愼重ヲ期スヘク本人ノ轉向其ノ他、心身狀態如何ヲ重要視スヘキハ勿論ナルカ思想犯ニ付テハ共犯者トノ關係其ノ他社會運動狀勢ヲモ顧慮シ本人カ出所スルコトニ因リ社會運動狀勢其ノ他一般社會ニ與フル影響、他ノ者カ本人ニ對シ再ヒ働キカケ之ヲ運動ニ引入ルル虞ナキヤ生活ノ保障アリヤ否ヤ等ノ點ヲ特ニ嚴密ニ考慮シ時宜ニ依リテハ此ノ點ニ關シ判檢事ノ意見ヲ求ムル等、萬遺算ナキヲ期セラレタシ。

三 詭激思想懷抱者トシテ一旦收容報告ヲ爲シタルモノハ刑事被告人タルト受刑者タルトヲ問ハス、全テ釋放シタルトキハ直ニ釋放報告ヲ提出スヘキモノナルニ之ヲ怠ル向アリ斯ルコトナキ樣注意セラレタシ。

四 經理

一 從來動モスレハ支所ノ營繕、調度等比較的閑却セラレタルカ如キ憾アルニ鑑ミ支所長ヲシテ適切ナル豫算ノ運用ヲ期セシムルカ爲本年度ヨリ元本所タリシ支所ニ對シ費目ヲ限定シ定額ヲ分賦セラレタルモノニシテ、之カ執行ニ該リテハ本支所間彼此融通支辨ノ道ヲ講シ差支ナキハ素ヨリ他ノ費目ノ使用ニ付テモ本所分ト均衡ヲ失セサルヤウ御留意相成タシ。

二 豫算ノ處理方法ニ付テハ豫メ實行計畫ヲ樹テ其ノ節約シ得ラルル分ハ努メテ節約シ執行ノ適正ヲ期セラルヘキ筈ナルニ內國旅費ノ如キ年度開始後間モナク配賦額ノ大部分ヲ支出シ直チニ增額ヲ申請シ或ハ年度末定期檢查所要旅費ニ充當スヘキ豫算殘額ナキ爲翌年度ノ日附ヲ以テ出張命令ヲ發スルカ如キ彌縫策ヲ講スル等、經理上ノ措置當ヲ得サルモノアリ注意相成タシ。

三 支所ノ戒護應援ノ爲看守ヲ派遣シタル場合、其ノ日額旅費

ノ認可ヲ受ケタリトノ理由ノ下ニ所要旅費ノ増額方申請ノ向アルモ、右ハ別個ノ問題ニシテ假令日額旅費ノ認可ヲ受ケタリトスルモ斯ル旅費ハ本來定額内ノ支辨ニ屬スルモノト承知セラレタシ。

四　看守勤勉手當ニシテ其ノ配賦額ヲ越エ支給ヲ要スル場合豫メ内議セラルヘキ筈ナルニ經費實費調書ニ依レハ此ノ手續ヲ履マス支出セル向アリ、内議方實行ヲ要スヘキハ勿論配賦額ヲ超過支出スルカ如キハ一般豫算處理上ノ關係アリ努メテ之ヲ避クルヤウ注意セラレタシ。

五　留置人費ノ償還方ニ付現行犯トシテ警察署ニ留置セラレタル者ノ費用ニ關シ疑義ヲ抱カルル向アルカ如キモ、右ハ代用監獄トシテノ留置ニアラサルヲ以テ償還スヘキモノニアラス。

六　看守療治料ニシテ實費額ヲ支給スル場合ハ其ノ支出所屬年度ハ實費ノ生シタル日ヲ以テ區分セラルルモノニ付、右増額申請ニ際シテハ年度別ニ區分計上セラレタシ。

七　緊急軍需品作業動員ニ關スル統制計畫ニ依リ營養物ヲ給與シタル場合ノ食料表ノ整理各所區々ニ渉リ或ハ常菜代ニ或ハ増菜代中ニ之ヲ合算スル等、整理上支障不尠右ハ菜代指定額ノ範圍外ニ屬スルヲ以テ之ヲ區分スルノ必要アリ依テ將來食料表ノ作成ニ付テハ昭和八年二月行甲第二四三號ノ一通牒ノ趣旨ニ依リ同表ノ中菜代計算欄其ノ他關係各欄ニ「緊急作業副食物代」ノ行ヲ設ケ其ノ金額、人員ヲ別記ノコトニ處行アリタシ。

八　收容費支辨ノ自動車ヲ事務用ニ使用シタル場合其ノ「ガソリン」代ハ事務費ヨリ支辨シ適當ノ補助簿ヲ設ケ消費量ノ區分ヲ明カニスル等ノ方法ヲ講セラレタシ。

九　經費實費調書ト收容費豫算調書トハ何レモ年度内經費ノ決算ナルヲ以テ、計算上彼此相違スヘキニアラサルニ往々其ノ符合セサルモノアリ、整理上不尠支障アルヲ以テ斯ル場合ハ事由ヲ具シ速カニ報告セラルルカ、調書備考欄ニ附記説明セラレタシ。

十　作業賞與金計算高ヲ有スル者ニシテ訴訟費用又ハ罰金ノ納付ヲナスモ釋放後ノ生計上著シキ支障ヲ生セサルモノニ付テハ克ク裁判所側ト協調ヲ遂ケラレ其ノ幾分ニテモ成ルヘク納付セシムルコトニ取計ハレタシ。

十一　豫算ノ運用上收容費各目間ノ流用ハ已ムヲ得サル處置ニシテ素ヨリ法規上差支ナシト雖就業費ハ他ノ費目ト豫算ノ性質ヲ異ニスルモノアルヲ以テ努メテ之ヲ避ケラレタシ。

十二　震火風水等ノ被害ヲ蒙リタル場合大藏當局ニ對スル災害費要求ノ都合アリ可及的速ニ報告方留意セラルヘク假令被害ヲ蒙ラサルモ當該所在地ニアリテハ其ノ旨直チニ報告セラレタシ。

十三　歳入徴收報告書、支出濟額報告書、支出計算書其ノ他會計ニ關スル各種計算表等調製方ニ關シテハ從來屢々注意ヲ促シ來レルモ今尚不備ノ爲照復ヲ要スルモノ頗ル多ク本省事務處理上支障不尠、此等ハ當該取扱者ニ於テ提出前ノ對査不十分ニ基因スト認メラルルモノ其ノ大半ヲ占ムル次第ナルヲ以テ一層細心ノ注意ヲ拂ハレタシ。

十四　小切手振出事務ニ付債主ノ請求ニ依リ直ニ小切手ヲ完成シ日本銀行ニ振出濟通知書ヲ送付シ其ノ後ニ於テ債主ヲ呼出交付スルノ扱ヲ爲シ居ル向大部分ナリト思料ス、右ハ債主出頭前ハ小切手振出ノ準備ニ止メ出頭ノ際完成交付スルノ取扱ニ改メラレタシ。

五　作業

一　作業ノ發展擴張ニ伴ヒ作業資金ノ增嵩ヲ見ルハ素ヨリ餘儀ナキコトニ屬スト雖、曩ニ提出セラレタル作業收支調書ヲ通覽スルニ各所ヲ通シ相當過大ノ不足要求額ヲ計上シアリ本年度ニ於テハ年度當初四百五十二萬四千餘圓ノ支出ヲ承認セラレ既ニ其ノ大部分ヲ配付シ今日其ノ殘額ハ決シテ潤澤ナリト謂フヲ得ス。從テ各所ノ要求額ニ對シテハ到底滿足ナル增額ハ爲シ得サル次第ニ付本年度内器具、器械等ノ購入ハ之ヲ差控ヘ固定材料ノ活用ヲ爲ス等資金ノ節約ヲ計リ豫算處理上萬遺算ナキヲ期セラレタシ。

二　ブロック統制作業ニ付テハ其ノ眞意ヲ理解セラレ協力一致事ニ當ラルルノ結果、良好ノ成績ヲ擧ケツツアリ大ニ意ヲ强

フスル次第ナルカ尚向後注文ノ引受、製作ノ分賦、指導、監督、素品ノ購入、配付等一層ノ研鑽ヲ加ヘラレ本ブロック作業最大ノ目的達成ニ努メラレンコトヲ望ム。

三　作業年表ヲ通覽スルニ各所ヲ通シ資金ヲ收支セサル朱書整理ノ人員增加ノ傾向ニアリ、常用夫、常置人員ハ通牒ニ依リ其ノ標準ノ定メアリ可及的整理減員ヲ爲シ有利作業ニ轉換スル樣セラレタシ。

四　作業材料購入ニ際シテハ可成廣ク見積書ヲ徴シ大量ノ購入ニシテ競爭入札ニ付スルノ要アルモノハ制規ノ手續ヲ履行シ分割購入ハ會計法上非難ヲ免レサルニ付、之ヲ避クル樣深甚ノ注意ヲ要ス。

五　製品ノ出納ニ付テハ制規ノ手續ヲ履行スヘキ筈ナルニ製作命令未完了ノ儘製品ヲ搬出スルノ事例アリ、物品出納上違法ナルハ勿論種々ノ弊害ヲ惹起スルノ虞アリ、充分部下ヲ監督シ萬遺漏ナキヲ期セラレタシ。

六　教化

一　未決拘禁者ニ看讀セシムヘキ雜誌ノ種類ハ曩ニ昭和九年九月、行甲第一三八四號ヲ以テ追加シ更ニ昭和九年十二月、行甲第一七八七號、及昭和十年四月、行甲第四八一號ノ一ヲ以テ二種ヲ追加シ看讀ノ範圍ヲ擴張セラレタル次第ナルカ其ノ毎號ノ審査ハ充分ニシ適正ヲ誤ラサル樣注意セラレタシ。

二　受刑者ノ私本閲讀ハ行刑累進處遇令第五十七條ニ依リ第二

級以上ハ刑務所ノ紀律ニ違ハサル範圍ニ於テ之ヲ許シ、第三級以下ハ之ニ加フルニ教化上特ニ必要アルトキノミ許可スルモノナルトコロ、其ノ取扱ノ實際ヲ見ルニ或ハ第三級以下ハ絶對ニ私本ヲ許サス。或ハ同條ノ趣旨ニ係ハリナク私本ノ内容ノミヲ見テ漫然許否ノ意見ヲ定ムル等ノ向アリ。其ノ取扱ニ尚徹底ヲ缺クトコロアル如クニ思料セラルルモ私本許可ニ當リテハ其ノ書籍ノ内容、出願者ノ思想、職業等ハ勿論其ノ累進處遇適用階級ノ如何モ重要ナル斟酌事項ナルヲ以テ許否ニ關シ適正ヲ誤マラサル樣、尚刑務協會發行ノ書籍目錄ニ記載ナキモノハ私本トシテ許可セサル向アルモ官本トシテ備付ナク又本省ノ審査ヲ經サル書籍ニモ看讀ヲ必要トスル書籍アルハ極メテ明白ニシテ斯ノ如キハ徒ニ受刑者ノ情苦ヲ誘發スル所以ナリト認ムヘク單ニ事務ノ便宜ノミヲ考慮シテ、斯ル方針ヲ採ラルルハ妥當ヲ缺クモノナルヲ以テ斯ルコトノ無キ樣注意セラレタシ。

三　受刑者ノ私本閱讀出願ニ付テハ本年十月二十二日、行甲第一四六四號通牒ヲ以テ其ノ取扱ヲ統一シタル次第ナルカ、從來ノ取扱ニ徵スルニ既ニ本省ノ審査ヲ了セルモノヲ何等特別ノ事情ナキニ再ヒ申請セラレ又未タ審査ヲ了セサルモノヲ許可スル等、尚又當然許可スヘカラサル内容ヲ有スルモノヲ許可シ度シトノ意見ヲ以テ申請セラレ下審査ノ不充分ヲ表明スル等、粗漏ノ個所アリ看讀書籍ノ教化上ノ意義益々重大ナルニ鑑ミ出願ニ當テハ審査ヲ要セサルモノト、審査ヲ要スルモノトヲ截然區別シ通牒ノ趣旨ヲ勵行シ尚下審査ヲ充分ニスル樣注意セラレタシ。

四　行刑累進處遇令第五十九條ノ集團散歩ニ付テハ曩ニ昭和十年八月、行甲第一〇九九號通牒ヲ以テ施行ノ標準ヲ設ケタルヲ以テ、同通牒ニ基キ必ス内議セラルルト共ニ施行ノ實際ニ當テハ有效且ツ適切ヲ期スル樣留意セラレタシ。

五　行刑累進處遇令第五十八條ノ競技、遊戲、運動會ノ施行ニ付昭和八年十一月、行甲第一六九七號通牒第十二號ニ依リ本省ニ内議セラレタルトコロヲ見ルニ其ノ種類、施行方法、參加人員等概ネ適當ナルモ往々其ノ教化的意義ヲ逸シ興味中心トナルヤニ感セラルルモノモナキニ非ラス。責任觀念、協同心ノ涵養ヲ目的トスル其ノ教化的地位ニ鑑ミ特別ナル技能ヲ要スルモノ、勝敗中心ニ傾クモノ、個人的傾向ヲ有スルモノ射倖的トナル虞アルモノハ競技種目トシテ之ヲ採ラス原則トシテ團體競技ヲ採ラルル等教化的意義ヲ重視セラルル樣注意セラレタシ、尚此ノ趣旨ハ内議ヲ要セサル少年受刑者ニ在リテモ同樣ニ付同樣注意セラレタシ。

六　集團散歩、競技、遊戲、運動會ニ付當初内議セラレタルトコロト施行後報告セラレタルトコロトヲ對比スルニ内議シタル事項ヲ變更セルモノアリ勿論參加人員等ニ付テハ種々ノ事情ヨリ必スシモ一致セシムルコトヲ得サルヘキモ要素タル内

議事項ニ變更アルトキハ直ニ指揮ヲ受ケラルル樣注意アリタシ。

七　受刑者ニ觀覽セシムル活動寫眞ハ、昭和二年十二月行甲第一七九九號通牒ニ基キ其ノ「フヰルム」ヲ本省ニ於テ選定シ本省ノ指定シタルモノヲシテ巡回映寫セシメ且映畫ノ說明ニ當ラシムルコトヲ原則トシ居リ其ノ他ノ場合ニ觀覽セシムルノ必要ヲ生シタルトキハ本省ニ内議セラレタル上施行スルヲ妥當ナリトスルトコロ或ハ内議ヲ經ルコトナク小型映寫機ヲ購入シ本省ノ審査ヲ經サル「フヰルム」ヲ觀覽セシメ或ハ内議ヲ經ルコトナク他ヨリ映寫機及「フヰルム」ヲ借受ケ觀覽セシムル等、前記通牒ノ趣旨ニ反シテ施行スル向アリ活動寫眞ノ觀覽ノ如キハ受刑者ノ處遇ヲ統一スル上ニ極メテ重要ナル事項ナルヲ以テ斯ル場合ハ本省ノ内議ヲ經テ施行セラルルト共ニ此ノ種施設ニ付テハ之ニ狎レシムルコトニ依リ本來ノ教化的意義ヲ忘レ徒ニ情苦ノ對象トナルノ傾向アルニ鑑ミ其ノ施行ニ際シテハ極メテ愼重ヲ期セラルル樣注意セラレタシ。

八　看讀書籍、活動寫眞「フヰルム」蓄音器「レコード」ニ付適當ナルモノアルトキハ、夫々昭和二年九月行甲第一二五一號通牒追書、及昭和二年十二月行甲第一七九九號通牒追書ニ依リ其ノ内容等ヲ申出テラルルコトトナリ居レルカ最近ニ於テハ申出テラレタルモノ殆ントナシ、此等ノ申出ハ購入等ニ付頗ル參考トナルモノナルヲ以テ申出テラルル樣勵行セラレタシ。

九　教誨教育事務囑託者ニ付之ヲ新ニ囑託シタルトキ、其ノ囑託ヲ解キタルトキ、若クハ其ノ他身上ニ異動ヲ生シタルトキ又ハ教務係配置人員ニ付異動ヲ生シタルトキハ其ノ都度報告スルコトトナリ居レルカ（昭和七年四月行甲第七八〇號通牒）間々報告セラレサル向アリ勵行スル樣注意アリタシ。

七　衛　生

一　二人以上ノ刑務醫師ヲ配置セル刑務所ニ於ケル收容者ノ診療ニ付、主任ハ病舍休養患者ノミヲ擔當シ其ノ他ノ醫師ハ工場又ハ獨居舍房ノ診療ヲ分擔スル等ノ如ク其ノ職務ヲ固定的ニ分擔セシメサル樣會テ通牒シタルトコロナルモ、近時之カ勵行ヲ缺ク向アリ如斯診療事務ハ一方ニ偏倚分擔セシムルコトヲ避ケ各醫師順轉ニテ工場又ハ病舍等ノ診療ニ從事シ彼此連絡協調シ以テ診斷ノ正鵠ト施藥ノ適切ヲ期セラルル樣留意セラレタシ。

二　醫藥以外ノ用ニ供スル毒物、劇物ノ取扱方ニ就テハ昭和七年行甲第五四三號ヲ以テ訓令セラレ之カ取締上相當注意ヲ拂ハレツツアリト思料スルモ時ニ作業、戒護、醫務等ノ關係各係間ニ相互ノ連絡ヲ缺キ之カ取締ノ勵行上不備蹉跌ヲ生シ居ル向アリ甚タ遺憾ニ付將來訓令ノ運用上遺算ナキヲ期セラレタシ。

三　醫務職員ノ異動報告竝ニ、略歴提出方ノ件ニ關シテハ本年二月行甲第一〇九號ヲ以テ通牒セシトコロナルカ其ノ後ノ異動ニ際シ、右通牒ニ指示シタル略歴記載事項ト違ヒタル略歴書ヲ提出シ或ハ囑託醫採用內議ノ際、履歴書ヲ添附セシノ故ヲ以テ略歴ノ提出ヲ省略セラルル向アリ、右ハ處理上差支ヲ生スルヲ以テ將來異動報告（新ニ採用）ノ際ハ曩ニ履歴書ノ提出有無ニ不拘通牒ニ指示シタル正規略歴書提出スル樣留意セラレタシ。

四　衞生材料、器械及ヒ藥品ノ保存手入又ハ性能檢査ニ付テハ屢々注意ヲ促シ來リタルトコロナルモ今尙ホ保存方法ノ適合セサルモノ或ハ定期檢査ノ勵行ヲ缺クモノ等遺憾ノ向アリ、右ハ大正十三年五月行甲第六八四號依命通牒第三衞生材料保管上注意ノ件ヲ參照シ之カ勵行ヲ期セラレタシ。

五　收容者精神異狀ノ疑アル場合ハ醫術上ノ診査ハ勿論平素其ノ動靜ヲ視察シテ經過ヲ明カニシ一面ニ於テハ收容前ノ動作竝ニ遺傳ノ有無等、精密ナル調査ヲ遂ケ愼愼鑑別ニ努ムヘキモノナルニ往々疑問ノ儘自然ノ經過ニ任セ單ニ獨居拘禁ニ付シ置クニ止メ或ハ刑事訴訟法第五百四十四條、第五百四十六條第一號ニ該當スヘキ程度ノ疾患者ニ對シテモ之カ診定ヲ遲疑遷延シ、刑ノ執行ヲ停止スル手續ヲ爲サス之カ爲遂ニ刑務所內ニ於テ死ノ轉歸ヲ招致スルニ至ル向アルヤノ憾アリ特ニ注意アリタシ。

六　收容者ノ健康增進竝ニ疾病ノ傳播防止等、保健衞生上ニ就テハ平素深甚ノ注意ヲ拂ヒ遺算ナキヲ期セラレツツアリト思料スルモ看讀書籍引揚後ノ消毒、舍房備付ノ雜具類臥具類ノ乾濯等、細部ニ渉リテハ今尙遺憾ノ向アリ看讀書籍ノ如キハ或ハホルマリン消毒、又ハ其ノ他ノ藥品ヲ撒布ノ上日光消毒ヲ行ヒ雜具、臥具類ノ如キモ一定ノ期日ヲ定メ乾濯ヲ勵行スル等、適當ノ方法ヲ講シ以テ保健衞生上遺算ナキヲ期セラレタシ。

七　收容者ニ投與スヘキ藥餌ニシテ工場又ハ舍房ニ配藥シ擔當看守ヲシテ服藥時指定分量ヲ投與セシムル場合之カ保管中ハ一定ノ鎖鑰アル容器ニ格納セシメ以テ取締上ノ間隙ニ依リ不慮ノ事故ヲ招致スルカ如キコトナキ樣特ニ留意セラレタシ。

八　患者ニ給與スル副食物菜品類ノ選擇ニ就テハ獻立ノ際特ニ注意ヲ拂ヒ、病菜トシテ特殊ノ考案ヲ爲スヘキ件ニ付昨年會同席上注意ヲ促シ置キタル處ナルモ其ノ後各所ノ獻立ノ狀況ヲ觀ルニ未タ此ノ點ニ關シテハ何等ノ考慮ヲ拂ハス。宮內襲ニ囚ハレ從來ノ通リ一般健康者ト同一ノモノヲ支給シツツアルモノ多キハ遺憾トスルトコロナリ。素ヨリ疾病ノ種類、程度ニ依リ一般常菜ヲ給與シ差支ナキモノハ格別ナルモ消化器系統ノ疾患、其ノ他內臟疾患中特ニ食餌ニ注意ヲ要スヘキ者ニ給與スヘキ副食物、其ノ他ハ病菜トシテ特ニ考案獻立ヲ爲シ給與スル樣注意アリタシ。

九　每月當局ニ於テ作成ノ上配付シ來リタル衞生狀態表ハ之ニ依リ自他刑務所間ニ於ケル衞生狀態ニ付其ノ現況ヲ比較考慮シ以テ自所ノ衞生狀態向上ニ資セシメントスルノ趣旨ニ外ナラサルヲ以テ單ニ一片ノ衞生現況ノ統計的表示ナリトシテ看過スルカ如キコトナク、趣旨ノ存スルトコロヲ了シ衞生狀態向上ノ資ニ供シ以テ之ヲ有效ニ利用スルノ注意アリタシ。

八　指紋

指紋事務處理上ニ關シテハ從來屢次注意スルトコロアリ、各刑務所共當該事務擔任者等ニ於テ能ク注意シ近時其ノ成績概シテ良好ニ向ヒツツアリト雖左記各項ニ付テハ猶屢々處理ノ適正ヲ缺クモノアリ、之カ照會往復等ニ相互手數ヲ要シ遺憾トスルトコロ尠カラス、殊ニ簡單ナル同一ノ事項例ヘハ受刑追加小票ニ於ケル最近前科出所年月日誤記ノ如キニ付テ再三過誤ヲ繰リ返スカ如キハ敏速ト正確トヲ生命トシ常ニ大量之カ處理ニ當ル當局トシテハ如斯繰リ返サルル事故ニ對シテハ一層遺憾ノ念ヲ深カラシムルモノアリ、就テハ宜シク此等事情ニ鑑ミ爾今事ノ大小ヲ問ハス、當務者ヲシテ其ノ取扱上ニ十分注意セシメ過誤ナキヲ期セラレタシ。

一　指紋事務擔任者ニ對シテハ少クトモ指紋原紙取扱規程、竝ニ指紋分類規程及之ニ關スル訓令通牒等ヲ通讀セシメ平素ノ取扱上誤リナキ樣セシムルコト。

二　指紋ニ關スル各種書類ハ規定ノ期日ニ確實ニ提出シ故ナク遲延スルカ如キコトナキコト。

三　刑期三月末滿ニ係ル受刑者ノ指紋原紙ハ入所後速カニ作成送付セラルヘキモノニシテ、本件ニ付テハ指紋原紙取扱規程竝ニ昭和六年六月所長會同ニ於ケル注意事項等ニモ明示シアルニ拘ラス、今猶之ヲ遲延シ甚シキハ釋放後指紋原紙ノ到著スル等ノコトアリテ、折角ノ前科發見モ當該受刑者釋放後トナレル爲指紋運用上ノ效果ヲ發揮セシムルニ至ラサリシ等ノ事實アリ爾今必ス規定ヲ確實ニ勵行スルコト。

四　指紋擔任者ノ不注意ヨリ甲受刑者ノ指紋ヲ乙受刑者ノ指紋トシテ原紙ヲ作成提出シタルヲ當局ニ於テ發見是正セシメタル事實アリ。斯ノ如キハ指紋ノ效果ヲ滅却スルノミナラス、延イテハ將來前科者ノ異同識別上ニ重大ナル過誤ヲ釀生スルノ因トナルヲ以テ指紋押捺ノ場合特ニ愼重ニ注意スルコト。

五　指頭隆線ノ磨滅、又ハ疾病其ノ他事故ノ爲指紋押捺ノ延期中遂ニ其ノ押捺未濟ノ儘釋放シ制規ノ原紙ヲ提出不能ニ至ラシメタル事實アリ、隆線ノ磨滅ハ假令分類ハ不能ナリト雖押捺不能ニアラサルヲ以テ斯ル場合ハ必ス押捺ナシ得ル程度ニ於テ指紋原紙ヲ作成シ、又疾病ノ場合ハ治癒ヲ待ツテ之ヲ作成スヘク更ニ其ノ他事故ニヨル場合ハ其ノ事故ノ止ムヲ待ツテ作成スル等、常ニ萬全ノ注意ヲ拂ヒ以テ指紋原紙ノ作成洩レナキヲ期スルコト。

六　指紋ノ押捺其ノ他指紋ニ關スル事項ノ處理未濟ニ係ル受刑

矯正図書館

者ヲ他所ニ移送スル場合其ノ未濟ナルコトヲ引繼カサリシ爲送ニ指紋原紙ノ作成洩レトナリ、或ハ其ノ他處理上ニ齟齬ヲ來シタル事例ニ乏シカラス。就テハ爾今受刑者ノ入所當時直ニ指紋ヲ押捺セシメサリシ者ノ處置ニ付テハ前號ノ關係ト共ニ其ノ完了ニ至ル迄特ニ愼重注意ヲ拂ツテ指紋原紙ノ作成洩レナカラシメ、又指紋ニ關スル事項處理未濟ノ者ヲ他所ニ移送スル場合ハ、必ス其ノ事項ヲ洩レナク引繼スルコト。

七　指紋原紙又ハ受刑追加小票ノ受刑事項中ニ未決勾留通算期間ノ記入ヲ洩ラシ、又ハ出所年月日ヲ誤記スル等ノモノ尠カラス。就テハ此等書類ハ發送前ニ於テ其ノ記載事項ノ檢査ヲ十分ニ勵行スルコト。

八　受刑追加小票ニ最近前科ノ出所年月日ヲ刑ノ終了日ト取違ヘ記載シ或ハ引繼キ執行セル勞役場留置ノ出所年月日ヲ記載スル等ノ誤謬尠カラス。此等事項ノ記入ニ付テハ特ニ愼重注意シテ誤ナキヲ期スルコト。

九　現在執行中曩ニ言渡サレタル執行猶豫刑取消等ノ爲、引續キ執行スヘキ第二刑ノ生シタル場合（指紋原紙取扱規程第八條第一號後段）之カ受刑追加小票ノ提出ヲ怠リタルタメ、當局保管ノ指紋原紙ニ於テハ現在刑ノ執行中ノ事實ヲ認メラレサルニ拘ラス、刑執行中死亡或ハ刑執行停止ニヨリ出所等ノ矛盾ノ觀アル報告ヲ受ケ之カ照會往復ニ煩瑣ナル手數ヲ要シタル事實尠カラス、引續キ執行スヘキ第二刑モ別ニ生シタル新受刑事項ノ一タルヲ以テ當該刑ニ對スル受刑追加小票ハ規定ニヨリ必ス之ヲ作成提出スルコト。

十〇　再指紋原紙ノ提出ヲ當局ヨリノ照會ニヨリテ始メテ提出サルル向アリ前科アル新受刑者ノ指紋處理ニ當テハ最近前科身分帳簿ニ於ケル指紋原紙ト綿密ニ對照シテ異同ノ有無ヲ調査シ其ノ異同アルモノニ付テハ指紋原紙取扱規程第九條ニヨリ必ス再指紋原紙ヲ作成提出スルコト。

第八回
全國刑務所

武道大會記

第八回全國刑務所武道大會は、全國刑務所長會同の第二日目たる十一月三日、明治節の佳辰をトして、豐多摩刑務所道場に開催せられた。恰かもこの日は明治神宮外苑競技場、日本青年館、その他諸處のグラウンドを會場として、歷史も同じき第八回神宮體育大會が、今やその最高潮に達せんとするの日に當り、本大會また一段の精彩を加へたものがあつた。

十一月三日に雨は降らぬとは、よく世間でいふ言葉だが、この日も早朝より明朗なる快晴、けふの佳き日を壽ぐものゝ如くであつた。會場たる豐多摩刑務所道場は、早朝より驅けつけた役員諸氏の骨折によつて既に萬般の設備を終り、又前日來刑務所附近の稻生旅館、寳來屋等に合宿、晴れのこの日を待ち設けてゐた地方選士達も早くから場內控室に參集してお國訛りの笑聲を漂はせてゐる。

午前八時十分、愈々晴れの選士六十名場の中央に整列すれば、豐多摩刑務所長吉田理事會長代理として劍道審判員高野、檜山、柴田三氏と共に入場着席、役員また列席して開會の式が擧げられた。一同先づ神前に向つて恭しく拜禮を行ひたる後、第二區選士より優勝旗及び賞牌の返還あり、續いて吉田會長代理より開會の挨拶あつて、こゝに劍道部決戰の火蓋は切られた。

劍道之部

第一回戰　審判　檜山範士　柴田敎士

第一區 4―2 第五區

○福家 メメ―― 長信
蘆田 ド――コメ 田添○
○龜井 メメ――コ 椛
森下 ――コド 竹林○
○並岡 ドド――コ 田中
○牧野 ドメ―― 村本

第二回戰　審判　柴田敎士　檜山範士

第二區 6―0 第四區

○堀籠 ドメ―― 棚橋
○伊藤 メド―― 白河
○大澤 コメ―― 新開
○仲丸 ココ―― 藤村
○增子 ドメ―― 宮井

刑政第48巻第12号
矯正図書館

○恩田ドー中山

第三回戰　審判　檜山範士　柴田教士

第五區3—3第三區

長信—ココ田中○
田添—ドド岩田○
○桃ドコ—メ長野
○竹林ドコ—西尾
田中コ—ココ伊藤○
○村本コメ—加藤

第四回戰　審判　柴田教士　檜山範士

第一區2—4第二區

○福家メメ—堀籠
○芦田メド—コ伊藤
龜井—ドド大澤○
森下—メコ仲丸○
並岡ド—ドメ増子○
牧野—ドメ恩田○

第五回戰　審判　檜山範士　柴田教士

第四區2—4第三區

棚橋—ココ田中○
白河—コメ岩田○
○新開メメ—コ長野
藤村—ドメ西尾○
宮井ド—ドド伊藤○
○中山メメ—加藤

第六回戰　審判　柴田教士　高野範士

第二區3—3第五區

○堀籠コメ—ド長信
○伊藤コド—コ田添
○大澤メメ—桃
仲丸—メド竹林○
増子—メコ田中○
恩田メ—メド村本○

第七回戰　審判　高野範士　檜山範士

第三區1—5第一區

田中メ—メメ福家○
岩田コ—ドメ芦田○
長野—ドコ龜井○
西尾—ドメ森下○
伊藤コ—メド並岡○
○加藤ドコ—牧野

第八回戰　審判　檜山範士　柴田教士

第五區1—5第四區

長信ド—コド棚橋○
田添メ—メコ白河○
桃—ドコ新開○
竹林—メメ藤村○
○田中メド—宮井
村本メ—メド中山○

第九回戰　審判　柴田教士　檜山範士

第三區0—6第二區

田中—メメ堀籠○
岩田メ—メメ伊藤○
長野—ドコ大澤○
西尾ド—ココ仲丸○
伊藤コ—メコ増子○
加藤—メメ恩田○

第十回戰　審判　檜山範士　柴田教士

第四區1—5第一區

棚橋—メメ福家○
白河—ドメ芦田○

○新開メコ—メ龜井
○藤村ド—メド森下○
宮井メ—ドド並岡○
中山—ドメ牧野○

▼總得點▲

第二區　十九點　第一位
第一區　十六點　第二位
第五區　九點　第三位
第三區　八點　第四位
第四區　八點　同

▼個人優勝者▲

福家美吉、芦田三郎（第一區）、大澤武夫、増子英之介、恩田政一（第二區）、竹林知（第五區）

すなはち、第二區（横濱、小菅、府中）は第三、第四兩區に對して全勝を收めたのみならず、第一區に對しても四對二を以て之を破り、たゞ第五區に對してのみ三對三の同點となつてゐるに過ぎず、斷然たる强味を發揮して、遂に三年連續の覇業を成し遂げた。先陣より後陣に至るまで、悉く粒揃ひの腕達者ばかりで、さすがに、お膝元なる哉の感を深からしめた。之に對して第一區は先鋒福家君の如き見事全勝の働きを爲したに拘らず、中堅組に於て振はざるものあり、堂々の陣容を整へながら、あたら覇權を逸し去つた事は、選士諸君の無念もさることながら、誠に惜しみても餘りある事であつた。

かくて、劍道部全部の決戰を終へたのが午前十一時二十分、晝食のための休憩となる。

休憩僅か三十分間、やがて正午ともなれば柔道選士一同入場、役員また着席して、先づ柔道審判員三船範士より試合上の諸注意あり、こゝに柔道部決戰の幕は切つて落された。

柔道之部

第一回戰　審判　三船範士

第一區3—3第五區

目代—優勢—山下○
○大場—優勢—和田
○八木橋—拂腰—園田
長田—優勢—鍵山○
○高橋—足拂—高田
小寺—シメ—百田○

第二回戰　審判　三船範士

第二區5—1第四區

○清水—小内刈—山河
○櫻井—拂腰—川崎
○柴崎—巴投—高橋
○尾内—釣込—妹尾
○岩崎—跳腰—國方
岡部—優勢—黒住○

第三回戰　審判　星崎教士

第五區3—3第三區

山下—返技—松本○
○和田—優勢—芹澤
園田—巴投—松井○
鍵山—棄權—石原○
○高田—返技—島口
○百田—スカシ—隆

第四回戰　審判　星崎教士

第一區1——5第二區

目　代—小内刈—清　水○
○大　場—巴　投—櫻　井
八木橋—巴　投—柴　崎○
長　田—拂　腰—尾　内○
高　橋—跳　腰—岩　崎○
小　寺—跳　腰—岡　部○

第五回戰　審判　白井教士

第四區4——2第三區

○山　河—押　込—松　本
川　崎—釣　込—芦　澤○
○高　橋—足　拂—松　井
○妹　尾—押　込—石　原
國　方—内　股—島　口○
○黒　住—頸　締—隆

第六回戰　審判　白井教士

第二區5——1第五區

○清　水—合　技—山　下
○櫻　井—足　拂—和　田
○柴　崎—跳　腰—園　田○
○尾　内—棄　權—鍵　山
○岩　崎—小内刈—高　田
岡　部—優　勢—百　田○

第七回戰　審判　三船範士

第三區3——3第一區

松　本—釣　込—目　代○
芦　澤—優　勢—大　場○
松　井—内　股—八木橋○
○石　原—拂　腰—長　田
○島　口—内　股—高　橋○
○隆　—内　股—小　寺

第八回戰　審判　星崎教士

第五區1——5第四區

山　下—山　荒—山　河○
和　田—押　込—川　崎○
園　田—優　勢—高　橋○
鍵　山—棄　權—妹　尾○
高　田—優　勢—國　方○
○百　田—優　勢—黒　住

第九回戰　審判　星崎教士

第三區2——4第二區

松　本—背負投—清　水○
芦　澤—釣　込—櫻　井○
松　井—跳　腰—柴　崎○
石　原—返　投—尾　内○
○島　口—内　股—岩　崎
○隆　—棄　權—岡　部

第十回戰　審判　三船範士

第四區3——3第一區

山　河—頸　締—目　代○
川　崎—押　込—大　場
○高　橋—釣　込—八木橋
○妹　尾—跳　腰—長　田
國　方—優　勢—高　橋○
黒　住—足　拂—小　寺○

▼總得點▲

第二區　十九點　第一位
第四區　十三點　第二位
第一區　十　點　第三位

第三區　十　點　同
第五區　八　點　第四位

▼個人優勝者▲

大場三郎太(第一區)　清水喜三郎
柴崎松太郎、尾内安次(第二區)
島口信重(第三區)
百田利秋(第五區)

果然柔道に於ても高段者の揃つてゐる第二區は次位者第四區を遙かに引き離して優勝した。殊に三名までも全勝者を出したるその斷然たる強味は、他區の遠く及ばないものがあつた。就中、先鋒清水君が短軀痩身、しかも隼の如き敏捷さを以て、堂々巨剛を屠り去つた快技は、萬場立錐の餘地なき觀衆の膽を奪ひ、驚嘆舌を巻かぬ者とてはなかつた。

かくて、榮ある本年度武道大會は、劍道、柔道共に第二區の連勝となつて、午後四時半決戰の幕を閉ぢた。短い晩秋の陽は、暮氣漸く場の内外を包み、電燈の光りの明るさを增す頃、選士一同再び整列して、優勝旗及び賞牌等の授與式に移つた。第二區柔劍道選士は何れも喜色を滿面にたゝへて、岩松會長の手より優勝旗及び賞牌等の授與を受け、終つて岩松會長より次の如き挨拶があつた後、一同神前に向つて敬禮、茲に晴れの第八回武道大會は全く終了した。

岩松會長の挨拶

本日の第八回全國刑務所武道大會も、これを以て目出度く閉會を告げることゝなりましたが、今朝來夫々各區を代表し各區の名譽にかけて鬪技に奮鬪されたる選士諸君の御勞苦に對し、先づ厚く敬意を表する次第であります。諸君は何れも自己の有する有らん限りの技倆と力量とを以て競技に臨まれたることでありますから、勝利を得られた方々の御滿足はさこそと想像されますが、同時に時利あらずして負栄を取られた人々とても、決して遺憾はないことゝ存じます。聞くところによればこの武道大會も年々回を重ぬるに從つて、益々技は練磨され、選士の質も向上して行くとのことでありますがこれは專つに、各刑務所長並に幹部諸君の御指導宜しきを得たる結果であると共に、選士諸君の不撓不屈なる精進努力に因ることゝ存じ、私共としても嬉に欣喜の情を禁じ得ない次第であります。申すまでもなく、劍道並に柔道は、わが國に於ける武道の双璧でありまして、私共の祖先は、古來この武道を特に尊重し且つその習得にいそしんで來たのでありますが、しかもかれ等はこれを以て、單に技術の點のみでなく、自己の武士道精神を磨くの方法と心得てゐたのであります。まことにこの二つの武道は、その技術を練磨するにつき、實に並々ならぬ精進忍苦を必要とするものでありまして、その間自ら武士道的精神を涵養育成し、こゝに義に、強くして情に厚き、花も實もある立派な武士——武士的人格が作り上げらるゝのであると存じます。その點私共は、劍道並に柔道を稽古するについても古人の心掛けに學ぶべき點が非常に多い

のでありまして、技術の鍛練は即ち精神の鍛練であるといふことを忘れてはならぬと思ふのであります。

今日私共の従事してゐまする行刑は、御承知のやうに、心を以て心を導く仕事でありますだけに、何にもまして刑務官その人の人格といふことが第一に要求されてゐるのであります。規律も必要であり、嚴格なる態度も必要でありますが、それと同時に、古の武士に見るやうな義もあり、情もあり、花も實もある立派な人格を備へてゐることが、刑務官としては最も願はしいのであります。思ふにわが刑務所に於て、劍道並に柔道を採用してこれが習得を奬勵してゐまするのも必ずしも技術そのもの、肉體的練磨のみが目的ではなくして、必ずや、恰も古の武士がさうであつたやうに、それ等の武道によつて、武士道的精神、言ひかへれば大和魂を自己の中に養成することがその眞の目的であらうと存じます。

刑務官が武道を修得し、習得しなければならぬ所以はこゝにあると存じます。幸にして、選士並に日頃斯道に精進せらるゝ諸君は、よくこの趣旨を體して、技術の練磨と共に精神の練磨に努められ、勝つて驕らず、負けて傷まず、等しく向上邁進の一路を心掛けてゐることは何より喜ばしきことゝ存じます、何卒今後共その心掛けを以て、益々奮闘努力を續けられ、わが刑務界のために御盡力あらんことを特に切望いたす次第であります。

終りに臨み審判員各位に對し一言御挨拶申し上げます。今日は御多忙の處態々御足勞を煩はし恐縮に存じますがこの大會がかく見事に終りを告げましたのも、專に各位の公正明快なる御審判に待つところ多大なるものあるを信じ、深く謝意を表する次第であります。何卒今後共宜しく御指導の程を御願ひいたします。

廿五年勤續者並に十五年皆勤者表彰

毎年明治節を卜して本會が行ふ判任官以下刑務職員の廿五年以上勤續者並に十五年以上皆勤者の表彰は例年の通り本年も明治節に左記の通り施行せられた。本年は廿五年以上勤續表彰者は五十五名、十五年以上皆勤表彰者は百二名、廿五年以上十五年以上皆勤の併表彰者は二名であつた。

廿五年以上勤續表彰者

（銀杯壹個）五十五名

京都	市谷	山田寛
大阪	豐多摩	肥留間逸郎
同	横濱	伊藤喜三郎
同	前橋	本多新太郎
奈良	長野	窪田善一
滋賀	同	小宮山善五郎
高松	新潟	稻葉松太郎
名古屋	佐藤久次郎	
岐阜	前田寛一	
同	高崎又市	
山口	林仁次郎	
岡山	山路庄五郎	
同	渡邊治三郎	
松江	栗木勝太郎	
松山	白木清吉	
長崎	丹羽角治郎	
同	石崎榮作	
同	北村騎一郎	
同	黒住市治	
福岡	黒坂長一	
熊本	高橋龜太郎	
宮崎	榮田彌三	
同	林田文一	
宮城	池田浪助	
同	今林精一	
同	富氷與一	
秋田	田村慶吉	
同	山田兼彦	
同	春藤勝三郎	
青森	佐久間勝治	
網走	加藤長兵衞	
	門馬駿一郎	
	小野寺治兵衞	
	高橋武雄	
	池田作太郎	
	飯塚貞助	
	高谷健雄	
	高橋龜治	

網走　氏家四八郎　小菅
同　氏家利一　市谷
釧路　伊關吉造　同
姫路少年　佃藤吉　同
岩國少年　原谷藏　豐多摩
久留米少年　川畑叶二　同
北海少年　後藤孝治　同
太田　福山福太郎　府中
海州　森岡清治　同
同　山崎虎八　同
大邱　金宅鳳　同
臺北　周根　同
臺南　高橋末吉　横濱
函館　仲廣三郎　千葉
德島　久木松藏　同
同　貝沼弘　同
甲府　保坂傳八　水戸
以上　前橋

十五年以上皆勤表彰者
（銀杯壹個）百貳名

小菅　荒川傳　同
同　静岡
長野　阿部庄三郎　長野
五十嵐又男　同
小林愼三郎　同
小川誠　新潟
齊藤文藏　同
鈴木元市　同
吉田金太郎　京都
山根信松　同
野口誠之助　同
茂木嘉勝　大阪
鈴木和三郎　同
岡田鷹三郎　同
佐々木岩藏　同
二瓶伊七　同
大木礒太郎　同
石井與七　同
大内勝喜　同
五十嵐龍太郎　奈良
野口一成　滋賀
向井良平　同
齊藤宇作　同
奥村森之助　同
市川幸吉　市川
大前大吉　同
水崎義太　同
山口恒夫　同
間榮松　同
神谷勇治　同
篠田利太郎　同
岩崎市之助　同
細見豐造　同
朝岡晴光　同
齊藤源一　同
山田嘉一郎　同
鈴木正俊　同
金城順立　同
池下鶴一　同
播勝次郎　同
和田次男　同
山木茂　同
長谷川清十郎　同
目片亮一　同
杉野太市　同

德島　妹尾孝太郎　松江
同　吉田儀之丞　同
同　喜多清太郎　松山
高松　和木伊三郎　同
同　平見泰　長崎
同　田中勝次郎　同
同　山崎長太郎　同
高知　成瀨正太郎　同
名古屋　吉岡利兵衞　同
同　三浦惣吉　同
同　西野佐太郎　福岡
岐阜　伊藤勝重　同
同　中島廣記　同
金澤　中川定信　同
同　島津茂三郎　同
廣島　谷田傳次郎　同
同　近藤サク　同
山口　梅地竹治　熊本
同　重富留二　同
岡山　三浦平八　鹿兒島
松江　田畑明照　同
三島金之丞　宮城
白河佐吉　同
西久保清　同
福島正長　同
神崎八郎　同
德永方作　同
橋口逸太　同
若杉繁雄　同
馬場崎定四郎　青森
竹元豐太郎　同
貫勇　同
岩花辰次　札幌
久保溜　釧路
野坂太一郎　小田原少年
平田卯之吉　岡崎少年
前田鶴久滿　神戸
古田進　以上
村山光之助　併表彰者（銀杯壹組）貳名
福下德藏　豐多摩
高山虎平　宮崎
壽福庄助　同

廿五年以上勤續並二十五年以上皆勤

伊藤菊治　以上
太田儀三郎　同
田代鶴松　同
相馬隆　同
岡崎源藏　同
羽賀安次郎　同
長谷川金一郎　秋田
坂田榮太郎　同
中村力藏　同
毛利佐一郎　同
澤谷直市　同
佐々木佐與志　札幌
及川勇　釧路
辻多七　小田原少年
水野兼吉　岡崎少年
福原甚一　神戸
以上
小山瀧藏　豐多摩
淺野孝　宮崎
以上

エチオピヤ問題と國際關係（下）

法學博士　米田實

（一）

エチオピアが日本に對して好意を有するのはいろ〳〵な原因もあらうが、第一にエ國は歐洲人を信用しないのである。歐洲は何の國でも、一寸は好意を示すやうでも結局はエ國を自分のものにしやうとしてゐるのだ！　と、かうエ國人は考へてゐる。事實それに相違ないのである。歷史を顧みるに、かつて土耳古が、囘教を以てこの國を席捲した。十六世紀に、葡人がやつて來て、エ國を援けて囘教徒を擊退したが、今度はこの葡人がエ國を奪はうとした。やつと追つ拂つたと思ふと、御次は英國の眼が光り出した。フランスが割り込んで來るといふ有樣である。十七、八世紀の頃である。それから今のイタリーである。大正十四五年の頃だつたが、エ國から國際聯盟に送つた手紙に「わが國に野心を有し、わが國を奪取せんとする意圖を以ての外に、白人は來らざりき」といつてゐるが、このエ國人の考へ方は間違つてゐるとはいへない。イタリーはしかし英佛がエ國に接近してゐた頃には未だ夢うつゝであつた。エ國のことなど考へてもゐなかつたのである。ところが十九世紀の半ば、即ちわが安政の終り頃にイタリーは國內を統一して、大に海外發展を策して來た。かくて明治十幾年の頃、イタリーはエリトリアに向つて進出したのである。進出といつても當時のイタリーはまだ海軍力を有つてゐない。どうしても強大なる海軍力を有する英國と握手しなければならないのは當然である。大正十四五年の頃だつたが、エ國から國際聯盟に送つた手紙に「わが國に野心を有し、わが國を奪取せんとする意圖を以ての外に、白人は來らざりき」といつてゐるが、このエ國人の考へ方は間違つてゐるとはいへない。イタリーはしかし英佛がエ國に接近してゐた頃には未だ夢うつゝであつた。エ國のことなど考へてもゐなかつたのである。ところが十九世紀の半ば、即ちわが安政の終り頃にイタリーは國內を統一して、大に海外發展を策して來た。かくて明治十幾年の頃、イタリーはエリトリアに向つて進出したのである。進出といつても當時のイタリーはまだ海軍力を有つてゐない。どうしても強大なる海軍力を有する英國と握手しなければならないのは當然である。

今のイタリーである。大正十四五年の頃だつたが、エ國から國際聯盟に送つた手紙に「わが國に野心を有し、わが國を奪取せんとする意圖を以ての外に、白人は來らざりき」といつてゐるが、このエ國人の考へ方は間違つてゐるとはいへない。イタリーはしかし英佛がエ國に接近してゐた頃には未だ夢うつゝであつた。エ國のことなど考へてもゐなかつたのである。ところが十九世紀の半ば、即ちわが安政の終り頃にイタリーは國內を統一して、大に海外發展を策して來た。かくて明治十幾年の頃、イタリーはエリトリアに向つて進出したのである。進出といつても當時のイタリーはまだ海軍力を有つてゐない。どうしても強大なる海軍力を有する英國と握手しなければならないのは當然である。

い。」ところで英國として當時恐れてゐたのは露國と佛國である。前者は紅海方面に工作を施し、後者は漸次アフリカに歩武を進めつゝある。油斷がならない。そこで英國は、露佛兩國の進出を阻止する意味に於て、自分の弟分でありそして未だ海軍力を有しない當時のイタリーをして紅海方面に於ける自家の番犬たらしめやうとして、イタリーのエリトリア領有を認めたのである少くも見て見ぬふりをしてゐたのである。即ちイタリーは英國の庇護の下に、エ國に最初の第一歩を着けることが出來たのである。これは明治十幾年かの頃であるが、しかし世の中は皮肉である。當時イタリーが、番犬の餌として頂戴に及んだ土地は、ムッソリニのいふやうに、單なる「砂地」であり、「荒地」であるにすぎない。こんなものを頂戴したとて、イタリーとしては算盤に合はない。どうせ頂戴するからには算盤に合ふものを頂戴したい。エ國も奥地へ行けば牛乳と密の流るゝ國である。そいつ

（二）

しかしイタリーとエチオピアとの關係が本當に密接になつたのは、エチオピア王メリネツク二世の時からである。メリネツク二世は最初ヨハネス帝に仕へ、副王ともいふべき地位にゐたのであるが、野心家だけに、自分で帝位に上らうとして、イタリーの援助を求めた。その條件としては、北部エリトリアと東南部ソマリランドとをイタリーに與へやう。又エチオピアが他國と政治的關係を結ぶ場合にはすべてイタリーを仲介としよう。同時にその他の問題でもイタリーと協議して決定しようと、いふのである。メリネツク二世が王位に即いてから、この條件が伊エ間の條約となつて現れた。一八八九年即ち明治二十二年に締結されたウチヤリ條約といふのがそれである。そして同條約第二十七條に「エチオピアの王は確約する」と書いたものである。そこでイタリーでは、この條約を世界に通報して且つ曰く、「今日以後イタリーはエチオピアの外交を世話することになつた、言ひかへれば、イタリーはエ國を保護國として待遇するのである。」と。英國政府ではこの通牒を見て、一應承知したのであるが、時の英國皇帝である例のヴイクトリア女王、この婆さんなか〳〵のえらものなので、「條約文をよく調べて御覽、エチオピアの方の條文はどうなつてゐるか、よく調べて御覽」といふことになつた。すると果して問題がおきた。といふのは、同條約の第十條に、イタリー語では「エチオピアが他國と外交をなす場合には、イタリーの仲介を經ることを要す」とあるのに對して、エチオピアのアマリツク語では「イタリーの仲介を經ることを得」となつてゐる。即ちイタリーではその點に於てエチオピアの自由意志を認めざるに對し、エチオピアではこれを認めてゐる。といふことが判つたのである。これを知つたエ國の王樣は非常に怒り出した。エチオピアは、イタリーの仲介を經て他國と外交する權利はあるも義務はない、義務とは何であるか、といふわけで、とう〳〵兩國の喧嘩となり、その結果は一八九三年、即ち明治二十六年に破棄されてしまつたのである。そしてその又結果が、一八九五年のイ軍のエ國侵入となつたが、うまく行かなかつたの

を頂戴したいものである。イタリーとても今では五十數年前の「海軍力を有しない」小國ではない、そこにムッソリニの如き豪傑が現れて見ては、さう考へるのも或は無理のないことかもしれない、ところがどつこい！　それは英國で承知しないといふ。その結果今日見る如き英伊の葛藤となつて現れてゐるのであるが、英國としても、かつては自分の番犬であつたイタリーに手を噛まれやうとしてゐる。安政年間に日本を導いて世間の御仲間入りをさした米國と、その日本とが、今ではどうやら睨み合つてゐるやうなもので、世の中はいかにも皮肉に出來てゐる。歷史的にいへば、目下の伊エ紛爭は、英國が種を蒔いたのであるともいへる。自ら蒔いた種は、自ら刈らなければならないのかもしれぬ。

で、翌一八九六年即ち明治二十九年に、イタリーは四萬近い兵隊をエリトリアを經てエチオピアに送り、アドワの大激戰となつたが、イ軍の大敗に終つた。尤もメネリツク二世の兵は九萬といふ大軍であつたが、イ軍の死傷六千五百、捕虜四千といふ慘憺たる敗北であつた。將官二名戰死、一名重傷、總指揮官は僅かに身を以て逃れたが、男根を切りとられなどして隨分殘虐な目にあつてゐる。何故イ軍はかようにも醜き敗北をしたか。何せアドワといへば海拔六千呎乃至八千呎の地帶で空氣が稀薄である。白人にはとても堪えられない。それにエ國は到る處峨々たる山岳に遮られて交通が頗る不便である。地理不案内の白人にはとても見當のつくものではない。第三には、エ國名物のマラリアといふものがひかへてゐる。山の上は健康地であるが、谷間といふ谷間はマラリア菌が充滿してゐる。マラリアで死んだイタリーの兵隊は無數であつた。それにもう一つ、エ國には佛國からの供給で、比較的武器彈藥が豐富であつた。これより先き佛國では伊エの條約が破棄されたので、機乘ずべしとして、佛領ソマリランドのヂプチを根據地として盛にエ國に武器彈藥を賣り込んだものである。エ國は、英伊等に比すれば比較的佛國を信用してゐた。佛領ソマリランドは狹少なものだし、佛國はエ國に對し餘り野心を有つてゐないと見られてたのである。エ國の唯一の鐵道であるアヂス・アベバ、ヂプチ間の鐵道も佛領ソマリランドを通過してゐるやうなわけである。餘談だが、このヂプチといふ港は、元來武器彈藥の集散地である。日露戰爭後武器彈藥の拂ひ下げがあつた。大倉組等が引きうけて、それ等の武器彈藥は廻り廻つて〇〇〇〇に行き、それが又ベルシアを横ぎりアフガニスタンに買はれて、印度の西部を脅かすといつた結果となり、英國から「日英同盟が儼存してゐるのに何ういふことか」と日本へ抗議を申込んで來たといふやうなこともあつたのである。話は外れたが、そんなわけで、アドワでは、イタリーは痛い目を見たのである。敗因は氣候風土のためばかりではない、軍法會議の席上、總指揮官バラチエリー將軍は「伊兵の質がわるかつたからだ」と白狀し、判決文では「總指揮官こそわるかつたのだ」と悲しんでゐることも同時に記憶しておくべきであらう。しかもこのアドワ敗戰の結果、クリスピー內閣は總辭職をなし、イタリーはエ國の獨立を承認せざるを得なかつたのみならず、償金四十萬磅「四百萬圓」をエ國に支拂つて、國交の恢復を見たのである。今日伊エ關係が仇敵の關係となつても、エ國人は大きに鼻息があらいのは、このアドワ戰勝の夢がさめないからである。しかしムツソリニ治下のイタリーは當年のイタリーではない、從つて柳の下にいつも鰌がゐるともきまつてゐまいが、しかしエ國の天險と氣候風土は依然として、白人の容易に近寄り難いものがある。今度のことは判らぬが、白人が黑人に對して償金を支拂つたなどいふことは、歷史上にも異例なことゝいはねばならない。ムツソリニがアドワの雪辱

戰！と叫んでゐるのも、イタリー人の立場としては無理のないことであらう。

（三）

イタリーは國力を發展せしむるために物資を他に求めなければならぬ。近代の工業は物資なしには出來ない。第一に鐵と石炭なしには何も出來ない。次は石油であり、綿であり、羊毛である。ところがイタリーはその物資に乏しい、甚だ乏しいのである。鐵や石炭は殆んど絶無である。日本も鐵は乏しいがそれでも三千萬トン程出來るが、イタリーは少しも產しない。石油も綿も羊もない。東アドリアチック海には魚さへゐない。あるのは水ばかりである。だから水力電氣などをおこすには都合がよい。一方米國でも英國でも物資は豐富である。獨逸にも鐵、石炭は相當ある。それに從來の自由貿易主義は物資を獨占する傾向にある。例へば英領カナダは紙の原料が多い。しかし他國への輸出を禁止してゐる。持つものは自分ンとこへ取り込んで他へやらうとしない。製品として送り出し、原料としては手放すまいとする。フランスなどでも鐵製品は出すが、原料鐵は出さない。出す場合は高率の輸出稅を徵收する。物資のある國とない國とでは大へんな相違である。ない國は殆んどあがきがつかない。

私は世界大戰當時イタリーに行つたが、ある大臣がいつてゐた。「イタリーは今獨逸と戰つてゐるのに、英國と來たら、わが國に石炭を賣るのに三四倍の稅を取る、實にひどいことをする」と。味方同志ですらさうである。だから物資のない國は、他に植民地をつくつて物資を得なければならない。そこでイタリーはエ國に喰指してゐるのだが、アドワではひどい目にあつた。エリトリアの砂地ではとても滿足出來るわけがない。イタリーが再びエ國をモノにし得べき機會を作つたのは世界大戰當時である。當時佛國と英國とは露國と握手してイタリーを誘つたものである。曰く「君がわれ／＼の方に參加して、獨墺と戰ふことを肯ずるならば、君の欲するものを何でも與へやう。獨逸の植民地もやらう。アフリカに於ても土地を譲らう」と。イタリーはこれを承諾して、彼此の間に一つの約束が出來た。これが大正四年のロンドン秘密條約と呼ばれるものである。そして同條約の第十三條には「若し將來英佛兩國がアフリカに發展する場合には、イタリーにも或部分殊に伊領エリトリア及び伊領ソマリランド附近の地帶で、土地の領有を認めよう」といふ意味のことが書いてある。明にエチオピアと名をさしてないが、附近の地帶でといへば、エチオピアのことであらう。海面なら別だが、陸地ならばエ國以外にはない筈である。そこでイタリーではこの約束を信用し、聯合側の味方として參戰したのである。ところでヴエルサイユ講和會議の結果はどうであつたか。英國は、成程名目は國際委任統治としてであるが九十六萬方哩の土地を貰ひ、佛國は二十四萬方哩の土地を譲られたが、イタリーは、約束通りの報酬を受けない。そこでイタリーも憤慨して、アメリカ大統領のウイルソンに向つ

て、「イタリーは參戰の條件としてアフリカに發展する、といふ約束がある。依つてエチオピアをこつちに任してもらひたい」とねぢ込んだのだが、ウイルソンはシラを切つた。「そんなことがあつたかどうか、アメリカでは關知しない。誰れもそんな約束をしたものはなからう。ともかくこの會議は世界全體の會議ですからな」といふ挨拶である。當時イタリーは未だ弱國であつた。折角參戰して犬馬の勞を盡したのに、犬骨折つて鷹に攫はれてしまつた形である。だがそれではイタリーとしても腹が癒えないので、今度は英佛に向つて談判をはじめた。英國としてはロンドン秘密條約を忘れる等もないので、イタリーの言分も無理からぬことゝして、多少讓歩して、埃及リビア國境改正の名に於て、埃及の一部を少しばかり削つてイタリーにやつた。しかしそんなことでイタリーがおさまるわけがない。大正十二年イタリーは英國と種々折衝して一つの妥協を試みた。

（四）

英國の方にも注文があつた。といふのは例の全長四千哩にわたる世界第一のナイル河、この河こそは、英國の勢力下にある埃及及びスーダンに於ける唯一の惠みの神である。同地方に於ける農業並に棉作は、ナイル河の水利によつて始めて可能なのである。ところがナイル河は上流が二つに岐れてゐて、一つはいはゆる白ナイルでこれはヴイトリアに水源を發してゐるが、も一つの青ナイルの方はエ國の山中から流れ出して來てゐる。しかるにこの青ナイルたるや、一月から六月までの非降雨季には旱魃となり、六月から十二月までの降雨季には一面の洪水となるといふ厄介な代物である。だから埃及及びスーダン地方に於ける農耕に差支を來さないがためには、青ナイルの上流ツアナ湖に人工的貯水ダムを作つて、水加減を調節するより外に方法がない。そこで英國ではエチオピアに談判して明治三十六年に、エ國から給水を阻止せざるの約束を得、次でツアナ湖地帶を自己の勢力圏としたが、調節の問題についてはエチオピアは自分でやると言ひ出し、その建設を米國の會社に頼んだ。言ふところは、水は埃及、スーダンにも必要であらうが、エ國自身にも必要である。依つてその間、公平の處置を取るためには第三國に依頼するに限るといふに在る。しかし英國としてはこの仕事は自國でやりたい、第三國にやらすなどは甚だ不本意である。といふわけで、この問題についてイタリーを利用しやうとかゝつた。前述のやうにイタリーは英國によつてエ國に勢力を張らうとしてゐる時だから、こゝに兩國の妥協は直に成立した。即ち英國のツアナ湖工事權獲得を條件として、イタリーに、伊領エリトリアから、エ國を貫通して、伊領ソマリランドに到る鐵道布設權の承認を與へたのである。大正十四年十二月のことである。イタリーがこの鐵道布設權を得れば、エ國内に於ける經濟上の發展は日を期して見るべきものがある筈である。英

國はこれを承認したのである。イタリーにエ國を取れ、とはいはぬが、相當程度の經濟發展は、これを承認したのである。これで英國とイタリーとの話はついた。話のつかないのはフランスである。フランスは、今にもいふやうに、最近エチオピアには評判がいゝ、フランスはエ國に大した野心はないと見られてゐる。エチオピアには今、白耳義と共に、顧問とか先生とかゞ澤山にゐる。エ國唯一の鐵道は佛領ヂブチに起點をおいてゐる。他領には鐵道を敷設してゐない、エチオアビを國際聯盟に入れたのもフランスである。エチオピアでは最初二の足を踏んでゐたのであるが、國際聯盟に入つてゐれば國を取られることはないから、といふやうなことをいつて、フランスが勸めて、國際聯盟に入つたのである。そんなわけで英伊の野心的なのに比べて、フランスは比較的エ國に對しては大體消極的の態度を取つてゐたことは事實である。しかし、英伊が狃れ合つて、エ國に爪牙を伸ばさうとするのを見ては、フランスとしても心安らかなるを得ない。一方フランスの一番の關心問題はドイツの勃興である。フランスは元來無理なヴエルサイユ條約の維持に汲々として、ドイツの擡頭を抑へやう〳〵として來た。それがためには小協商國などをかたらつて國際聯盟の支持に日もこれ足らぬ有樣であつたが、それでも氣が氣でなく、ロシアと握手したり、英國に接近したりしてゐたが、どうも安心がならない。ドイツでは、一昨年一月横紙破りのヒツトラーといふやうな先生が飛び出して、議會に向つて、向ふ四年間の獨專權を要求し、議會はこれを容認した。講和條約によると、ドイツは十萬人の軍隊しか有つことが出來ないし、それも十二ヶ年目に交替しなければならない。その他軍用飛行機を使つてはならない、徴兵を禁止する、等々の桎梏がある。しかし勃興せんとするドイツがそれを正直に守つてゐるわけがない。ヴエルサイユ條約の改更、破棄といふことはドイツの輿論である。ヒツトラーはこの輿論の潮に乘つて登場して來たのである。かれは軍隊の制限などにはお構ひなしに、昨年頃から勝手に軍隊を仕立てゝゐる。現在では五十萬近い軍隊を有つてゐる、といふことである。飛行機も昨年中に一千機から作つてゐる。現在では軍用飛行機千五百機、豫備が五百機もあるといふ。おまけにドイツは墺太利を併合しやうとしてゐる。人口からいつてもドイツは六千五百萬、墺太利を合併すると七千百萬人、フランスは僅に四千萬人にすぎない。心細いこと限りがない。況んや昨年ドイツは英國と海軍協定をやつて、英國とも折合つて來た形である。フランスとしては心配せざるを得ないであらう。それでなくとも英國は獨墺の合併問題には冷淡の態度を持してゐる。英國としては、自分ところに近い白耳義、ライン等の問題になるとムキになるが、遠方の獨墺問題には比較的氣乘りがうすいのである。フランスはドイツの膨脹を押へるためには英國はあまり頼りにならないと見た。フランスには二百萬の軍隊はあるが多くは植民地へ派遣され

てゐて本國には三十萬位しかゐない。そこでフランスは對獨關係からいつてイタリーに接近するを得策とした。獨墺の合併はイタリーも困る。ムッソリニもこれを牽制してゐる。イタリーは人口四千萬、フランスの四千萬と合して八千萬となり、人口の點でも獨墺兩國に對抗するに足る。フランスがイタリーに接近せんとする所以である。しかし一方イタリーの方では、フランスの伸べる手を餘り快くは握らない。といふのは、前に述べたやうに、ロンドン秘密條約でイタリーは英佛兩國からエチオピア發展の承認を受けてゐて、その後英國は多少ともこれを實現したが、フランスは一向に讓歩しやうとしない。イタリーとしては慊焉たらざるを得ない。そこでフランスのバルツー外相は昨年あたりから、しきりにイタリーの御機嫌を取り出した。「大切なのは本國であつて植民地の如き末である」と考へ、リビア以南でも四萬方哩の佛領をイタリーに讓渡したり、又最近頗る親善的關係にあつたエチオピアをそのため敢て犧牲にするも差支へないと考へ出したのである。その結果が本年一月七日に於ける佛伊協定となつて現れたのである。イタリーとても、ダニューブ流域に覇を唱へやうとしてゐる際とて、獨墺合併には無論反對であり、そこに佛伊の利害一致を見て、この協定が出來たのである。さやうなわけで、今回の伊エ紛爭に對しても、フランスとしては、むしろイタリーの行動を是認しなければならぬ立場にある。さりとて國際聯盟と手を切つてまでもイタリーのために計ることも出來ない。こゝにフランスの惱みがある。

（五）

それはとにかくフランスの保證を得たといふことはイタリーに取つては千載の一遇である。英國との話はついた。フランスは承認した。邪魔物がゐない、又もや御意の變らぬ中、この機會に是非宿望のエチオピア發展を策しなければならない。これがムッソリニの肚で、今回のエ國侵入の動機をなすものである。そこに持つて來て、昨年十二月にワルワル事件といふのが持ち上つた。卽ちイタリーとエチオピアとの國境問題に關して一寸した喧嘩が始まつたのである。元來英領ソマリランドと伊領ソマリランドとは境を接してゐるのであるが、ワルワルといふ土地は、丁度英伊國境の側にあつて、伊領に屬するものやらエ領に屬するのやらはつきりしない。水の供給の問題から井戸の調査が始まつて、英とエ國の役人がワルワルに來て見ると、イタリーの軍隊が頑張つてゐる。英エの役人はこれを見て、エ國の領分に何故に伊の軍隊がゐるかといふし、イタリーではイヤこゝはイタリーの領土であると應酬する。その結果伊エの軍隊が衝突した。滿蒙國境の問題のやうなものである。たゞこの國境問題は何れかゞ無理を押してゐるのである。調べて見ると、どうも、イタリーの地方が無理らしい。五年前のイタリーの地圖で見てもワルワルはエチオピアに屬してゐる。だがこの二三年來の地圖には、

伊エの國境界線が載つてゐない。イタリー側の細工らしいが、そんなことで兩軍の衝突を見るに至つたのであるが、眞相はといへば、イタリーが、フランスとの話のついた機會を利用して、かねての計畫であるエ國侵入の口實を作つたに外ならない。そこでエチオピアはこの問題を國際聯盟に提出したのであるが、その間もイタリーはどし／＼軍隊を伊領エリトリアや伊領ソマリランドに送つて威嚇的態度を示すし、エチオピアも亦イザといふ場合に備へて、防禦準備に忙しかつた。

かうなると又問題になるのが英佛の態度である。兩國共にイタリーのエ國發展を認めたものゝ、イタリーが餘りにエ國に勢力——殊に政治的勢力を伸ばすのを喜ばない。英國のエ國に於ける勢力は主に經濟的である。ケンヤからスーダンに到る鐵道も敷設したい、だから他國が政治的に進出して來るのを默認は出來ない。しかしイタリーとしては、どうせやる以上は、エ國の全部に亙つて支配權を得たい。こゝに英伊の利害は一致することを得ない。英國は元來老大國である、土地あり、富あり、地位ありで、得意の頂上にある。否稍もすれば下り坂にさしかゝつてゐる。植民地は全世界に亙つて千三百萬方哩もあるし、總人口五億を以て數へる。かうした國は、變を欲せず、亂を好まない。それ故英國としては二つの外交方針がある。その一は國際聯盟を利用して出來得る限り現狀維持を策することである。戰端を開くやうなことは何とかして避けやうとする。伊エの紛爭が延いて歐洲の禍亂を捲き起すことを非常に恐れてゐる。その點になるとフランスも同樣であるが、フランスは前述のやうにドイツに對する關係上イタリーの御機嫌を取り結んでおかなければならない。痛し痒しのヂレンマに在るのである。しかし狡い英國は自分一人で事に當らうとはしない、國際聯盟を利用し、フランスを引きづり込まうとする。國際聯盟がその使命を全うしないならば、英國は歐洲の外交界から手を引いてしまうぞなど脅したり、フランスが道連れにならなければ、ドイツの勃興に對して安全保障をしないぞなど、御ためごかしをいつてゐる。かうして英佛は相携へてともかくも國際聯盟主義で、伊エ紛爭に臨まうとする。滿洲問題もあつたが、日本が強いのと、長鞭馬腹に及ばずで引込んでしまつた。今度もそんな風では大國としての面目に關する。英國の第二の外交方針は、スエズ、紅海方面に於ける海上制覇である。英領は全世界に散在する。いはゆる日沒することなき國である。スエズ、紅海はその交通の要路であり、生命線である。三億二千萬の人口を有する印度に行くに、この生命線を失つては困る。希望峰を廻つてゐてはたまらない。同時に埃及にも根據地を有たなくてはならない、だから英國としては、イタリーの勢力が余りエ國に伸びるのは感心しない。況んやイタリーがエ國を犯せば例のツアナ湖が脅かされる。それを水源とする青ナイルが乾上つたらスーダンの棉は目もあてられないとになつてしまふ。そこで英國

はイタリーの出鼻を折らうとしてフランスを抱き込まんとするのである。フランスの方では、英國が獨塊の問題に冷淡なるを指摘して、むしろ伊と接近せんとするもさりとて英國、聯盟と手を切ることは出來ない。何とか早くこの問題に切りをつけて、自國に危險をかもしつゝある歐洲——對獨塊の問題に復歸して、安心といふところまで漕ぎつけたいと思つてゐる。

（六）

イタリーとしては昨年十二月のワルワル事件以來、エ國侵略を策し、國内に大宣傳を行つて、飛行機時代であるからエ國攻略は容易である、エ國はとても寶庫であるなどゝいつて人民を煽てゝゐる。のみならずスエズ運河を通つて、三十萬からの軍兵並に勞働者を伊領エリトリア、伊領ソマリランドに送つてゐる。拔いた刀である、そのまゝ鞘に納めることも出來ない。これに對してエチオピアでは、祖國を守れ！と、防禦準備に怠りなき中にも、本年一回以來數回に亙つて、國際聯盟に泣きついてゐる。しかし日本が脫退し、ドイツが脫退して以來すでに屋臺骨のぐらついてゐる聯盟のことではあり、しかも聯盟擁護の立場に在る英佛兩國が、伊エ問題に關する限りに於ては、互に思惑がちがつてゐるのである から聯盟とてもなかなか〳〵埒があかない。米國は對岸の火災視してゐる。ケロッグ不戰條約などを引用して、世界平和の維持のために努力せんとするなどいつてゐるが、これは米國一流の宣傳で勿論希望にすぎない。八月には英、佛、伊の三國會議がパリに開かれたが、イタリーは、この會議に於て、イタリーに經濟的利權を與へんとする英佛兩國の妥協案を一蹴して、飽くまでも政治的宗主權を要求して會議は物分れの姿となつた。九月には國際聯盟理事會がジュネーブに開會された。英國外相ホーア氏は「聯盟が規約に定められたる責任の遂行を怠るならば英國は歐洲の外交より手を引くであらう。英國は特に挑戰されずして攻擊に出づる如き一方的侵略行爲に對し飽くまで集團的抗拒をなす決意を有する」と述べ、次で佛國首相兼外相ラヴァルも「もしイタリーが平和を素すが如きことあらばフランスも涙を呑んでこれを犧牲にし訣別しなければならない。第一伊エ兩國開戰せば、必要なる場合には聯盟が選ぶいかなる手段にも追隨することを辭せぬであらう」といはざるを得なくなつた。

一方イタリーはなか〳〵頑强である。「イタリーが今日までに拂つた大なる努力並に犧牲に鑑み、伊エ問題に關する限りイタリーは妥協的解決を容認し得ないと確信することを義務と考へる」といふ風に大見得を切つてゐる。五ヶ國委員會などがいろ〳〵妥協案等を作成しつゝあるやうだがどうなるか。イタリーとても、伊達に拔いた刀ではあるまい。やるところまではやる決心であらう。千百萬方哩のアフリカで、英佛共に三百幾十萬方哩の領土を有するに伊は僅に九十萬方哩足らずしかない。物資がなく、人口の

多いイタリーとしては、晉なしくしてはゐられない道理である。

（七）

さて制裁であるがこの問題は複雜である。聯盟規約第十六條を適用して、金融を杜絶し、軍需品をやらない、エ國にはやる、といふつまり財政と軍需品でボイコットをやる。イタリーとは商業をしないといふことにもなる。が、表面は表面、裏面には裏面がある。商品は賣つて金儲けしたい國はある、商人もゐる。そこで密貿易といふものが行はれる。世界大戰でもこれが行はれた。外交と商賣とは別物である。しかしイタリーも、聯盟から經濟的に壓迫を受ければだん〳〵に困つて來るだらう。その困つたところへ、フランスが飛び出して、何とか話をつけてやるつもりだらう。イタリーとても、一戰を試みてアドワの恥辱を雪ぐことが出來れば、一應は面目も立つといふものである。フランスの留男でいつ頃手打になるか、その邊のことは今から豫想がつかない、エ國人は憤悼であるが、惜哉武器がない。飛行機といふものがある以上、重疊の山岳を障壁だとして枕を高うしてもゐられない。しかし森林地帶で は折角の空爆も效目があるまいからエ國にも相當の强味はある。今は開戰したばかりでイ軍の勢ひがいゝが、餘り深入りすると困ることになら う。後にはエ國の方に勝目が出るかもしれない。だからイタリーとしては早く勝つて早く戰ひを止めるに限る。恐らくそのつもりだらうが、さううまく問屋でおろすかどうか。イタリーがエ國侵入を敢てする以上、制裁としてスエズ運河を封鎖し、イ軍の輸送を遮止するといふことが考へられる。これは勿論英國が實力を以て行使しなければならない。しかしスエズ運河の會社は、重役の六割以上がフランス人で、英國は四割を占むるにすぎない。しかも英國では株を政府で持つてゐるが、フランスでは民間の所有に屬する。だから、スエズ運河封鎖といつてもフランスの同意を得られるかどうか怪しい。フランスとしてはどうしてもイタリーとは仇敵の關係になりたくないのである。ラヴァルが苦心慘憺する所以はこゝにある。しかし英國が飽くまでもやるといふならば、伊エ戰爭は延いて英伊戰爭となるかもしれない。戰爭は利害の打算もあるが、一つははづみである。空氣が險惡となつて、何か一つのきつかけがあれば戰爭は生じ得る。もし英伊が戰端を開けばこれは大へんで、歐洲の大動亂を牽き起すであらう。しかし前にもいふやうに英も佛も戰爭を避けやうとはしてゐる。現狀維持を欲してゐる。恐らく外交工作によつて大亂には至らずしてすむかとも思へる。かりに問題が伊エの開戰だけですむとすれば、十中八九伊軍の勝利と見るのが、國力及び軍備を考へた上での常識であらう。歐洲大亂となれば勿論さうでなくとも、卽ち伊エ戰爭でイタリーが勝利を得たとしても、イタリーは非常に高い代價を拂はされたことになるから、こゝに歐洲諸國の勢力均衡が破れて、その隙に乘じてドイツが擡頭すべきことは優に想像

刑政第48巻第12号
矯正図書館

に餘りあることである。日露戰爭に因るロシアの疲弊が、バルカンに於ける獨逸活躍を促すの因由となつた先例は、再び形をもつて現れるであらう。ドイツは目下英國と海軍協定をしてゐる。ヒットラーの獨逸合併運動は促進されるのであらう。のみならずヒットラーは、時こそ來れり！と、日頃の宿望であるウクライナ發展策を試むることであらう。住民三千萬を含むロシヤ南部のウクライナは、帝政時代ドイツ人が多く移植した土地で、物資は豐富、ヒットラーがかね〴〵眼を注いでゐるところである。佛伊の對獨壓力が弛んだならば、必ずやこの問題が持ち上るであらう。「バルチックより黒海へ！」とのナチスのスローガンは、空言に終ると見ることは出來ない。ドイツのさうした策動は、それだけソヴイエト・ロシアを刺戟し、赤と白との爭ひとなる。ロシアの困惑は延いては東洋へ波紋を及ぼすであらう。殊に滿蒙支等の問題についていろ〳〵な動きを見せることであらう。日本としては大なる關心を有たなくてはなるまい。英伊の葛藤が大きくなると、米國の態度が問題となるが、この國は恐らく超然として、唯々品物を賣ることばかりを考へるだらう。米國工業の盛んとなるは、わが生絲貿易に好影響を與へるが、同時に米國の太平洋活躍增進は、わが國を不利に導くやうなことにもならう。しかし豫言は困難である。將來のことは判らない。唯世界が比隣となつた今日、局部的の事件も微妙な影響を全國に及ぼす。一隅を叩けば直に他の一隅に響くのである。遠きアフリカの問題も、いつ何時、どんなことで日本に大きな波動を及ぼして來るかもしれない。伊エ問題決して對岸の火災視すべからずである。

（をはり）

刑務所だより

◇少年受刑者秋季運動會

松本刑務支所

（一）日時

十月十七日午前十時より午後三時十分迄

（二）參加受刑者の員數

少年四十名、準少年四十二名、合計八十二名、

（三）運動競技の種目

(1)準備運動、(2)ストラドルボール、(3)五十米、(4)百足競爭、(5)一人一脚、(6)アップルレース、(7)四千米リレー、(8)鯉釣、(9)百米、(10)足切り中繼、(11)ラヂオ體操、(12)綱引、(13)俵擔四千米リレー、(14)達磨競爭、(15)片足競爭、(16)西洋相撲、(17)八千米リレー、(18)野球、

（四）概況

前日はからりと晴れた秋日和、此の分ならば大丈夫と所員一同安心して床に就きしが、夜半突如而かも全く出し抜けに樋を傳ふ瀧の樣な雨の音に夢を破られ、寢床に入るには入つたが、屋根から樋、樋から地面へと辷り落ちる其の音が氣にかゝり明日は天氣になる樣にと祷にまんざりともせず不安な一夜を明かした受刑者の意中や如何にと推察するに餘りあり。夜明け前窓を開けて見ると、あれ程烈しく降つた雨も止み、空の彼方より星の顏さへ見屆けられ一先づ胸をなで下ろす內、次第に東天朗かに陽光を仰ぎ得て天の惠みと感謝したるも束の間、又々暗雲低迷し午前八時に至つても尙晴雨何れとも決し難し。やがて小里松本市長を初め來賓の諸賢がボツ〳〵見え初めた。愈々午前九時が報せられるや、空はどんよりと曇つては居るが幸にも暗雲は既に姿を消し、彼方此方に碧空が見え出した。夜來の雨でグランドのコンデイシヨンも氣遣はれたが、水分はすつかり吸ひ込まれ絶好のコンデイシヨン。

受刑者は飛び立つ程の喜びで、少年區運動場に整列し高鳴る胸を抑へ乍ら滿面緊張の色を浮べて開會を待つ。既に敎誨堂正門より張り廻らされた萬國旗は翩飜として秋空にハタメキ、少年の心情は彌が上にも湧き立つ。

愈々定刻の午前十時、佐藤看守長より開會は宣せられ、全員國歌齊唱裡に場の一隅に大國旗はスル〳〵と揭揚さる。續いて元氣溢る全員の所歌齊唱、而して前年の優勝旗は山本支所長の手に返還され引續き支所長より運動精神に關する懇切なる訓示あり、次いで收容者代表の宣誓文朗讀、斯くして開會の式を終へ直ちに運動競技に入る。

準備運動の後、ストラドルボールより競技が初まる。やがて準少年陣から熱血迸る應援歌が起るや、少年陣も之に劣らじと盛んに氣勢擧がる。五十米、百足競爭、一人一脚とプログラムに從つて競技

が進行するにつれ、其の得點は期せずして、少年準少年互ひに常に相接し、兄たり難く弟たり難し。而かも準少年陣は體力の強大なるを恃み、少年陣は年少なれども前季に優勝したる其の精鋭を誇りつゝ各々滿心是れ熱、滿身是れ血、タギル血潮に心は躍り、接戰に次ぐに接戰、殆んど油斷も隙もあらばこそ。全員悉く優勝旗獲得へと邁進す。而して今回採れる競技方法は少年準少年各四名宛を一組とし、各種目共全員出動し、且つ全員の所得點の合計が各軍の得點となる採點法を用ひたる關係上、特に純情な少年の心は互ひに相抱き相結ばれ、協力一致共に援くる其の樣は寧ろ悲壯と謂つべし。

プログラムは進展して午前中の最後の競技『足切り競爭』が將に了らんとする刹那、又々氣まぐれな秋の俄雨に襲はれしも何のその、汗みどろな激戰をなし、斯くて午前十一時五十分休憩晝食となる。

午前中の成績は前半に於ては、準少年軍優位にありたれども、後半に於て敏捷な少年軍の目覺しき活躍の爲め逆轉し、少年軍二一九點、準少年軍一八〇點、其の差三九點のひらきを見るに至れり。

怨めしさうに天を仰ぎ乍ら食事を攝つたが雨はパッタリと止み、西の空は明るくなつた。『全くの慈雨だ』『惠れた日』と喜びかたは一方ではなく午後一時續開す。

午前中の奮鬪の疲れも見せず、先づラヂオ體操を行ひ、次いで綱引きの競技に入る。流石は體力の充實を自負する準少年軍は必死に戰ひ少年軍を敗退せしめ、髣髴凱歌を擧げ幸なる午後のスタートを切つたが、俄擔四千米リレー、達磨競爭等引續き慘敗を重ね、益々其の差を深かめらしめて遂に準少年軍二四七點、少年軍三一六點といふ大差を生じ、少年軍は全く面目を施し、ドツト擧がる應援歌、歡呼の聲しばし收らず。

やがて優勝旗は支所長より少年の手に授與され、而して『本日一日强く正しく朗かに、運動精神に則りて終始したるを欣快とする。今後共此の明朗な精神を以て萬事を遂行すべき旨』講評あり。次いで國旗降下、所歌齊唱し、千野看守長の閉會の挨拶により午後三時十分秋季運動會は終りを告ぐ。

◇姫路少年刑務所
秋季運動會實況

天高く菊花薫る明治節の佳辰を卜し姫路少年刑務所に於ては、第十一回秋季大運動會が擧行された。永田所長は所長會同出席の爲め上京中なので、上席たる佃看守長代理官として總べての行事を攝行午前八時三十分職員拜賀式に引續き本多教務主任の、明治天皇ノ御鴻業ヲ偲ビ奉リテ、と題する敎誨ありて、感激と感謝の裡に終了するや、集合喇叭を合圖に全員運動場の中央に整列す。見上ぐる空は碧空にうす雲棚引き、大氣は清く澄みて、絶好の運動會日和であつた。場內高く日の丸の大國旗翩翻として飜り、八方に張り繞らされたる章魚綱には、色とりどりの萬國旗、粉飾麗しく、運動會氣分は彌が上にも五百の少年に滿ち溢れてゐた。午前十時所長代理佃看守長の『待ちに待つたる第十一回秋季大運動會も、愈本日となつた。暑からず寒からず運動競技を爲すに、最も適應しい日に遭遇し得たことは幸である。今日は極めて元氣よく朗らかに、正しく競技に從事して貰ひたい。勝敗を爭ふ爲に、女々しき振舞ひをしたり、それが爲に、負傷を來す等のこと無きやう充分氣を付けてすること』といふ意味の開會の辭あり、次で優勝旗返還式が行はれ、續いて全員聲高らかに體育運動歌を合唱し、ラヂオ體操により運動競技の序幕は開かれた。擴聲器による蓄音機レコードの爽快な音律と共に、徒歩競走より初められ、親孝行(丙組)、一人一脚競走、騎馬競走、紙取競爭、暗算競爭、砂嚢競爭、友探シ、字拾ヒ、綱引キ、銜取競爭、鷲鳥競爭、ラケットボール繼走、障碍物競爭、キックボール、一人一脚、親孝行(乙組)、騎馬競爭、魚釣競爭、二人三脚球送り、物探シ、裝具着換競爭、リレーボール合戰、字拾ヒ、親孝行(甲組)といふ順序に競技は進められ、進むにつれて、各人各組全力を盡して奮鬪し、勇往邁進、必勝の氣が漲つてゐた。午前十一時三十分全員握り飯にて晝食をとり、紅白二個の大饅頭を貰つてお茶を呑み、休憩の後午後零時三十分より競技を續行す。リレーレース、徒歩競走、二人三脚、ボール置換競爭、障碍物競走、ラケットボール競走、三人四脚競走、暗算競爭、球入競爭、各年次選手徒歩競走を經て、最後の各工場選手リレーレースとなるや、俄然應援の士氣揚り應援歌に合せて、手拍子勇ましく、その意氣軒昂、天を衝くの感があり、選手亦協同の責任を果すべく、一段の緊張を以て奮起せるかに見受けられた。かくて競技のプログラムを終り、最後に、ラヂオ體操により强運動の緩和を爲す。それより會場中央に全員集合、工場別に整列し、肅然の裡に、所長代理佃看守長より個人優勝者に對する賞狀授與、及昨年より連續第一位の榮冠を占めたる第四工場への、優勝旗授與式ありて、一場の講評と閉會の辭あり、佃看守長の發聲に和して　天皇　皇后　皇太后三陛下の萬歲を三唱し、午後一時三十分希望に燃ゆる五百の少年が、元氣潑溂のうちに、一名の傷病者無く極めて愉しく、意義ある運動會の終了を告げた。この運動會に於ける緊張した氣魄動作こそ、懦弱懶惰の彼等に、質實剛健の氣風を涵養せしめ、嬾ては未來を征服し、未來を建設すべき、新生開拓の重責ある少年等の、理想鄕へのよりよき要素として、平素すべての上に培養せしめなくてはならない。

◇第四回受刑者運動會
施行概況

奈良刑務所

天氣晴朗にして菊花薫る明治節の佳き日當所では第四回受刑者運動會を施行した。

正午開會に先だち會長代理佐々木戒護

主任外各幹部職員竝受刑者一同會場に整列國旗揭揚式を行ひそれより會長の開會挨拶を以ていよいよ角力試合を開始す。個人試合終了後銃劍術試合(在鄕軍人)を行ひ續いて角力の工場對抗試合に移り花々しく優勝旗獲得戰を展開して左の成績を以て午後五時無事終了した。

(少年の部)
- に組
  - に組(十一工場)
  - は組(十工場)
- ろ組
  - い組(八工場、耕耘)
  - ろ組(九工場)

(成年の部)
- ち組
  - い組
    - い組(一工場)
    - に組(五工場)
  - ち組
    - ち組(耕耘、養豚、外掃)
    - へ組(七、八工、二舍上下、病舍、拘置)
  - と組
    - は組(三、四工場内掃、便捨)
    - ろ組(二工場)
  - と組
    - と組(營繕、炊事)
    - ほ組(六工場)

◇東北會發會式

宮城刑務所

本年七月山形市に開催せられたる宮城控訴院管内司法保護事業研究會に出席せる教誨師懇談會に於て、期せずして教誨師研究機關設立の議起り、北條秋田、箕浦盛岡、藤原宮城の各教誨師を代表として着々準備を進めたる結果、各方面の了解も成り、組織も完成したのでその名も東北會と名づけて、十月二十七日宮城刑務所内に發會式並に第一回研究會を開催するの運びとなつたものである。先づ發會式は午前九時より小笠教誨師の開會の辭につぎ、藤原教務主任の本會設立經過報告、式辭、所長小橋川昭慶氏の挨拶、來賓祝辭あり、小笠教誨師の閉會の辭を以て終了、同十時より第一回研究會に移り、先づ東北帝大教授金倉文學博士の『現代の指導原理としての佛教』と題する講演あり、午餐を共にしたる後、所内の參觀をなし、午後一時より會員の研究發表、協議會を開いた。夜は更に午後六時半より本派仙臺別院に於て懇談會を開き午後九時和氣藹々裡に散會した。

刑務協會役員異動

別項記載の如く正木書記官が此度東京控訴院檢事に榮轉せられたので、新に岡書記官が副會長に、而して正木亮氏は更めて參與に、それ〴〵總裁より囑託せられた。

讀者の頁

トップを切れ

土手町　柴田秀雄

トップを切れ、第一人者となれ、進取の氣性こそ向上と進歩と發展とがあり、榮譽があり、歡喜があり、勝利があり、確信があり、信念があり愉悅がある。

トップを切る事に因つて凡てが幸福となる。如何なる境遇にあつてもその境遇の第一人者となる事は格段の努力と確信と覇氣とに滿ち〳〵てゐなければならない。トップを切る事は尋常の事ではない。人一倍の努力と研鑽倦む事なき奮鬪とに因つて初めてそれ〴〵の境遇のトップを切る事が出來るのだ。

凡ての人は神の子であり、如何なる人でもその努力如何に依つては神格化した人格者ともなり、想像だにし得なかつた偉大なる働きを爲し得る人たる事が出來るのである。

トップを切つた者の苦鬪は苦鬪の中にも、榮光があり、自尊心があり、歡喜があり、尙一增の努力と湧然たる根氣とが汲めども盡きざる泉の如く湧き出づるものである。トップを切る事の如何に至難事たるか、少くとも常人の及ぶべからざる努力と覇氣とを以つて百事に當るにあらざれば、到底それは爲し得ざるものである。

吾人の生活場裡は優者生存の原則に支配されて居る。優れた者は劣つた者を斃してまでも自己の存續のためには顧みないのだ。かかる社會生活場裡にある吾人は須く各境遇の第一人者たるべし。億劫も、逡巡も、躊躇も他を憚り遠慮する謙讓の美德より發したるものなるも、自からの地位までも讓りて他に與へる事は美德もまた過ぎたると謂ふべきである。

吾人は須らくトップを切るべし。然もそのトップたるや天地神明に恥ぢざるトップ、その境遇のための最善のトップ、その周圍の人々のためのトップを切る者であらねばならない。

社會の生存競爭の落伍者は、失敗者は、靜かに想を巡ぐらして、其境遇に於けるトップを切るべき道を選ばねばならない。且つ又我等は、それ等の人々にトップを切る事を暗示し、そのトップに立つ事を慫慂しなくてはならない。何人の胸中にも眠る巨人を羅致して、これを覺醒せしめてこの巨人を起たしめるか、然らざるかゞこの人の進歩と、向上と、發展と、榮譽と、歡喜と愉悅とを得るか然らざるかの分岐點である。

各人は須らく自己の全精神を統一しその精力を傾注して、各々の境遇をリードし、そのトップを常に切らなければならない。「求めよさらば與へられん、叩け、然らば開かれん、」然り、自からトップを求めよ、與へられるまで求めよ、開かれざれば叩け、叩け、開かれざる門はなし。

自から求むるか否か、眞面目に、熱心

に、徹底的に求むるか、然らざるかゞ自からトップを切り得るか然らざるかだ。少年老い易く學成り難し、明日を期待すべからず。須らく吾人は各々の境遇に於て、斷然今日そのトップを切るべし。トップこそ榮譽があり、歡喜があり、勝利があり、愉悦があり、感激がある。吾等刑務官は常に被拘禁者の指導者であり、斷然彼等の心内深く人生生活、社會生活の活模範として、男男しくもそのトップを切るべし。蓋し一つの境遇に於てトップを切る者は、又、凡ての境遇に於ても必ずそのトップを切る人生水平線上の勇者である。吾人はそもその何れに就きつゝあるや。（終）（十、十、十三）

假釋放に於ける通信審査會

青森　長谷川生

行刑一口に言ひますれば極く簡單に言ひ得やう。しかし行刑を眞面目に考究するならば之位重大な教育は二つとあるまい。親は生れた自分の子をより以上の人間に仕立てたいためには先づ家庭教育學校教育を施して一人前の人間にする。然し一人前に仕上げた人間でもふとした起因より數囘鐵窓に呻吟する人間が多々ある。之等の人間を行刑は半年や一年や二年や三年で眞人間とし良民に立ち歸らしめると云ふことであるから普通の人間の教育では到底出來得ることでないとわたくしは常に考へる。

故に從來の行刑は稍もすれば僞善的な所謂阿諛便佞な刑務所タイプの人間を造るに過ぎなかつたのであるまいか。益々累犯者の激增する我が國の姿を見る秋一九三五六年の危機よりも内患たる犯罪者の撲滅は非常時に於ける先決問題である。この内患非常時を打破するために出來た制度こそ累進處遇令であらねばならぬ。累進處遇令の目的は言ふまでもなく受刑者の改悛を促し彼等が漸次發奮努力の跡を示すに至ればその程度に相應して處遇を緩和し以て社會生活の常態にまで至らしめ最後に假釋放を容易に且速かにならしめることである。

されば累進處遇令の最後を飾る假釋放の問題であるがわが行刑には一般に刑務委員會の制度がない、少年行刑に於ては昭和六年に少年受刑者の假釋放審査に關する協議會所謂判事檢事よりなる一種の刑務委員會が設置されたのである。しかし成年行刑には日常受刑者に接渉しその動作を具さに知悉する者を以て組織し適正なる累進を行はんがための理想的刑務委員會があるのみである。成年行刑はこの制度によつて適正なる人間を改造し社會に送り出すのであるが行刑の最後をかざる假釋放後に於ても稍もすれば社會刑の不徹底よりか再び罪を繰返すものも少くないのである。我が行刑に一般に刑務委員會制度を確立することは最早や輿論は熟しつゝあるもしかしながら實施するとすれば法規の改正と豫算の關係上不能に陷る。故に成年行刑に於ては監獄法第四條第二項同法第五條累進處遇令第七十五條と相俟て通信による刑務委員會の設立が要望さるゝのである、これをわたくしは假釋放通信審査會と名付けて見た

い、假釋放通信審査會とは假釋放審査規程第十七條同第二十條を廣義に解釋したるものである。

例へば最も直接したる關係にある判事檢事事件を辯護したる辯護士出生地又は生育地の市町村長出身したる學校長本人を擅家としたる住職本人を氏子としたる神職犯罪地の醫師犯罪を檢擧したる警察官等を以て組織し之等の協議員の意見を具さに徵することである。われわれ刑務官は受刑者を累進處遇令によつて直接處遇しこの人間なれば眞に改悛したる者であると明確に認識してもはたして假釋放後一般社會に及ぼす影響は如何なりやを考慮して健全なる社會の常識に訴へて見ねばならぬ。假釋放通信審査は一、累進處遇の第一級者二、刑務所長に於て適當と認むる者を先づ刑務官會議に於てあらかじめ協議し審査資料を調整して前述の通信協議員に送附するのである。送附せられたる通信協議員は適當なる意見を附して次々の協議員に廻送し最後に刑務所長は全員の意見を綜合して假釋放を適當なりと認めたるときはその意見を假釋放上申に添付するのである。

現在假釋放の審査をなす場合に釋放後の歸住地保護者家族關係生計の見込等の調査は主として警察だけに依頼する例になつて居るのである。しかし斯の如き受刑者に對して重大なる調査が若し事務的であるとすれば受刑者の不利益は多大である。故に警察のみに委ねることなく廣く一般社會の識者に訴へて調査することでなければ眞の調査でない、と思はれる。我が累進處遇令は世界に誇る制度である。しかしこの制度によつて選び出された人間は社會に排斥せられてどうして社會に適應することが出來よう。市町村警察其の他の理解と交情なくしてどうして社會人となることが出來よう。從來の消極的調査はその點に於て累犯の素因となつて居たのであるまいか。我が成年行刑に刑務委員會は前途遼遠であるが故にさしあたり通信的刑務委員會制度を望むで止まぬものである。

歲末に際して訴ふ

小菅　宇城生

行刑界の日進月歩、飛躍的發展それ目的刑主義に立脚せる累進制が刑政に一大生面を劃し輝かしい過程と研磨とを綴りつゝ意義深き昭和十年と袖を別たんとする最近頻々脱獄囚を聞くは誰か悲愁慨嘆切齒扼腕せざる者無からん殊に吾人刑務官吏に於ておや。

こゝに於て恒に行刑に對し刑政に向つて社會人は新奇と注意の眼を以て絶えず窺つてゐる矢先、屢々の逃走は社會人をして行刑に對する不安と疑惑の念を嫌が上にも抱懷せしめ或は筆誅のジヤーナリストは事刑務所に關聯したる件は針小棒大に誇張し社會人を刺戟せんと獵奇を漁るに汲々たり。これ行刑は密行主義の上に起居すれば新奇と注意の眼を以て窺ふは當然と言はざるを得んも、蓋し社會人をして少くとも行刑に對する信頼と不安疑惑の念を除去する樣留意すべき、その

留意の點他なし目的刑主義の上に立つ累進制の萬全を期するに外ならず。最近に於ける脱獄囚三人共謀結托の上逃走而も一級の處遇者と耳にす、然るに一級處遇の彼等は所内一定區域を獨歩する自由の處をとらへ以前より密に逃走を企畫し準備をなせりと。これ累進制そのものに一大暗示を呼縣け愼重熟慮の餘地勃々と盡きず。爲に吾人は累進制に欠陷ありとし此れを排撃又は尚より高き壇壁で彼等に對峙すべきを主張せんとするものに非ず、それは累進制運用上に稍々ともすれば形式化に落ち入つてゐる憂なきや。恒に裏面の胸奥に刑務官吏を嘲笑し表面に於て平身叩頭阿諛便佞し、旦夕機械的に過す面從腹背の徒が優遇され居る事でこれを一律に當嵌めるは宜ならずも、最近の脱獄囚も敍上の面從腹背の徒で眞心からの改悛で非ざるを如實に物語り眞心より迸り出でた改悛ならば到底逃走す可き筈無く寸毫もかゝる不自然な心境に惑はされず、惑ふところに面從腹背の不逞漢で此の者を累進處遇せしめれば其の特典處遇の虚をとらへ逃走企畫を爲す、そこに累進制形式化に落ち入つてゐる憂ひ換言すれは個別處遇の三思三省を暗示す。

偖而個別處遇を行ふに方りて表面裏面の行動動態に着眼し兩者相俟つて爲す可きは勿論なるも、寧ろ彼等の表面的行爲に追隨せず裏面的にその胸奥に巣喰ふ個性心理思想狀態を鑑別鑑定に基點を置く可し。これが爲に科學の分野が擡頭、今更論ずる迄も無く累進制運用上行刑の三位一體たる、人として働かしめ人として修養せしめ人として能率をあげしめる爲に最も主眼とし喧傳され樞要な立場に在る今日の行刑科學化、即ち醫學心理學教育學及社會學等に於て個性及心身の明確判斷の調査で此の事處遇令に明示さる。こゝに問題とすべきは平素間斷なく其の道の刑務官吏は彼等の個性思想心理の動態を教育學心理學社會學上より明確判斷し、累進制運用上基點とすべきを强調し其の鑑定鑑別眼益々綿密たるを要求す。若し綿密たらずして剩へ姑息的手段を採らんか毫釐の差千里の別を生じ、或は木に據りて魚を求め舵なくして航海するの愚を反覆せん。尚爾今行刑の科學化からして目的刑の理想に合致せしむる爲戒護上一層遺漏なきを求む。

こゝに脱獄囚を耳にし其の間を回想し累進制運用上形式化に落ち入つてゐる憂に行刑科學の再考を痛切に感じ駑筆を鞭ち此れを歲末に際し訴へる次第なり。併而今や迎へんとする昭和十一年の新春と共に多事多難の行刑界に緊褌一番の奮勵と吾人刑務官吏のバロメーターたる刑政誌の發展を禱りて。

最後を毀つ

練習生　梅村春汀

丹精に丹精をして培養した新種ダリヤの蕾がいよ〳〵ふくらんで今にもパッと開花しそうになつた一朝、起き出でて樂しみに眺めた時ポキリと花軸から折れ伏して居た。落膽と不審見れば花軸の中にづい蟲の糞が一ぱい……同じ朝新聞で知つた某刑務所の一級受刑者の逃走……培養に注意が足らなかつたのか、害蟲に堪へるだけの强靱さがなかつたのか、或はまた蕾にかけた期待が大き過ぎたか。開かぬ花を空しく嘆くわれ、そして模範囚の大きい反則に或る感慨を抱くわれ、人と花とこそ異なれ同じく生命の培養にいそしむわれとしての感慨……

人としての生存價値は自己の屬する社會に對して、人として必らず盡さねばならぬ義務即ち責任を完ふすることによつて認められる。人類の動物的本能である排他的利己的な我を整調して、誠實と勤勉と努力と互讓と相扶の協力的な我を共同體の中の一つの分子として生かしてゆくことによつて始めて社會の中に所謂合法的な生活を營むことが出來る。犯罪者の多くはこの共同生活體結成の基準とも云ふべき責任生活に弓を引いて、動物的本能の我のみに生きんとするものであつて怠惰無氣力無節制僞善反抗等の毒素を撒きつゝ排他的非社會的行動を執つて動物的に惰落してきたものであるから、人の再生を目標とする行刑はこの動物的本能にのみ生きんとする犯罪者に對して、徹底的に人格改造の訓育手段を施して彼等を動物の心から人間の心にまで引き戻し力づけ發達せしめねばならぬ。責任生活を拋つて社會から排擊せられた彼等を再び社會に歸すには、其の拋擲した責任觀念を彼等の勤勉と自重と誠實によつて再び彼等のものとして獲得せしめ、之を携へて更生の旅に出なければならぬといふことを强く自覺體得せしめねばならぬ。

責任觀念の向上といふことは現在の行刑を貫ぬく指導精神を根幹として犯人改善の目標を、道德と人類の責任とに置いて組立てられる。其の第一條に於て『受刑者の改悛を促し社會生活に適應せしむるを目的とす』と規定して居るが、その改悛とは社會の一員として負擔すべき責任を自覺せしめることで、社會生活に適應せしめるとは社會に於て責任ある生活を盡せしむるやう訓育することである。累進處遇はこの目的を達する前提として希望と向上と向上に伴ふ責任の累進及處遇の累進とを階級的に組立て、やがて彼等の歸りゆくべき社會へ、利己を拋ち僞善を矯めて正常なる社會人としての責任生活に堪へ得る心を持つて巣立ち行くやう教育することを目標とする。故に累進被處遇者は步一步自己の內的生活と外的生活との併行によつて上級に進みゆくものであつて、其の上級に於ける生活のそれは行刑最後の最緊要なる仕上げの時であり、其迄ひたぶるに辿つて來た修練の頁を悔なく閉づるべき大切な時期であり、行刑の側から云つても最後の楔を打つ瞬間であり彼此共に一入の緊張味を持つて其の責任生活を完うすべき時間である。勤勉と自重とによつて確保してきた行刑成績を更に一層の緊張の裡に持續して利己と僞善を淸算した更生の首途に立つとき、はじめて累進處遇の美果が結ばれるのである。私は常に興味と期待とを持つてこの時期に於ける彼等を觀察する。ふくらんできた蕾の開花を待つ園丁の心持ちで。

だが一級受刑者が逃走した。一二級者の行刑成績が案外に悪い殊に一級者に於けるそれが、といふ事例を耳にする時何か考へさせられる或るものがある。まつしぐらに進級を目指して精勵した下級時代の心境は其の中に多少の利己は含まれてゐたであらうが、とにかく純眞な努力と緊張に漲つてゐた。また其が認められて進級の域に達したのであるが、一旦最上の階級に到達するともう其上の進級は無く且重大なる事故でもない限り現在の地位を失ふ慮れがないといふ氣の驕りと心の弛みとから安價な滿足感に浸つて、優遇に狎れ緊張味を失ひ自己の受刑者たるの地位をも忘れて思ひもかけぬ反則事犯を起したり、行刑成績全般に亙つて退歩したりする。又釋放直前の者も、もう將來がないのだからといふ利己的な氣の弛みからともすれば成績を落す。その何れもが人間性の弱點であると同時にまた行刑の弱點である。折角自他共に苦心して鍛錬してきた心身をこの最後の一線に於て打ち毀して仕舞ふことは、まさに九仞の功を一簣に欠くの愚を學ぶものである要するに最後を毀つ最大の原因は彼等の責任感の弛緩にあるのであるから、教育の重點を玆に注ぎ最後の最後に到る迄、意志の緊張を持續せしむるよう訓化するところあらねばならぬ。

刑務所より社會へ移る最も大切な時期に彼等に弛緩と自肆を許すことは教化の最後を毀つことである。故に心身の研磨鍛錬は刑終了に近い者にこそ最も必要でありこの鍛錬この努力を社會生活に延長してゆくとき、眞の社會復歸が可能となり、彼等の最大の敵である無責任生活を自ら清算するを得るものであると信じて止まない。

——一〇、一一、一二——

練習生見學記

多摩御陵、八王子少年刑務所見學記

南直市

練習生一同が久しく待望して居た第二回見學は十月十二日多摩御陵參拜八王子少年刑務所及び多摩少年院の三ヶ所に決定した。一同の喜びは云ふ迄もなく歡喜の絶頂にある僕は小學時代の遠足氣分を髣髴させて未知の見學所を空想に描いては一人微笑むのであつた。昨夜來氣遣はれた空模樣が漸く恢復して曇り勝ちではあるが見學には絶好の天候である。午前八時京王電車四谷新宿驛集合驛頭は總員七十六名の練習生に埋められ班長に配られた晝食用の折辨當を抱へて小學生の樣に躁いで居る。植民地と滿洲國は内地と服裝が異つて特に人目を引き人々は何事かと奇異の眼を注いで居る。

八時二十分頃刑務協會の大森さんに引率せられ車中の人となる。幸ひに僕は地理に詳しい横濱のY君と同席したので車窓より沿線の名所舊蹟を一々說明して貰つた。電車は街を離れて坦々たる鋪裝道路を西へ〳〵と驀進してゐる。此處は往事の江戸に通ずる甲州街道で松並木の山道を駕籠にて走つた當時が偲ばれ今更ながら今昔の感に堪えない。兩側に植えられた銀杏の並木は黄色に染めて軈て來らんとする冬に備へてゐる。邊りは一帶に收穫期を目前に控へた陸稻が黄金色の波を打ち破れ傘の案山子が忠實に立番勤務をして居る。往時の寂漠たる武藏野の茅原はその片影だに見られない。眼を北方に轉ずれば府中刑務所が白亞のモダン建築を誇つて居る。有名な多摩の河原は水あせて中央を僅かに清流滾々と流れて居る。約一時間にして八王子市の南郊山田驛に下車、多摩少年院の見學を終へ、一同長蛇の列をなし畔道を傳つて八王子少年刑務所に向ふ。靜かな農村に珍客看守の一隊が現はれ草も木も心なしかざわめいて居る。午後一時半頃同所に到着金澤所長殿を始め幹部の御方に迎へられて休憩所に入る。此處は練習生一同を祝福するため、紅白の幕を張り巡らし天井には萬國旗を飾り純白の布にて卓子を覆ひ恰かも貴賓を遇するが如く一同その心盡しを感謝しつゝ晝食を終り玄關前にて記念撮影を爲す。之より再び休憩所に入り茶菓の御歡待を受けつゝ所長殿より御鄭重なる御講話を承はり所内の見學に移る。同所は元市ヶ谷刑務所の八王子支所と稱し女囚の收容所であつたが關東大震災の災厄に遭ひ女囚を栃木に移送して復舊工事に着手し大正十三年改築竣工したもので八王子區裁判所に支所を置いて居る。昭和二年より吾國最初の試みとして刑法第三十九條の所謂心神耗弱の少年受刑者を集禁し收容區劃は西は名古屋控訴院管内より東は東北地方を原則として居るも其他全國各地の少年受刑者中心神耗弱者で處遇困難なる者は司法大臣の認可を經

て全部同所に收容するのである。故に我國の少年受刑者中最も教化不能なるものは全部同所に集禁してゐるので吾々行刑學徒のみならず斯界研究者の參考となるべき點が甚だ多い。

當日の收容人員は一五一名であつたが之等入所者は二ヶ月間獨居拘禁に附して心理考査智能測定をなし其の結果を七分五分三分(普通人を十分として測定)に分類して普通の刑務所に見られぬ特種の分類法に依つて處遇方針を立てゝ居る。世間では一般に智能の足らぬ者を所謂八分と稱して居るが此處では智能の最も勝れた者が七分である。之を以て見るも同所の收容者の智能の程度を惻り知る事が出來やう。斯かる關係上作業も見るべきもの無く風船張り位のものであり而かも强制作業に非ずして任意作業である。運動場には丁度十數名の少年が運動中であつたが大聲に談笑し乍らキヤッチボールをなすもの、裸體となつて角力をとるもの將棋に興ずる者等實に刑務所とは思はれぬ和やかな情景である。成年刑務所にの み勤務する僕等にとつては寔に奇異の感に打たれた。教室に並んで娯樂室があ る。此處には彼等の喜びさうなピンポン臺や將棋等種々の娯樂用具が並べられて居る。その向側に精神變調者が鐵窓の中より吾等を覗いて陽氣にデカンショ節を唄つて遠來の吾等見學團を歡迎してゐる。又一室には動物園の獅子の樣に房内を立廻り中を覗けば頻りに怒鳴る鬪爭性を帶びた勇敢なる少年もあつた。入浴場に持續風呂と云ふ異名の風呂がある。之は常に生溫るい湯が流れて居て發作的の精神昂奮病者をこゝに入れて置くと自然に治るそうで他所では見られぬ珍らしい設備である。最後に收容者の教育上の參考品陳列所に入り幼稚園を思はせる樣な立派な彩色の教育用具や彼等の作品で頭から直ちに足の生えた圖畫等を見てふき出しつゝ心理精神考査室に入る。此處で各種の智能測定器を手にして測定の方法等を教へられて見學を終る。

御蔭で僕も幼稚な氣分に變調して來た樣に思はれたが學究上參考になつた點は甚だ多かつた。それから再び休憩所にて所長殿と津島保險技師殿より心神耗弱者に就いて御懇篤なる講話を承はつて午後四時退出。多摩御陵へ向つたが八王子見學の印象は僕の腦裡深く刻まれ生涯忘れ得る事は出來ない。それは同所の他に類例のない特種な設備、處遇方法、收容者の變質等のみでなく金澤所長殿の御懇篤なる御歡待振りで寔に感謝感激に堪えない。日は旣に西に傾いて路傍の草蔭に名も知れぬ秋虫が淋しく啼いて居る。晩秋の武藏野に力なき光を投げる夕陽を西に見てうら淋しい片倉驛より乘車、古風造りの御陵前驛下車、坦々たる參道を急いで車止の中に入れば淸淨なる玉砂利敷きつめられ樹木鬱蒼として自ら壯嚴なる氣持がする。此處にて一同整列して御陵前に到れば大鳥居の奥の高臺に半圓形の御陵嚴かに鎭座せられ菊の御紋が大正天皇の御稜威の如く輝いて居る。やがて班長

の號令以下一同最敬禮を爲し先帝の御遺德を偲びつゝ退下陵域内の神泉を見る。幾百とも知れぬ鯉が幼兒の投ずる麩に重なり合つて奪ひ合ふ。午後五時、暮色蒼然として身に迫る頃最後のコースを靈峰高尾山に向ひ急勾配のケーブルに一驚を喫して山上驛着議が一面に立籠つて見晴しが出來ず、時間もないので中途より下山、急がしかつた一日の見學を終へて午後八時歸舍した。

小菅刑務所見學記

奈良　大和生

十月十八日、此の日は、我等練習生一同が、多大の期待裡に、小菅刑務所及び眞哉會を、見學した日である。

繁華街とうたはるゝ淺草も、午前八時半といへば、まだ至極閑散なるもので、我等の東武電鐵雷門驛集合は、道行く人々に異樣なる感じを與へたる如く、一警を吳れ、又は私語せずして進まぬ者は無い。

九時三分同驛發、二十五分小菅驛着、數分にして小菅刑務所に到着する。

時計臺一際高く我等を待ち顔に、道の兩側、純眞なる乙女の恥らうが如く、秋色を兩頰にたゝえし蔦かづら、官舍の圍を蔽ひ盡して、全く素朴的なる住宅街を步むが如き心地がする。進んで玄關に突き當る。聳え立つ時計臺下、泉水には水草二三莖浮き出でて、鯉の遊泳するを見る。何れかの別莊なるが如き感を抱く。

人心を畏怖せしめる頑丈な鐵門、嚴しく武裝したる役人の姿など、探しても得られぬ。か弱き女と雖も心を安じ、何の躊躇する事もなく、來りて用務を辨ずる事を得る。卽ち、社會に對して握手の掌をさしのべたのである。行刑は密行を原則とするが故に、犯人を社會より完全に隔離する事を使命とするが、行刑の目的遂行の爲には、其の反面極力社會と接涉せねばならぬとされる。近代行刑思潮の顯著なる現であると共に、又、我が行刑界の一進步を語る證左であらねばならぬ。

職員御一同が心より御迎へ下される接待所に於て、所長殿の講話を承はる。所長殿は、我が行刑界に多大の貢獻をなし大なる足跡を印しておられる椎名所長殿である。御講話を拜聽してゐる間にも窓外より、ホーイ、ホーイ、といふ高い掛聲が聞える。其れは獨居拘禁者の運動であつて、所謂飽和主義、腹の中から一杯の大聲を發して運動せしめてゐるので、多大の效果が見られると說明された。

全員二班に分れて工場を案内される。先づ第一に教誨堂に入る。教誨堂は佛壇を中心にして完全に左右に區分された珍らしい形である。

續いて舍房に入る。全部混凝土建の三階にして、獨居雜居共に全く明朗そのもので、非常に明るい感じのする設備の完備した房室である。採光通風と保健衞生上申分なき舍房である。方式はパノプチコン式を用ひてゐる。

工場を一巡する。何れの工場に入りて

も、先程所長殿から御話しのありしが如く、座席には充分なる餘裕があつて、誰しもゆつたりと落着いて就業してゐる樣子が窺はれた。雜談等は隣席の者が距れてゐる爲に自づから中斷されてゐると共に、擔當看守の視線が個々の動作に迄も達し得て、如何に戒護力を豐富にしてゐるか測り知れない。與へられし作業に熱中してゐる眞劍なる態度は、徹底的に施されてゐる作業訓練を證據づけてゐるものであらう。作業の主なりしものは、織布工場、鍛冶工場、印刷工場、裁縫工場、木工工場、製材工場等にして、極く少數の機織工、製靴工、棕梱箒工等があつた。何の工場に入るも、設備が完成して、機械化されてゐるといふ事を感じない理由には行かない。

全く民間に於ける營利事業と其の差なく、就業客體と目的の相違を除けば、むしろ社會の其れよりも進歩してゐるとも決して遜色はないであらう。構内に運河が開鑿されてゐて構外と通じ、製素品の搬出等に充てられてゐる等は、決して他所では見られぬ實況であらう。運河には、三抱も四抱もあらうと思われる材木が幾十本となく横着けにされてゐて、板とされる迄の製材工場の實況は全く驚くの外なき設備の完全さである。各工場には、それぞれ專用の食堂と浴室を備えてゐる。此の設備は何れの刑務所にも施されたきものと思はずにはおられなかつた。

斯くも完備した機械工場を經營し得る强味は拘禁客體が長期刑の受刑者である爲に、徹底した作業訓練を施し得て、釋放後の生計維持の爲に技術を覺えさするに最も適當した客體である爲であらう。そうして實行した作業教化が事實上累犯豫防を立證し得たならば、總の犯罪者に對する刑事政策的に最良の方法であり手段ではなからうかと思はれた。

作業其のものが全く機械化されてゐる事は長期の刑を科す事が刑事政策的に最良關係上受刑者の危險の增大してゐる事は見逃がせなかつた。共に其の危險が生命身體に重大なる結果を伴ひ易い事も考へられて、斯る場合には手當金給與の制度が設けられてはゐるが、收容者の法律上の地位の問題が盛んに論議される今日、其の問題は當然作業の上にも及ぼさねばならぬが故に現今の手當金給與の制度は完全なるものとは言ひ得ぬであらう。故に彼等の保護と救濟の爲に、かくも實質的に機械化したる工場には早く工場法を適用するか、若くは手當金給與の制度を改正する必要はなからうかと思はれた。

終りに、本日の見學中最も强く心に響いた事は、所長殿が語られた、

「受刑者には總て長期刑を科して徹底的に作業訓練を施して、教化の實を擧げたる後に釋放してこそ行刑の效果、卽ち累犯の豫防に役立つものだと思ふ」と、語られた事であつて、私は、所長殿が長い間に於ける體驗から考へて、不定期要望の意を言外に言ひ現しておられるのではなからうかと思つた事である。

刑政雜記

◉横濱刑務所逃走事と社會の反響

去る十一月三日横濱刑務所の不祥逃走事件については、逃走者が一級者であつた事と帝都に潜入した事とのために、異常なる衝動を社會に與へたのは遺憾であつたが、その間、大袈裟な諸新聞紙の取扱の中にも、他山の石として、我等の參考に資すべきものが少くなかつた。その一、二を紹介しておきたい。

先づ十一月六日の時事新聞が、『兇惡犯人の脫獄事件』と題して、次ぎの如き社說を揭げてゐるのが注目される。

兇惡犯人の脫獄事件
良民の恐怖

横濱刑務所に服役中なりし三人の强盜犯囚人が、三日夕刻互に謀し合せて脫獄した事件は、良民の心膽を寒からしめた點に於て、近來稀有のものであつた。東京に潜入したる逃走囚は、方々で金を借りて高飛びを計畫したるも、結局四日の深更その一人が青山で逮捕され、五日の朝及び午後に、他の二人も千駄ヶ谷に於て縛に就いた。是等の脫獄囚人が、逃走後あまり兇惡なる犯行を重ねる違もなく、續々捕はれたのは、治安の爲に何よりであつたと云はねばならない。固より日本警察力の信用を維持するに足る手配の成績であると同時に、逃走囚をしてはれたる一般市民の警戒的協力の效果も亦身の置所なからしめたるに就ては、新聞紙、ラヂオ等の報道機關、及び之に促さ無視することは出來ない。併しながら重大犯人の脫獄逃走を聞いた横濱及び東京の全市民は、一時非常なる脅威を感じたのであつた。蓋し日本の如く警察力の行亙れる國に於て、脫獄囚人が逃げ延びる爲には、餘程思ひ切つた手段に訴へなければはならないので、自暴自棄の餘りどんな兇惡無慘な犯行に訴へるかも知れないからである。今度の逃走囚もタクシー運轉手に對し强盜を働かんとする直前に、警察の手が及んだと云ふに徵しても、良民の感じたる一時の恐怖は、必ずしも杞憂ではなかつたのである。

所謂模範囚

申さば兇猛なる野獸を、檻の外に逸走せしめたやうな今度の脫獄事件は、掩ふべからざる横濱刑務所の緩怠であるのみならず、先月下旬にも同所に脫獄沙汰あり、短期間に兩度の失態は、何か横濱刑務所特有の缺陷に基づくことならん。卽ち今後同樣の手落を重ねないやうに同所員及び上級監督者を戒むる外ないのであるが、今度の事件に就て、我輩の特に注目するのは、新聞紙上に傳へらるゝ所に依れば、脫獄犯人が何れも刑務所内に於ける模範囚人にして、其模範囚人たることに依りて與へらるゝ獄内の自由を惡用して、豫め脫獄の計畫を相謀り、其準備を整へ、而して、遂に決行の機會を捉へ得た點である。此事實は刑務所内に於け

る所謂模範囚人なるものに關し、行刑官吏の認識を疑はしむる一例外でなければならない。卽ち刑務所内部に於ける模範囚人、其實は脫獄して兇行犯罪を娑婆で逞しうせんとする恐る可き野性の假面であると云ふに至つては、獄則を從順に守つて改悛の情著しきことを以て、俄に模範囚人として其人格の遷善傾向を信ずることが出來なくなる。獄内と獄外の標準がこんなに喰違ふやうでは、現行の行刑政策に對する懷疑論を刺戟することもある可く、所謂模範囚の脫獄事件は、種々の問題を提起するものと云はねばならない。

教育刑主義

日本の刑罰制度の根本主義は、世界各國に於て最も進歩的なるもの〻一つであつて、刑罰は犯罪に對する應報よりも、其犯人に對する所謂教育刑として課するの主義を、大に採用せるものである。刑務所服役の囚人が改悛の狀著しきときは、刑期の三分ノ一、無期刑に於ては十年を經過したる後、行政官廳の處分を以て假出獄を許し得る刑法の規定とか、昨年一月以來實施されてゐる行刑累進處遇令の如きは、教育刑主義の最も顯著なる法的表現であり、最近の刑務所長會議に於ける諸問案が、勞役場留置者の妥當な策であることは、運用に於ける此主義の研究と認められる。而して我國の行刑成績が進歩的なる教育刑主義に依て擧げられてゐることは、疑ふ可からざる所である。受刑者の改悛を促し其發奮努力の程度に從ひて處遇を緩和し、受刑者をして漸次社會生活に適應せしむる」ことを目的とする行刑累進處遇令に於て成績の最良好なる第一級處遇者に至れば、獄内に在りとは云へ、「居房に施錠せざることを得」、「檢身及び居房搜檢を行はず」、相互の談話、自由遊歩、及び同級者の自治的紀律維持さへ許されてゐるのであつて、今度の逃走囚が實に斯かる自由を惡用して脫獄したるものならんには、種々の意味に於て甚だ遺憾なる出來事と云はねばならない。尤も處遇令の施行も日尙ほ淺きことなれば、今後幾多の經驗を重ねて其效用を發揮せしむ可きものであつて、當局者に對しては脫獄の機會を囚人に與へるやうな紀律緩怠を嚴に戒めつゝ、折角の進歩的行刑政策は斷じて反動的に逆轉せしめてはならないものである。凡そ教育は甚だ困難なる仕事である中にも、心身の通常ならざるものに對する教育ほど難事はない。既に教育刑主義に立つ日本の行刑は、正に此最難なる事業を營まんとするものである以上、如何なる新經驗をも最善に生かすの研究と忍耐こそ最も肝要と認むるものである。

□　□　□

次ぎに東京朝日新聞は、その「鐵筆」欄に於て『教訓を生かせ』と題する下の如き投書を揭載した。

教訓を生かせ

◇模範囚の脫獄事件が幾多の波紋を現

行行刑制度に投じたことは確である。既に刑務所内の取締が極めて緩く、看守の綱紀が亂れてゐるかのやうに傳へてゐるが、恐らく一般世人も同樣の感を抱いてゐたのではあるまいか。獄壁をもつと高くせよ、囚人の監視を更に嚴重にせよ。刑務所内といへども一切單獨行動を囚人に許してはならぬといふのがそこから生じて來る意見のやうである。だが、この要求に贊同する前に再思三省すべきことは無いか？

◇嘗て大震災の時、獄壁の崩れ落ちた小菅刑務所で、囚人達は誰いふともなしに、「こんな時に逃亡しようとする奴があつたらおれたちの手で殺してしまふぞ。逃げたりしては有馬さんに濟まないぞ」といひ合つた美談がある。

◇時の所長有馬四郎助氏の人格が囚人たちにそこまで染み込んでゐたのである。獄壁が壞れてゐては脫獄される恐れがあるからとて、鐵條網を張らうといふ計畫のあつたに對し、有馬氏は「鐵條網は敵に對して張るものである。此處にゐる囚人は我々の同胞ではないか」と答へた。今日なほ小菅の囚人たちは同氏に對して深い追慕の念を抱いてゐる。「判檢事上りの所長ではダメだ、有馬さんのやうな宗教家でなくては、おれたちの氣持は分つてくれぬ」とは、親しく私が耳にした同刑務所囚人の言であつた。

◇德を以て服すれば獄壁なくとも囚人は逃げぬ。徒らに塀を高くして監視を嚴しくする前に行刑當事者の心すべきことは多々あるであらう。

◇今度脫獄した者は何れも模範囚として一級の處遇を受けてゐたものである。刑務所では、徒らに外面に從順改悛を裝うて、官吏に平身叩頭する卑屈な徒がともすると氣に入られ待遇をよくされる弊がある。囚人を見る眼、扱ふ心には深甚の批判反省を加へらるべきである。外的權威のみによつて統制しては、又外觀だけによつて囚人を判斷しては、必ず第二、第三の「模範囚の脫獄」が種々な形を取つて發生するであらう。

◇本事件のために獄中の囚人生活が現在以上不自由な暗いものとされるやうであつてはならぬ。むしろこれと反對の方向に向つて改善策を講ずるのがこの事件の教訓を生かす所以と信ずる。（鈴木安藏寄）

□　□　□

更にまた、同十一日都新聞の日曜評論は、上司小劍氏の「東京市政の監査と脫獄囚」なる一文を揭げてゐるが、同氏はその中に於て次の如く書いてゐる。

◇

最近の社會的大事件は、横濱の脫獄囚人が東京市内へ入り込んで來たときの捕りもの騷ぎであつた。兇暴なる惡人として、彼等三名は、さながら檻を脫した猛獸のやうな取り扱ひを受けた。彼等はむろん兇暴であらう、私は決してそれに異議はない。これを追ひ詰め捕縛した警察

當局の手柄を稱揚し、感謝するに於ても、また決して人後に落ちない。しかし、彼等三人をば、そんなにまで兇暴にしたのは、環境にもよらうし、遺傳もあらうし、また貧困の結果とも察せられる。さうして彼等をかくならしめた責任が彼等自身にあるには相違ないけれど、一般社會もこれに對して全然責任がないとは言へぬ。まだ若い、生ひ先の長い彼等をして、このまゝに一生を葬らしめるには忍びないやうな氣がする。刑務所の粗飯に飢ない彼等も、或は社會全般の溫い心に飢てゐはしないか。

◉思想係判檢事會同

思想係判檢事の本年度定例會同は五日午前九時より司法大臣官邸會議室に於て開會、東京刑事地方裁判所部長潮道佐氏、岡崎區裁判所上席檢事本間寛二氏以下各地方裁判所の上席次席豫審判事並に次席檢事、區裁判所上席檢事等六十名出席、本省側から小原法相、岩村刑事局長以下關係官、裁判所側から林大審院長、光行檢事總長以下各長官參列、法相から一場の訓示があり、直ちに左記諸問事項を主題として協議に入つたが、今回の會同はコミンテルンが今夏第七回大會に於て從來の社會民主々義を抱擁する一大左翼網を張る主旨の決議を行つたので、これに對する取締對策並に府縣會議員選擧の實績に鑑みて明春行はれる衆議院議員總選擧の違反取締對策協議を主眼としたものであつた。

諸問事項

一、國際共産黨第七回大會において決議せられたる運動方針に鑑み檢察並に裁判上注意すべき點如何

二、治安維持法違反受刑者の刑務所における處遇及び釋放に關し判事檢事として留意すべき點如何

三、今次の府縣議總選擧の實績に鑑み改正選擧法令の運用上考慮すべき點如何

四、本年五月以降行はれたる所謂暴力團檢擧の實績に鑑み檢察並に裁判上考慮すべき點如何

海外異聞錄

◇有史前の殺人事件

ドイツのウエツセンフエルスで有史以前の殺人事件が暴露された、といふのは鐵道敷設工事中に、地下僅に七十五センチメートルの所から骨格の立派な骸骨が掘出され、其處が有史前の地層であり、發掘された骸骨の頭蓋骨には大きな穴があつて、石の斧が打込んであつた。

いふまでもなく、他殺被害者の骸骨、斯ううまくノサれたのは被害者の全然氣付かぬ時にやられたもので、周圍に何等の武器も發見されなかつたのは、被害者が加害者に抵抗しなかつたことを證明する…と今日の檢察官は語つてゐる。

◇最近布かれた加州の法律

禁酒は解かれたが、醉つぱらひ嫌ひな女性が絶對勢力を占めるアメリカでは、各州到るところ酒類販賣の上にいろ〳〵小面倒な法規が制定されてゐる。最近カリフオルニヤ州に新しく生れたアルコール飲料統制法と名付くる法律、これは頗るややこしいもので、卽ち「亂醉の習慣ある者又は泥醉常習者には酒類を賣つたりサーヴ出來ない」と云ふ法律で、これを犯せば三十日以上六ヶ月の體刑を免れないさうだ。

それはいゝが、果して習慣性酩酊者か、それとも偶然のそれかを區別する定義と云ふものが又とても漠然としたもので、ウエツプ州檢事總長は次の如く述べてゐるのである。

「習慣性酩酊者とは、過度の飲酒癖に捉はれたる者、常に頻繁に、若しくは機會ある每に酩酊する者をいふ。併し必ずしも每日又は每週過度の飲酒をなすことを意味せず、定期的に暴飲し、頻繁の度と兇暴性を漸增する者を習慣性酩酊者と看做す」

ところで、實際問題として、一々お客をこんな定義に當てはめることは困難だから、その場合は當局で、次の樣な質問を發して判別の資に供すると云ふのだから大變だ。

一、何時間位醉つてゐるか

二、何か祝ひ事でもあつたのか

三、時々こんな工合に醉ふのか

四、この前に醉つぱらつたのは何日頃か

五、近い中に又大いに飲むつもりか

六、君は習慣的に酩酊するかそれとも偶然か

七、大酒の血統があるか

八、再三他人に連れられて歸るやうなことはないか…

◇主人を有罪から救つた猿

一匹の猿が日頃の恩愛に報い、主人を有罪から救つたといふ美談が、最近ベルリンの市民達を感激させてゐるといふ。

今年六十になるマックスといふ老人は猿廻しで、一匹の子猿に藝當をさせ、その可憐な演技はベルリン市内のレストランや酒場でもお馴染となつてゐたが、或日いつもの通りある酒場で、猿に踊りをさせようとすると、どうしたこ

とか猿はその日に限つて踊らうとしない、マックス老人は周章てゝ猿の首に附いてゐる紐をグイと引つ張つたといふわけだ、所がドイツでは動物虐待は犯罪となるところから一人の客は早速その旨を警察に報告した爲め、マックス老人は直に引致され公判に付されることになつた。檢事は動物虐待を理由にマックス老人に有罪禁錮三ヶ月の重刑を要求した。丁度その折證人席に引出されてゐた猿は、サッと老人の膝の上に飛び乘り、寢る眞似をし如何にも老人に唯々服從する樣子を見せ、それから踊を始めた、老人はこれに元氣づき「私がこれを虐待したなどとは滅相もないことです、この通り猿は私になつき、私もこれを子供のやうに可愛く思つて居ります」と述べた。然し檢事は「それは理由にならぬ、兎に角被告は猿に手荒なことをしたではないか、本官は要求通りの判決を願ふ」と主張した。この時老人は老の眼に涙を溜めて「もう暫くお前とも逢へなくなつたなア」と小聲でいふ途端、猿もそれと察してか、ピヨンと老人の肩に乘るや、老人の首を兩手で抱いて其鰓だらけの頰にキッスをした。この涙ぐましいまでの恩愛の情景に判事はいたく動かされ「本官は檢事の論告を覆し被告に無罪を宣告する」と述べるや、傍聽席の婦人達から感激のあまり啜り泣きさへ聞えた。マックス老人は別れにと持參してゐた猿の好物嚙みタバコを與へ、無罪の喜びにイソイソと退廷したとのこと。

◇強盜街パリ、二ケ月間に一千件以上

最近パリ市當局發表によると、七八兩月中を通じ、パリ市内外では強竊盜事件がなんと千件以上に上つてゐる。その被害の種類は、

住宅が六百四十六件、商店が三百三十七件、ホテルが百十四件、劇場が四十五件、之に對して警察で犯人を擧げたのはタッタ二百五十三件、しかも何れも現行犯ばかりといふから、パリの警察はあまり有能とは言ひ得ない。

◇珍商賣の親玉、乞食專門のメイキヤップ師

スペインは歐洲でも乞食の多いので有名な國だが、この國の首都マドリッドの「乞食界」の裏に非常に巧な乞食のメイキアップの職業的專門家が居ることが、最近マドリッドの新聞記者カリバ氏の手で發見された。カリバ氏は同國の名物である乞食生活を知るため、苦心の探訪を續け、約一箇月に亙つて自ら乞食の生活をやつたが、偶然にも乞食の扮裝專門の商賣人が居ることを知り、仲間になつた一見「不具」の乞食を通じて行つて見ると、彼は元彫刻家であたが、彫刻では食へないのでこの珍しい商賣に入り、かなり裕かな生活をしてゐるといふことがわかつた。その男のメイキヤップは非常に巧で、これについて彼は次のやうに述べたといふ。

「乞食もかう多くなつては却々商賣になりません、だから一層人々の憐憫を惹く爲には「不具」に見せる必要がある。そこで乞食諸君の申込みは澤山あるのですが、私もこの商賣が非常に面白いと思つてゐます。私の手にかゝれば腕無し、つんぼ、びつこ等のかたわは朝飯前に出來、めくらも卵の殼を眼球の表面に被せて立派に作ることが出來ます」。

選句所感

春汀君の句、江邊の荒涼たるさまを叙し得てゐるものである。しかもそれが單に芦の枯るゝさまばかりでなく、捨舟といふ人事的のものを配して巧に調和してゐるところ、抒情味を底に持つたものである。勿論芦の間に捨てられてゐる舟であるから小舟であるのは云ふまでもない、そして半ば泥を被つてゐるからにはすでに久しく其處にそのまゝあるもので、夏の頃使つたものであらうことも思はれる。そこに詩人的想像が湧く。恐らくは夏の夜涼みに使はれたものでもあらう。それが用なくなつて芦間に捨てられたまゝ、泥をかぶつてゐるあたりには、夏の間風に打戰ぎ、江上に一層の涼氣を添へた風情とは打つて變り、葉の落ちた莖のみとげ〳〵しく直立して、微風にさへカサ〳〵と鳴る音は寒さを送つて來るのである。芦の枯るゝといふ寂しい自然現象に對する心に、捨舟が何か感傷的なものを加へる役目をしてゐるのである。それが荒涼たる感じに一脈の艶を含んで複雜味ある句となつてゐる。

毎月募集
刑政俳壇
題當季隨意
〆切毎月十五日限
用紙官私製葉書

編輯部選

天
捨舟の泥に沈みて蘆枯るる　練習生　春汀
地
垣もなく住む一村や菊の花　大曲　刀羅象
人
大霜や抜き荒したる葱畑　青森　靜風
秀　逸
山茶花にばら〳〵雨のかかりけり　福岡　紫陽
干柿に集まる蠅や小縁側　名古屋　小舟
花火見のくらがりにゐる人數かな　大曲　華白
霜柱川邊に碎くあひるかな　栃木　析村
明けきらぬ霧に灯せる築場かな　釧路　船風
住　作
寒月や靜もる街の屋根光る　三重　總堂

■

刀羅象君の句には、その表現に所謂舊派の殘滓がかすかに匂つてゐる。で一讀清新なる感味を與へられないのは不滿とすべきところだが、山村の秋の平和さを思はしむるに充分な情景ではある。田舍の家は互に他と隔つる高き城壁をめぐらすやうなこともなく、まことに開放的である。そして家のめぐりには野菜畑を持つとか果樹を植ゑるとかしてゐるが、それがまたおのづから屋敷の境界でもある。そして庭先と云はず、その畑の隅までもさまざまの草花などを咲かすので、季節の花がいつも絶えず見られる。それが別に手入れをしてあるのではなく、殆ど野生の如き狀態におかれながらも、生々した美しい花を開いてゐる。そして今は秋である。一村中どこの家に行つても見られるのは菊の花で黃菊白菊の色とり〴〵に咲き亂れてゐるのである。それが物々しく取り廻した塀のうちに人工的に栽培されたのを見るのとは全く趣を異にして、素朴な草屋のめぐりに自然のまゝの姿で咲き盛つてゐるのは、見るからに平和そのものである。全體の表現に前言ふが如き概念的な舊派臭のにほひをほのめかしながらも救はれてゐるのは、句柄の素直なところにある。そしてこれも人事をからめて、その人事が殊更に目立たずゐるところに味はひのある句である。

■

靜風君の句、霜の句としてその配材の目新しいところに心を惹かれる。霜といへば道路の上とか橋の上とかをすぐ思ふ。斯うした句はもう陳腐極はまるものであるが、今だに絶えないのである。葱畑には抜き殘りがところ〴〵に青く殘つて、しかも抜いたあとはそのまゝに土が荒らされてゐる。そこへ雪を欺く霜が降つて、畑土の荒れた感じを深め、抜き殘りの葱の色を痛々しく見せてゐる。そこに俄に至つた大霜の寂しさと冷たさをおのづからに思はしめるところがある。卽ち眼に見る霜の色ばかりでなく、その持つ冷たい感じに入つてゐるところの窺はれるところがよいのである。

■

本年も忽ち終末號となつた。健かなる御越年を祈ると共に、來るべき新しき年の本俳壇を一層秀什佳吟に充ち溢るるものにせむがための御精進あらむことを切望に堪へぬ次第である。

小春日の庭一ぱいに籾を干す　岡山杏城
南瓜鍋かけて夜長を語りけり　室蘭彩月
ところ〴〵殘照のあり黐紅葉　旭川石亭
日の障子ポンと打ちけり多の蠅　釧路霧笛
野鼠のかくれし穴や草紅葉　柳町花仙
芋殼を吊り並べてぞ多搆　三重みどり
庭垣の茶の花白し朝の雨　名古屋雨月
鬼蔦の紅葉こぼるる微風かな　市谷峨房
虫啼くや藁被て眠る演習兵　福岡楳城
僧坊の破れ障子や多の月　岡山秀水
實ばかりになりし樗や多の雲　德島靖關
風邪の子に夜寒をいとふ屛風かな　甲府夕雨
コスモスに園兒列びて歌ひ居り　三重一拜
蟋蟀や灯に影置ける土間の臼　盛岡覺治
朝寒や河の流れの音もなく　岐阜峯月
螳螂や草にすがりて露の中　旅順漣
枯桑の續く一路や多の月　千葉古山
夜廻りの音さむざむと多の月　三重寒山
落葉焚く煙あちこち日暮かな　豐多摩朗々生
言ひにくき話に撫づる火鉢かな　高知圓月
月の夜の風にきらめく芒かな　釧路漁翁
秋の燈の映る障子の白さかな　大曲華白

山を背に相似し家や吊し柿　釧路船風
小春日や舟虫群るる砂の上　練習生春汀
コスモスに少し風ある日和かな　三重一拜
長雨に垂れ咲く萩や色褪せぬ　盛岡覺治
雨雲の乱れてとぎれ〴〵や渡り鳥　哈爾賓晃水
看病の夜は更けにけり虫の聲　哈爾賓景介
風なくて一しきり散る落葉かな　旭川角仙
多の月火の見櫓の影長し　名古屋明峯
小春日や汐木を拾ふ人の影　大曲呑洋
木枯に暮れゆく里の燈火かな　巢鴨華水
高枝に鋭き聲や朝の百舌　三重無恙柳
落葉してあらはになりし鳥居かな　三重松峯
日溜りに稻架乾きゆくにほひかな　釧路星丘
山に日の落ちて稻刈る寒さかな　釜山久佚
水鳥の聲のひびくや多の湖　名古屋双葉
陽に寒き海の光や多に入る　小倉翠
鐵路のみ光る刈田となりにけり　新義州春光
倒れ木のアカシヤ芽吹く秋日かな　小倉素川
蕪青き畑に散りたる落葉かな　八王子培風子
多に入る障子の破れふさぎけり　大洲鳳龍
月影の甍に沁みる霜夜かな　青森紫淵

敍任及辭令

勳七等　作業技師　中谷源一（小菅）
勳八等　看守長　鈴木勇（宇都宮）
同　同　水上友吉（浦和支）
（十一月二日）
通譯兼看守長（横濱）　看守長　白倉通雄（宇都宮）
免本官專任看守長（宇都宮）（十一月八日）　通譯兼看守長　武子喜久治（横濱）
從七位　看守長　喜多義一（市谷）
正八位　同　藤倉武（網走）
同　同　高橋龜治（同）
（十一月二日）
任檢事補東京控訴院檢事三等二級
司法書記官（十一月九日）　正本亮（行刑局）
願免　支所長看守　西鄉民吉（栃木支）
栃木支所長　看守長　二瓶伊七（千葉）
千葉　同　村岡喜久（神戸）
神戸　同　岡井定男（姫路少）
姫路少年　同　春藤勝三郎（大分支）

大分支　同　羽田野直（横濱）
横濱　同　菊樂夷（京都）
京都　同　糸井輝一（奈良）
奈良　同　高崎又市（大阪）
岡山　同　西田剛一（松江）
免本職松江　支所長看守　山根義幸（京町支）
京町支所長　看守長　原田忠吉（熊本）
免本職熊本　支所長看守　中島廣記（高山支）
高山支所長　同　小島耕一（仙臺支）
仙臺支所長　看守長　木村元吉（小菅）
免本職小菅　支所長看守　田口房治（高梁支）
高梁支所長岡山　看守長　石川榮市（鹿兒島）
鹿兒島　同　永岡三市（岡山）
免本職沖繩　支所長看守　城元米吉（大島支）
大島支所長　看守長　茂久親秋（沖繩）
横濱　同　池田詮季（栃木支）
栃木支　同　瀧澤齊（横濱）
任司法書記官（行刑局）四等六級（十一月十八日）　檢事　清原邦一（東京）

浦和支　保健技師　松岡修一（静岡）
静岡　同　佐藤金司（浦和支）
願免　支所長看守　井上清次郎（米子支）
米子支所長　看守長　喜多義一（市谷）
市谷　同　石井文太郎（甲府）
甲府　同　渡外三郎（前橋）
前橋　同　鈴木長次郎（豐多摩）
豐多摩　同　大武鐵四（宇都宮）
宇都宮　同　田中清一（宮城）
宮城　同　高橋又兵衞（秋田）
秋田　同　岡部清四郎（盛岡少）
盛岡少年　同　青木柳吾（札幌）
免本職札幌　支所長看守　橘井吉治（横手支兼秋田）
横手支所長兼秋田　同　高岡鄉藏（酒田支兼鶴岡支）
酒田支所長兼鶴岡支所長　同　佐藤平兵衞（米澤支兼山形）
米澤支所長兼山形　看守長　芝哲朗（德島）
德島　同　村田義格（三重）
三重　同　水野兼吉（岡崎少）
岡崎少年　同　川口隆（静岡）
静岡　同　渡邊治三郎（高松）
高松　同　原長榮（府中）
府中　同　種田寧（静岡）
看守長（静岡）　看守　吉田清麻（金澤）

同　（大阪）　同　岩崎秀夫（横濱）
名古屋　看守長　落合重太郎（静岡）
静岡　同　佐久間安藏（名古屋）
（十一月二十日）
從四位　所長典獄　辻敬助（大阪）
（十一月十六日）
正六位　同　里誠一（岐阜）
同　同　長谷川鐘太郎（宇都宮）
同　同　和田岩雄（奈良）
（十一月十五日）
死亡　看守長　宮田長之助（小菅）
（十一月二十一日）
小菅　看守長　永田亥之助（府中）
府中　同　多治比宗興（名古屋）
免本職名古屋　支所長看守長　蕨勝熊（四日市支兼三重）
四日市支所長兼三重　看守長　枇杷橋喜一（京都）
免本職京都　支所長看守長　森田朋行（堺支兼大阪）
堺支所長兼大阪　看守長　山東登（廣島）
廣島　同　西村兵四郎（浦上支）
浦上支　同　川畑叶二（久留米少）
看守長（久留米少）（十一月二十六日）　看守　高島鹿一（長崎）
正七位（十一月十五日）　看守長　堀池猪太郎（栃木支）

刑政第48巻第12号
矯正図書館

◇◇◇ 行刑統計 ◇◇◇

昭和十年十月中入出監竝月末在監人員

Prison Population during the Month of October 1935

（△ハ減）

	越員	入監	出監	現員	前月末日現在	前年同月末日現在	増減 前月比較	増減 前年比較
受刑者	50,496	5,159	4,929	50,726	50,496	47,795	230	2,931
被疑者	401	2,210	2,300	311	401	200	△ 90	111
刑事被告人	5,947	4,869	4,530	6,286	5,947	5,759	339	527
勞役場留置者	615	921	918	618	615	701	3	△ 83
乳兒	13	7	6	14	13	9	1	5
總計 男	56,528	12,905	12,399	57,034	56,528	53,479	506	3,555
總計 女	944	261	284	921	944	985	△ 23	△ 64
總計 計	57,472	13,166	12,683	57,955	57,472	54,464	483	3,491

備考　受刑者現員中ニ朝鮮人 男 2,560人 女 5人 ヲ含ム

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレバ左ノ如シ

國名	受刑者	被疑者	刑事被告人	勞役場留置者	計
中華民國男	69	—	4	—	73
露西亞男	3	—	—	—	3
總計男	72	—	4	—	76

法學協會雜誌

第五十三卷　第十二號
十二月一日發行　東京帝大 法學協會發行

□論説

訴訟に關する合意について……東京帝國大學助教授　兼子一
英米法に於ける秘密の保護（二・完）……東京帝國大學教授　末延三次
保安處分法理論の體系的構成（四・完）……臺北帝國大學教授　安平政吉

□資料

私法上の法律行爲の要素としての公法行爲の欠缺（一）……東京帝國大學助教授　田中二郎

□紹介

田島順著・物權法（三潴信三）—小野清一郎著・中華民國刑法（瀧川幸辰）—近時民法學界の收穫（我妻榮）

□判例研究

民事訴訟法判例批評（一六〇）……東京帝國大學名譽教授　加藤正治
民事法判例研究錄（昭和一〇年度・七）
菊井維大—鈴木竹雄—穗積重遠—齋藤秀夫—我妻榮—川島武宜—吾妻光俊—石井照久—東季彥—有泉亨—小町谷操三

□雜報

法理研究會記事「歐洲の近狀に付いて」
法學協會雜誌第五十三卷下總目錄

法學論叢

昭和十年十二月　發行所　京都帝國大學法學會
十二月號　發賣所　東京　有斐閣
第三十三卷第六號

論説・資料

寡婦の相續權——特にゲルマン法を通じて——……近藤英吉
國體（二・完）……牧健二
行政犯と刑事犯……須貝脩一
相續稅法に關する二三の問題……三谷道麿

批評と紹介

『ローマ法大全』（Corpus Iuris Civilis）其他の新なる英譯……田中周友
フォンシウエリン『獨逸法制史大綱』……西本穎
張秀哲氏著『國民政府の外交及外交行政』……尾上正男

判例研究

〔民事法〕假裝賣買と賣主の地位……田島順
前拂利息の控除と消費貸借の成否……於保不二雄
會社が取締役に對して提起する訴……大橋光雄
間接訴權の訴と債務者破產の場合に於ける中斷……齋藤常三郎
〔刑事法〕橫領後の橫領行爲の性質……宮本英脩

雜報　京都帝國大學法學會大會及諸研究會記事
附錄＝＝本誌第三十三卷總目錄

刑政第48巻第12号
矯正図書館

法學新報

中央大學法學部門機關
第四十五卷　第十二號　昭和十年十二月

指圖式保險證券に就て……野津務
レオンハルトの權利侵害論……講師吾妻光俊
祖先崇拜(祭祀)……教授天野德也
天皇及國家を中心として憲法を論ず……教授高窪喜八郎
刑事法雜題(一四)……講師平井彦三郎
ユスチニアヌス帝學說彙纂第九卷邦譯……船田享二
刑事判例研究(四四)……講師草野豹一郎
刑法第二百十一條に所謂業務上の過失の意義
民事判例研究(一一)……民事判例研究會
質物に對する返還請求權の競合(岩田新)—併合の要件を具備せざる共同訴訟の取扱・併合の要件を具備せざる共同訴訟と證據資料(前野順一)—前拂利息の控除と消費貸借の成否(岩田新)—假裝賣買の賣主の地位(矢部克己)
外國判例研究(一五)……講師岩田新
近着外國雜誌法律論題要目

法曹會雜誌

第十三卷　第十二號
昭和十年十二月一日發行　司法省構內　法曹會
定價金五十錢　振替口座東京一五六七〇番

○反訴に於ける牽連關係……橫濱地方裁判所判事　尾章
○種類債務の性質(二・完)……東京控訴院判事　川添清吉
○英國會社法の主なる判例……東京民事地方裁判所長　根本松男
○一九三三年度獨逸國司法統計……司法省調査課　小山松吉
○名判官物語(八)・板倉重矩(その三)……司法省刑事局
○改正衆議院議員選擧法質疑回答集
○本誌第十三卷總目錄
○法曹會決議　○司法省訓令通牒回答　○判例要旨　○雜報

帝國辯護士會誌

正義

昭和十年十二月號　定價金五十錢

□報告
第一東京辯護士會帝國辯護士會に於る司法制度改善實行委員會決意意見
臺灣辯護士協會主催同島始政四十周年記念講演會出席報告……後藤傳兵衞
昭和十年度廣島控訴院管內辯護士大會出席報告……孔德興
□論說
天皇及國家を中心として憲法を論ず(三)……鵜澤總明
思想善導の根本策(續稿)……高窪喜八郎
立法上の指導原理に就いて(二)……田多井四郎治
□講演
我が辯護士制度の進展と帝國辯護士會の設立……名譽會員　原嘉道
□時評
司法の公明を蔽ふ者は誰か—裁判長と忌避問題—司法の威信と監督官の責任
教學刷新評議會と人選—裁判官の良心—停年か定年か—保釋と責付—法治國の眞義—司法制度の擁護者—學奴と學匪
□資料
縣司法公署及兼理司法縣公署視察記……滿洲國司法部
法曹瑣談(六〇)……刑事司第一科長　武藤富男
□判例研究
判例の歩み……山崎佐
□判例要旨
民事十八件—刑事二十二件—行政二十件
□文苑
和歌……吉村宗次
俳句……
□記事
執達吏事務改善協議會決定事項……播磨龍城
□會報
理事會—委員會—雜事社交……河西善太郎
□附錄
昭和十年度『正義』總目次……

東京市麹町區西日比谷町一番地
帝國辯護士會發行
電話銀座四三八〇、二二五五番　振替口座東京七二三九〇番

矯正図書館

東京帝國大學教授

法學博士 牧野英一先生著

改訂 **日本刑法**

五七版 發賣

本書の著者が、社會と法律の進歩への深い省察を基調としつゝ多年講壇に著述に、常に新しき時代の爲の指導的法律理論の建設に倦まず精進せられ、其内外の學界への貢献は洵に多大なるものがある。本書は博士が我現行刑法の全編を汎ねく内外の學説、判例、立法例を引證しつゝ詳説し、縱横に自己の學問的主張を展開せられし、數多き博士の著述の樞軸たる斯學の最高權威書である。

菊判總布函入 總頁一〇一〇 定價六・五〇 送料 内地三〇 鮮滿七五

重訂 **刑事訴訟法**

二〇版 發賣

本書は前數回に亙る增訂に依り實に六百頁の大著となれるものにして、今回は其の後の研究に成る學説及判例を參照し、また昭和七年一月より實施せられたる刑事補償法の説明を補足し讀者の參考に資す。刑事補償法は刑事訴訟法の附屬法として最も重要の新法規である。博士は特に此の新法に對して其要旨を簡潔に論じ、之を本書の卷末に加へて發賣せる重訂版である。

菊判總布函入 總頁六二八 定價四・五〇 送料 内地二二 鮮滿六二

東京神田神保町二 有斐閣 振替東京三七〇番

編輯餘錄

□ 最近殊に逃走事件が頻發したが、之がために帝都は非常に恐怖し、同時に新聞紙上に於て教育刑主義が批判の俎上にのぼされることになつた。殊に、教育刑主義の具體化とも稱すべき累進制が批難の對象となつた。

□ この時に當つて一・二の新聞論説はそれが制度の罪にあらずして運用の罪であるとなした。時事新報の如きは横濱の逃走事件の爲めに新しき教育制度を破壞するが如きことの不可なるをいましめた。制度は制度として育て行くこそ文化人のつとめであるとなしたことは編輯子の特に感激したるところ。

□ わが行刑がいよいよ課長制度の下に更生することになつた。しかしそれによつていくらかでも官僚的色彩が生れでもしようものならそれこそ改惡のそしりをうけるに違ひない。各員戒めて課長風を吹かさぬやうにせねばならない。

□ 大藏省が行刑の勅任督察官制度を査定した。おそらく本年の豫算に於ては復活が六かしいことではあらうが、しかし、當局が行刑の勅任制を高調しその實現にまで努力しつつあることを多としまた明年へのうまざる努力を要望して置かねばならない。

□ 編輯子は刑務官が勅任になることを望んで居るものとは思はない。しかし、刑務官を勅任にまでひき上げることは行刑の重要性を世にしらしめる所以であることを忘れることなく明年を約束されんことをかさねて主張するものである。

□ 正木書記官を送つて清原書記官を迎へることとなつた。檢察社會の一角より叫ばれる行刑論と新進の抱負とが融合するとき行刑はますます領野を廣め行くであらうことを信じて疑はない。

昭和十年十一月十九日夜

——あき羅——

定價表	
一冊(稅共)	金二十五錢
六冊(稅共)	金一圓五十錢
十二冊(稅共)	金三圓

廣告料	
一等一頁	金五十圓
二等一頁	金四十圓
普通一頁	金三十圓

注文規定

●御注文は總て前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但しなるべく振替を利用せられたし、口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
●御注文の際は必ず送附先明記のこと、從つて轉居の際は新舊住所を御屆け下されたし

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和十年十一月三十日印刷納本
昭和十年十二月四日發行

東京市麴町區西日比谷町一番地
編輯兼發行人 伊藤忠次郎
東京市葛飾區小菅町一二八四番地
印刷人 竹田益平
東京市葛飾區小菅町一二八四番地
印刷所 刑務協會印刷部
東京市麴町區西日比谷町一番地
發行所 刑務協會
電話銀座 二三四四・三八二五番
振替口座 東京 二五〇五九番

刑政第48巻第12号

矯正図書館

4082

48e Année N° 12 Décembre, 1935

KEISEI

Revue pénitentiaire du Japon

dirigée par

G. Iwamatsu

Président de la Société des Prisons du Japon

Sommaire

Note éditoriale.

Yoshimasu, M. Le problème de la volonté et la pédagogie criminelle (1).

Hosokawa, K. Principes fondamentaux du droit pénal chez "Buke" (la classe militaire) au moyen âge.

Mouvements des idées à l'étranger:

Dr. Graf Gleispach; International Unification of Criminal Laws.

KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon)

près le Ministère de la Justice

116
#

刑政第48巻第12号

矯正図書館

11629

卷頭言

□民業壓迫とその調節　正木亮　一
□行刑の個別處遇と檢事同一體の原則　正木亮　二
□囚人心理の種々相　正木亮　三
□行刑とチヤンスの把握　正木亮　四
□兇惡犯罪の續發と危險性の處罰　正木亮　五
□吏道肅正と行刑の吏道　正木亮　六
□思想犯保護觀察法生る　正木亮　七
□行刑改良論と刑務官の立場　正木亮　八
□少年行刑の再組織　正木亮　九
□都會と田舍の犯罪　正木亮　一〇
□家庭相談制度の樹立　正木亮　一一
□昭和十一年を送る　正木亮　一二

論說・資料

□行刑戒護の目的と作用　岩松玄十　五五七
□行刑處遇の軌道　岩松玄十　八五一
□第十一回國際刑務及刑法會議　牧野英一　二八一九
□思想犯保護觀察法の思想的意義　牧野英一　七五三〇
□心神耗弱者と『社會防衛法』　牧野英一　一五一九
□前科をめぐる刑事上の諸問題　正木亮　三五一五
□被害賠償の刑事政策的意義　正木亮　一〇五三
□教育刑の原理の再認識　木村龜二　一四二〇
□犯罪人の分類　木村龜二　一三三五
□犯罪人の危險性　木村龜二　九五一七
□理論としての刑罰と實踐としての刑罰　木村龜二　一三七三
□行刑と教育科學　青木誠四郎　四五一〇
□犯罪教育學と意志の問題(二)　吉益脩夫　一四一三
□刑事政策上より見たる精神薄弱の問題　吉益脩夫　八三一三

矯正図書館

□懲罰の使命と其の運用　中尾文策　二　二七　三
□ロシアの新行刑法に於ける作業中心主義　中尾文策　八　六　一六
□刑務作業の研究（未完）　小川太郎　一　二四　二五／二　三〇　二二
□行刑法と最近の刑事政策　小川太郎　三　五〇　一〇
□行刑自足の原則　寺光忠　二　四九　七／三　三〇　三三／四　一五　一五
□徳川幕府の牢屋制度　細川龜市　五　三五　三三／六　一四　一六
□徳川時代の刑罰論　細川龜市　一　三九　一〇／二　四二　八
□累犯の防遏　尾後貫荘太郎　六　五　九
□少年犯罪者の危險性の規定條件　近藤貞次　三　三三　一九／四　三九　一八／五　三八　一五
□保護觀察制度の研究　重富義男　一〇　一七　一五／一一　四九　七
□初犯釋放者の再入に關する統計的考察　豐多摩刑務所教務課　六　五〇　一六／七　三五　一二
□刑罰に於ける道德性の基礎概念　龜地繁人　四　三〇　九
□行刑影響の三面的關係に就て　戸田作造　七　四七　五
□最近四年間小菅刑務所釋放者の再犯狀態　富井隆信　一　三六　一〇
□受刑者の日本精神並に神に對する考へ方　那須信道　七　五三　五
□伊太利の「執行監視判事」について　安東禾村　九　三　二
□行刑作業としての鰹漁撈成績に就て　深山間作　三　六〇　九
□大日本帝國獄制沿革徴略　四　六四　一〇／五　六六　一〇／六　八一　一四
□イタリアの新行刑制度　ナサニエル・キャンター　一　四六　八／三　五三　一〇
□一九三三年のドイツ犯罪豫防法　ヘルマン・マンハイム　五　五三　一〇／六　六六　三三
□「刑法に於ける革命」　ローレンス・ブロイス　七　五七　四
□沈滯せるアメリカの行刑事業　R・M・シムプズン　九　四八　三
□刑罰の進化　A・ワアレン・スターンズ　三　七一　三
□囚人生活を語る座談會　六　三〇　一〇
□看守生活を語る座談會　八　五五　一〇／九　三三　一五
□逃走・逮捕を語る座談會　一〇　三二　一三／一一　三六　一四

新刊紹介

二月號（一二一—一二三）□高瀬「行刑心理學概要」□甲賀「行刑榮養學」□エルスター、リンゲルマン「犯罪學辭典」□ウイリアムソン「犯罪の豫防と處置に從事する社會事業家」

三月號（五八—六一）□ヴァン・デル・アー「各國行刑事情概要」□エックスナー「米國旅行に於ける刑事學的報告」□フォーゲルザング「未決拘禁者の人格調査」□ブリッチュ「イタリー少年裁判所法」□カンター「犯罪」

四月號（六一—六三）□ヴァン・デル・アー「刑法並行刑事情彙報一九三五年第五卷」□「ベルリン司法保護協會一九三四年度報告書」□ローエス「シンシン監獄—第二百二房」□キッチン「ゲーペーウーの囚人」

五月號（六三—六五）□司法省調査課「和譯伊太利刑法典」□ロッコー「伊太利刑法典報告」□長田「ペスタロッチー」□ビーア「犯罪・性格・教育」

六月號（七九—八一）□フランク「賞と罰」□メッフェルト「ブランデンブルグ刑務所の新建築に付て」□牧野「法律と文化國理念」

七月號（六一—六五）□牧野「刑法研究第五卷」□タラポール「印度に於ける監獄改良」□協調會「徒弟制度と技術教育」□佐瀬「政治犯罪論」□細川「日本法制史大綱」

八月號（五三—五七）□細川「日本固有法研究」□本良「保護の眞相」□ブレタノン「往時の監獄」□藤田「刑務所建築」□キンベルグ「刑事政策の基本問題」□フイッシュマン「監獄に於ける性問題」□司法省調査課「米國に於ける指紋採取法」

九月號（六一—六五）□國際聯盟「少年審判所の組織並に其の業績」□國際刑法並刑務委員會「刑法並行刑事情彙集一九三六年」□英譯「勞働改善法」□チャンバーレン「休戰なし—監獄改良家オスボーンの生涯」□デ